



\*0007648000\*

1

0007648-000

特210-58

粟田部警防史

飯田栄助・著

西野勝治郎

昭和16

ABH

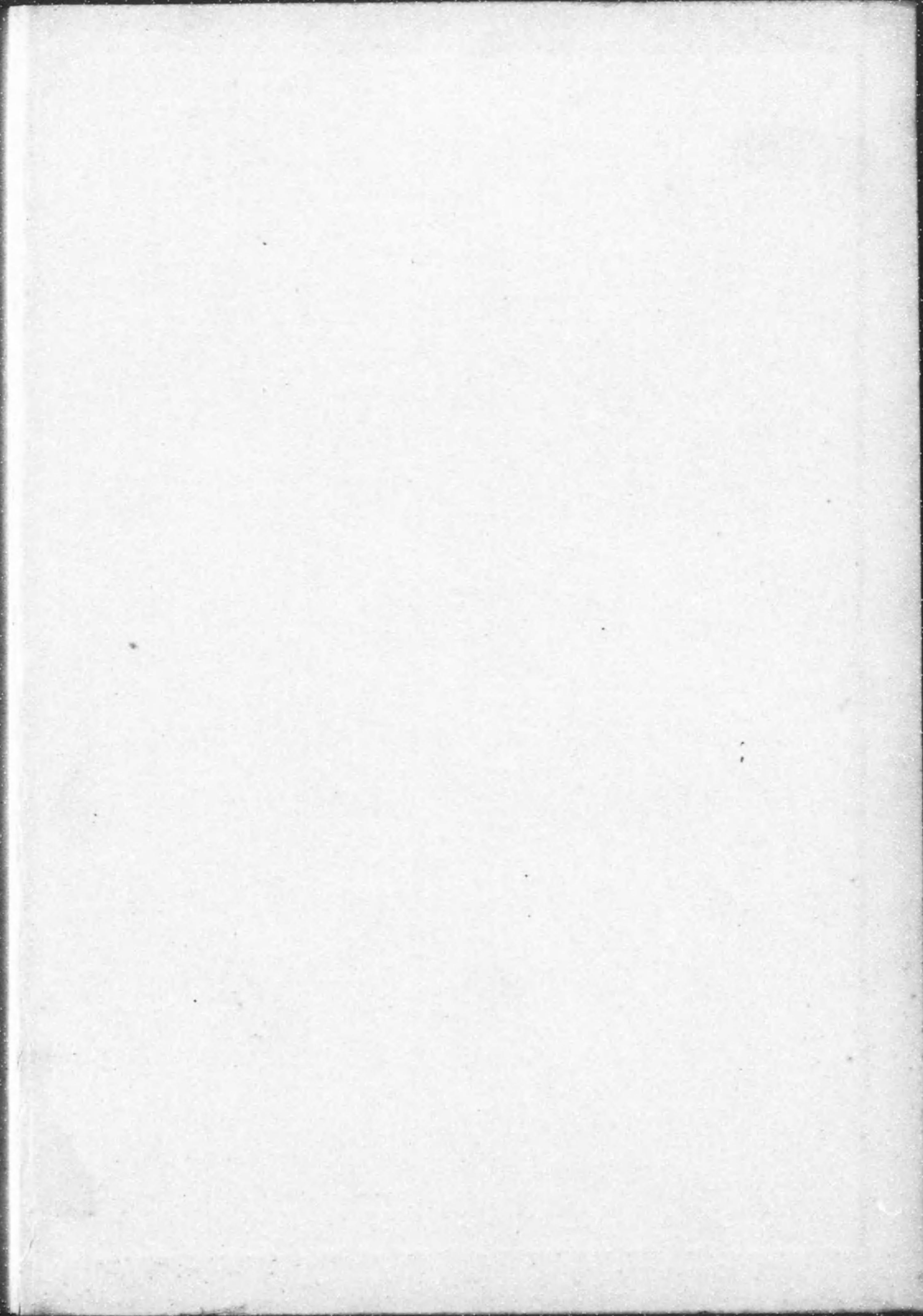
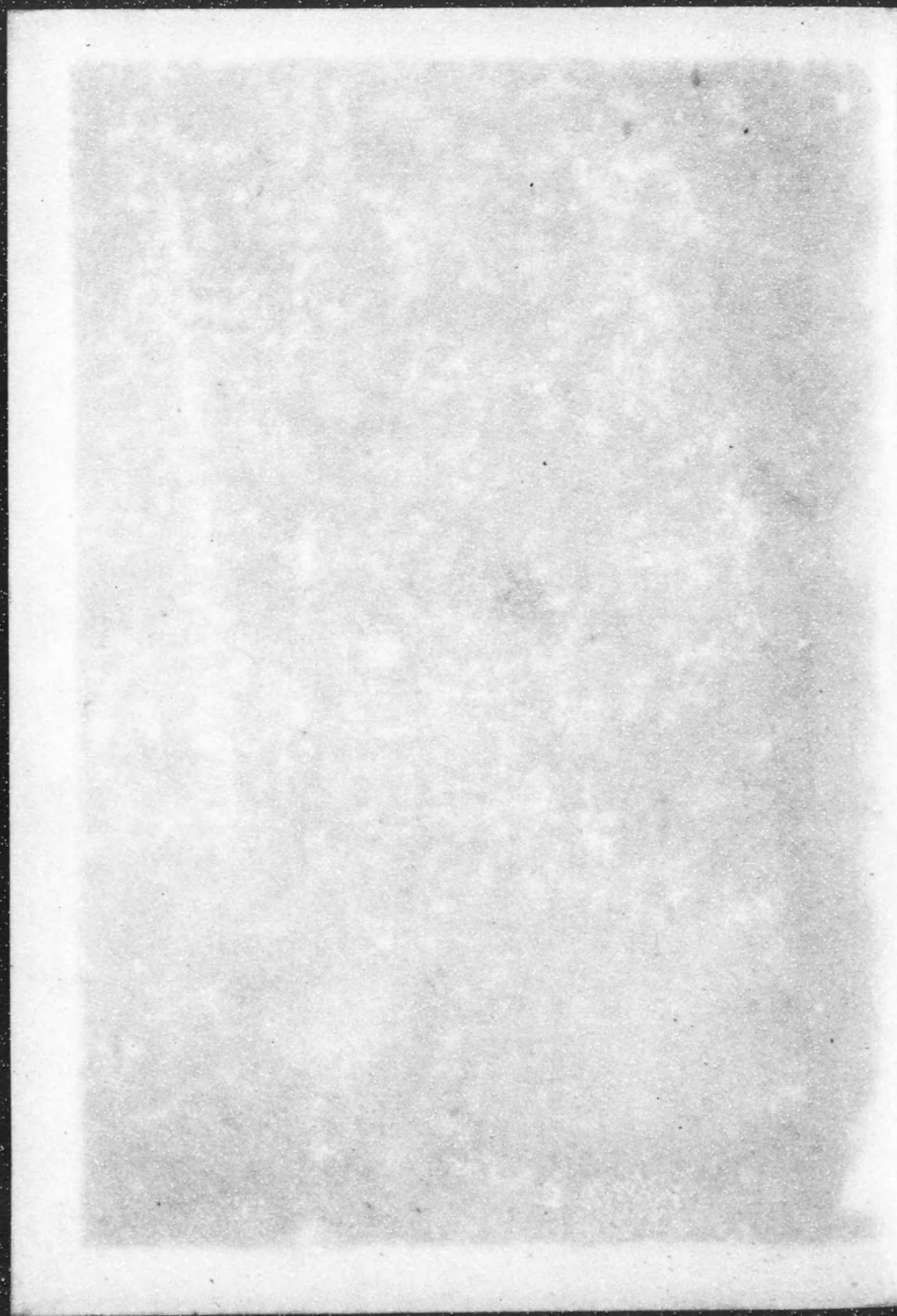
この著作物は、著作権者不明のため、著作権法  
第67条の規定に基づき、平成12年3月2日付  
けで文化庁長官の裁定を受け使用するものです。



史部田藥



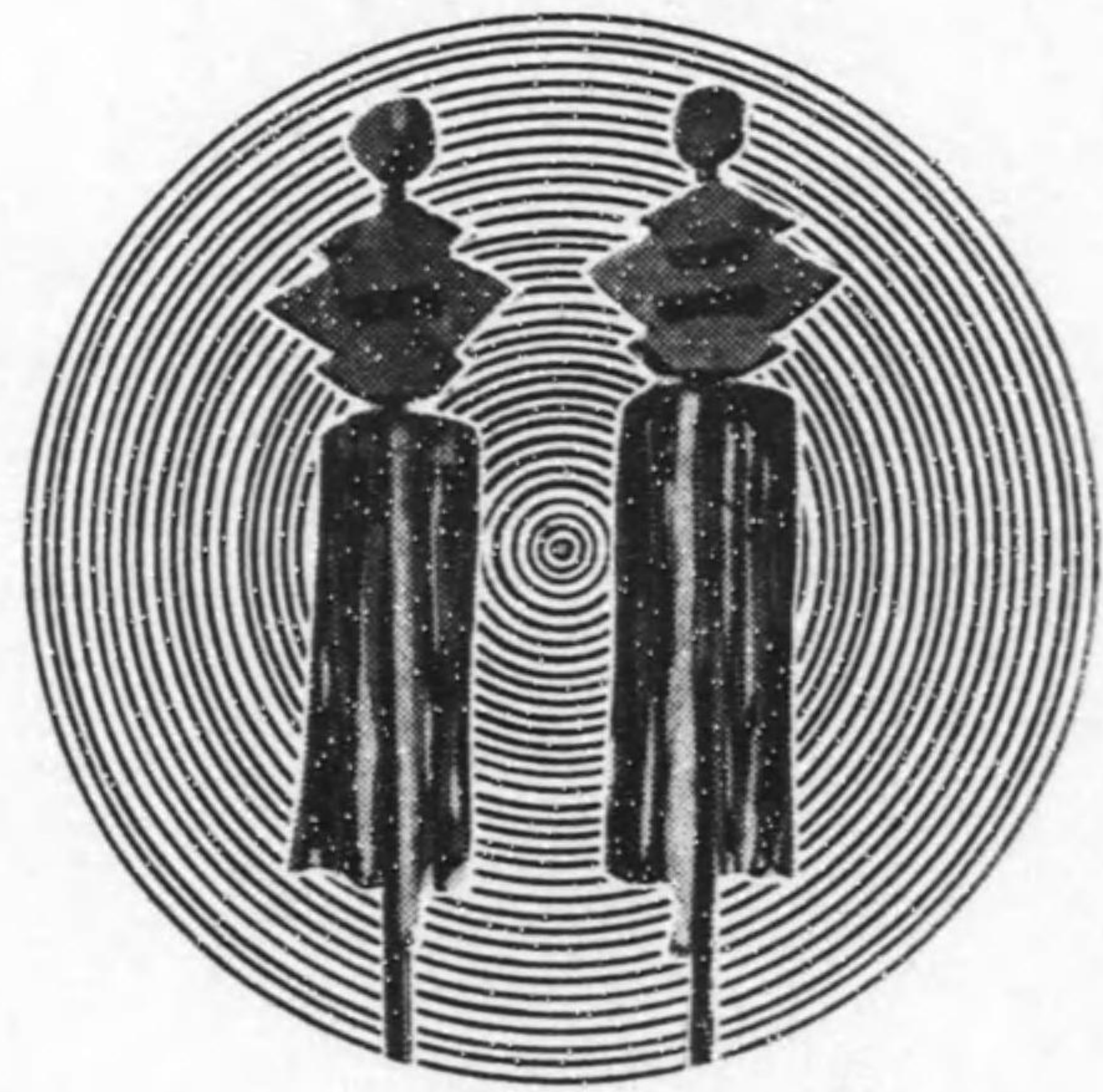
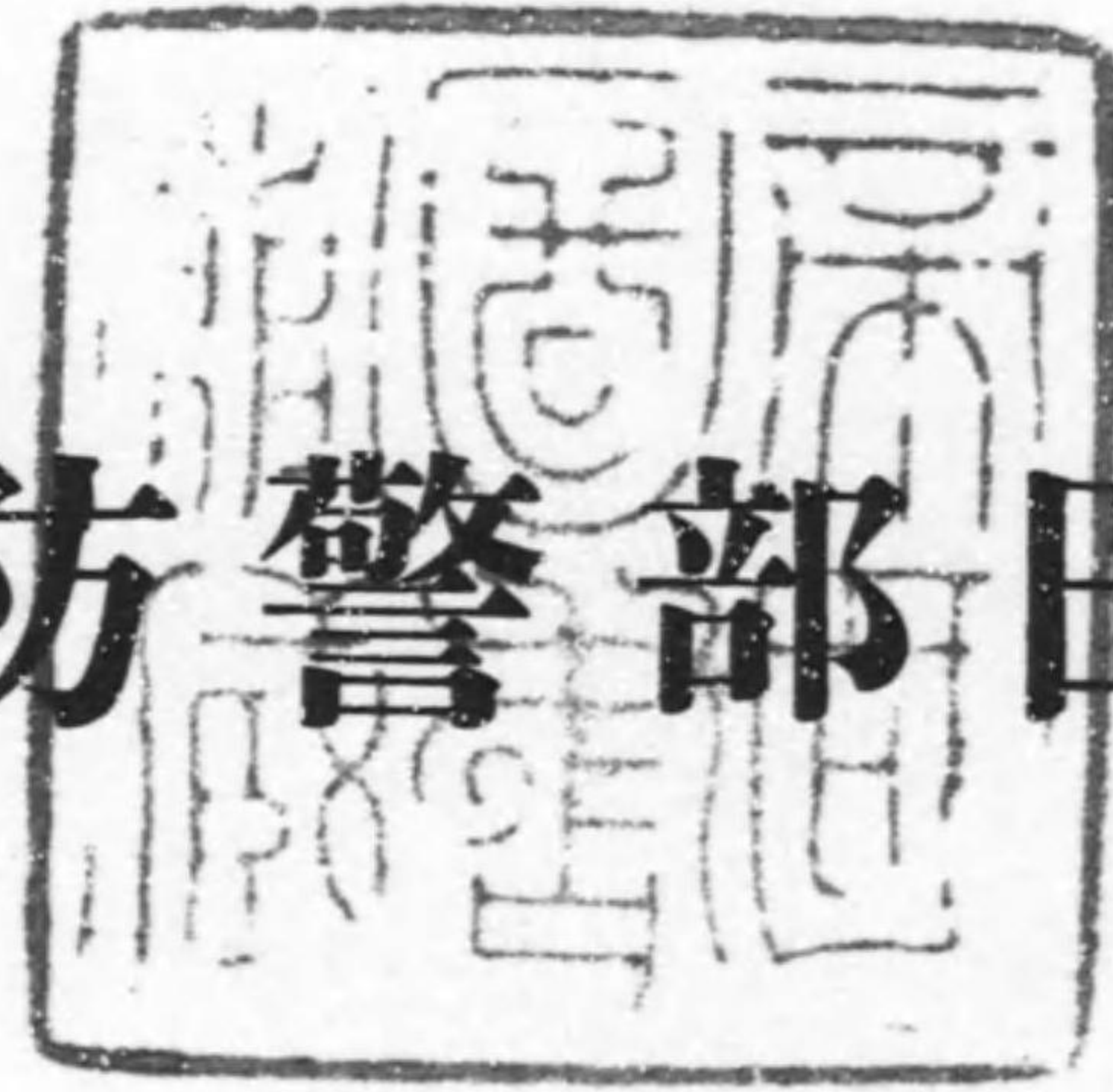






特210  
58

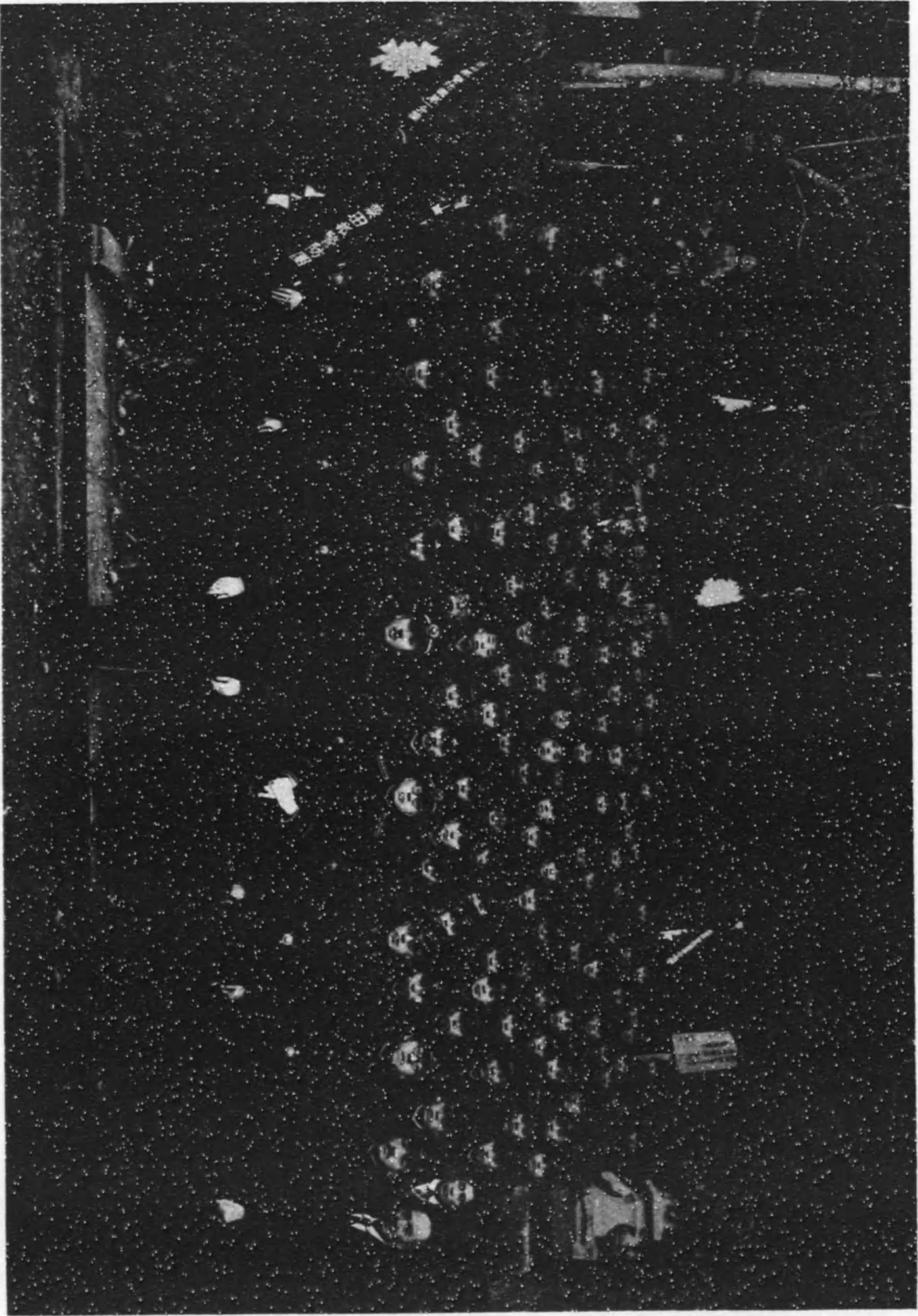
# 栗田部警防史



皇紀二千六百一十一年紀念







(在現月二十年五十和昭) 員 國 防 警 部 川 栗



金 馬 簾 (表面中央寫眞)

縣ヨリ二回授與サル。  
中央ニ二寸程長ク白ク見ユ  
ルモノ、名譽ノ表徴ナリ。



# 令旨

災厄ヲ防遏シテ國土民生ノ康寧ヲ保チ官民ノ連鎖トシテ郷邑ノ福祉ヲ増進スルコト是レ警防團ノ使命ナリ諸子深ク之ヲ肝ニ銘シ夙夜精勵上ハ皇運ノ扶翼ニ資シ下ハ國民ノ輿望ニ答フル所無カルベカラズ諸子ノ責務タル寔ニ重且ツ大ナリ乃チ茲ニ綱領五則ヲ示ス其レ能ク拳々服膺シ以テ警防精神ノ鍛成ニ務ムベシ

- 一 警防團員ハ大義名分ヲ明ニシ滅私奉公ノ志ヲ堅持スベシ
- 一 警防團員ハ義勇ヲ尙ビ責任ヲ重ンジ身命ヲ挺シテ危難ニ處スベシ
- 一 警防團員ハ規律ニ服シ禮節ニ隨ヒ敬愛親和シテ一致團結スベシ
- 一 警防團員ハ志操ヲ堅クシ行誼ヲ修メ身ヲ以テ郷黨ノ指針ト爲ルベシ
- 一 警防團員ハ智識ヲ廣メ技能ヲ磨キ時運ニ隨ツテ日新ノ向上ヲ圖ルベシ

昭和十四年六月二十六日



# 警防團歌

（大日本警防協會選歌  
東京音樂學校作曲）

青雲に  
旗風は  
この朝  
長くも

日はさしのぼり、  
緑にそよぐ、  
若きころに、  
令旨いたたく。

あゝ警防團 血潮はたぎる。

大空の  
大地の  
日の本を  
鐵壁の

伸びゆくかぎり、  
ひろがる極み、  
永久に護りて、  
岩ぎづかむ。

あゝ警防團 心はをどる。

水と火を  
空襲を  
ただ強く  
死を越えて

防ぎて我等、  
阻みて我等、  
使命を奉じ、  
誓果さむ。

あゝ警防團 生命はかるし。

新東亞  
大御稜威  
三百萬  
すめらぎの

明けゆくあなた、  
輝くいまぞ、  
意氣の團結、  
御楯とならむ。

あゝ警防團 誓はかざる。

## 自序

今や皇國は超非常時に際會し、國を擧げて一億一心となり高度國防の充實を謀り、官民一體となつて一旦緩急の場合に備へんとす。然して其の最も緊要なるは素より防空に在り。故に防空なくして國防なしとまで極言せらるゝ蓋し至言といふべし。我が郷土防空の責任は一にかゝりて警防團、特設自衛團、隣保防空組合に在るは言を俟たざるも、就中、其の災害を最少限度に止むる重大責任は實に警防團の双肩にあり。

警防團は戦時のみならず、平時の火災風水害に際しても、率先身を挺して之が防遏に當る義務あり。然して一朝有事の際には其の地理的洞察と風向、其の他の氣象を觀測して、勇猛果斷に、然も敏捷に活動をなさざるべからず。然して臨機應變、處置宜しきを得しめんとせば、平時に於て過去數十回に於ける當町の嘗めし災禍の苦杯を稽へ、其の原因の如何を知る必要あり。古語に「溫故知新」といへるが如く、故きを温ねて新らしきを知るといふ先哲の訓に倣ひ、良く過去の回祿史を熟知するを要す。



我が郷土は癸酉の大火に、舊記、古帳簿等舉げて烏有に歸し、詳細を知るに由なし。唯僅に残る記録を辿りて、故伊藤百助氏の『男大迹部志』に編述されたものと其の後に發見せし當町個々の舊記と、隣村五箇の舊家に残る御用留日記に残る舊記等とを資料とし、鎌倉以後の當町の災害を巻頭に記したり。

是等、いつの大火を考察するも、當町の地理的關係の大に原因するを見る。其の類焼の方向たるや、常に山の手に向つて焼野原と化し、未だ曾つて山より野に向つて大火となりしことを聞かざるなり。故に他日、町の警防の重責に在る者は、此の點に思ひを致さざるべからず。

往古の山崩れ、大洪水、暴風雨の災害、又は兵亂暴動の如きも、舊記の散逸を虞れて順次列記せり。次に火方、火防、防火、隣保互助の自衛結社より、消防組の組織以後現在に至る警防團の活躍状態と、尙將來に於ける防空等に關する希望を述べて一卷となせり。

今回、縣に於て皇紀二千六百年の記念に縣警防史を編纂せらるに當り、當町も此の史の編纂を企圖され、西野勝治郎氏（現警防團長）より依頼を承け、快諾して筆を執りし所以は、平素産土氏神の岡太の大御神に對し、敬神崇祖の念篤き郷土の各位に、

一は今一段の警火思想を鼓吹し、御神威高き大御神の御神徳を欽仰して男大迹部の里を將來

以て彌榮えに榮えしめん爲め、幾分たりとも回祿の災より免れしめ、

一は郷土を愛し、旺盛なる祖國愛の精神を鼓舞し、以て當町發展の礎石たらんとの微衷に外ならず。

若し夫れ後代に於て郷人が往を知り來を察する者あらば、必らず反古覆醬に委し去るべきに非すと爲さんことを信じ、茲に一書に纏めたる所以なり。

初め本史を編纂するに當りては、出來得るだけ細大漏らさず之を網羅せんことに努めたるも、菲才、其の任にあらず、或は遺漏、誤謬の點なしとせず、敢て識者の叱正を俟つものなり。

終りに現警防團長西野勝治郎氏の多大なる御盡力と熱誠なる御援助を深謝し、併せて警防團幹部諸氏の御協力に感謝の意を表す。

昭和十六年四月下旬

飯田榮助識



## 目次

### 第一章 災害史

第一節 男大迹部の地理的考察……………	三
第二節 中古より寛文年間までの災害……………	四
往古の粟田部……………	四
延長の大地震……………	五
成願寺の災害……………	五
天正年間の兵火……………	六
妙道の大火……………	七
第三節 享保より文政までの災害……………	七



享保の大火……………七

泣き天神……………八

雷よけの天神……………八

栗生寺の火災……………九

天明の大飢饉……………九

本町の大火……………一〇

下二日市の火災……………一〇

文化・文政の災害……………一一

第四節 天保より慶應までの災害……………一二

  養  蟲  騷  動……………一三

  馬場の大  火……………一三

  天保の大飢饉……………一四

  弘化・嘉永の災害……………一五

第五節 明治初年より現代までの災害……………一六

安政・慶應の災害……………一六

  上二日市の大火……………一六

  暴  論  家……………一七

  癸酉の大火……………一八

  濃尾の大地震……………二二

  二十八九年の大洪水……………二三

  三十六年以後の災害……………二三

  大正年間の災害……………二三

  昭和初年の大雪水害……………二三

  丁卯の大火……………二四

  昭和六年以後の災害……………二七



## 第二章 消防史

### 第一節 消防組の組織以前

火防組の創立	元
防火組の創立	元

### 第二節 消防組

歴代組頭一覽表	三〇
歴代組頭の寫眞と履歴	三三
歴代小頭一覽表	三三

### 第三節 消防組の活動狀態

組織當時の組員名列	四一
同 設 備	四一

明治三十四年の設備	四六
-----------	----

青銅狛犬の獻納	五〇
---------	----

被服新調及唧筒購入	五一
-----------	----

武生町の大火に於ける組員の活動	五三
-----------------	----

金燈籠寄進	五五
-------	----

鐵骨火之見櫓と蒸氣唧筒	五五
-------------	----

組員詮衡内規	五九
--------	----

丁卯の大火に於ける組員の活動	六一
----------------	----

御 大 典	六三
-------	----

唧筒購入 其他	六三
---------	----

金馬簾授與	六五
-------	----

陸軍特別大演習と感謝狀	六六
-------------	----

御令旨奉戴	六七
-------	----

岩堀工場火災に於ける組員の活動	六七
-----------------	----



自動車唧筒購入.....	六
昭和十一年以後の組員の活動.....	六
昭和十二年の組員活動記録.....	七〇
昭和十三年二月現在の組織と設備.....	七三
第四節 消防訓練.....	七五
綱領.....	七五
出動.....	七六
防禦戦闘.....	八三
防禦上注意すべき要點.....	八七
残火鎮滅及引揚.....	九一

### 第三章 警防團誌

第一節 警防團の組織.....	九三
-----------------	----

團長及副團長.....	九三
-------------	----

第二節 昭和十四年の活動大要.....	九五
---------------------	----

設備其他.....	九五
-----------	----

團員活動記録.....	九六
-------------	----

第三節 昭和十五年の活動大要.....	一〇二
---------------------	-----

團員活動記録.....	一〇二
-------------	-----

團員名列.....	一〇四
-----------	-----

第四節 警防團令及同施行細則抜萃.....	一〇六
-----------------------	-----

警防團令.....	一〇六
-----------	-----

警防團令施行細則抜萃.....	一一三
-----------------	-----

### 第四章 火の警戒に関する諸事項



第一節 自衛團……………一六

特殊の自衛結社……………一三

花筐校自衛團……………一三

日出特設自衛團……………一六

國防少年團夜警部……………一四

第二節 日野山に因む事項……………一四

日(火)の神と縁講……………一四

火祭と御嶽講祭典祝詞……………一四

日野山権現の石燈籠……………一七

第三節 往古よりの習慣・傳説其他……………一六

夜警……………一六

龍吐水及應龍水講(附喜内の龍吐水)……………一五〇

火の用心制札……………一五二

失火せし時の習慣……………一五〇

消防手及警防團員の英靈……………一五

無火災の表彰狀……………一五

観音町の観音様と下佐山町の十王堂……………一五

佐山天神堂と雷よけの傳説……………一五

欄筆にあたりて……………一六



# 粟田部警防史

## 圖挿・眞寫

粟田部警防團員（昭和十五年十二月現在）	卷頭
明治六年癸酉の大火圖	九
昭和二年丁卯の大火圖	三五
消防組歴代組頭	三
獻納の青銅狛犬	五
同 金燈籠	蓋
金馬簾と消防手	蓋
粟田部警防團詰所と自動車唧筒	三
粟田部警防團長（第一代山田清兵衛・第二代西野勝治郎）	六
粟田部町水利貯水池地圖	三
明治組の服装と表札	三
觀音町の石燈籠	四
喜内作の龍吐水	五
佐山天神堂と樅の木	六



# 第一章 災害史

## 第一節 男大迹部の地理的考察

男大迹部の里は名峰行司ヶ嶽を背に擔ぎ、東南五箇村と隣接して僅に田地を有し、西は山邊續きに北新庄村西極尾に隣し、北は山邊傳ひに南中山村野岡に接す。水利は味眞野村よりの文室川を唯一の灌漑の根元とし、岡本川の如きは夏中常に濁水なり。又水ある時も、上流に於て紙漉用に供せし薬品混入の汚水にして、田圃には役立たざる悪水なり。

當町の地勢斯くの如くなれば、往古より東南又は西南の風強き時出火せんか全町忽ちに火の海と化し、甚だしき災害を蒙るなり。當町民は古來より愛町の念殊に篤く、警火思想も他村と遜色あらざるも、往古より火事名物の町として名高きは之れ地理的の考察を忽せにし、地文、人文の大自然を征服して町百年の大計を怠り、唯目前の消極的一時の應救手當のみに汲々として大理想の實現に邁進する有能有力なる偉士の乏しきを物語るものなり。此の點より若し丁卯



の火災後、小學校を花筐聖蹟の地なるが故にとて舊地に新築せんか、又後年の類焼の難は免るべくもあらず。例へ土地狹隘に非らずして擴張の餘地ありとせんも、校地を變更せしは當時の當局者及び町民の覺醒に依る斷行の快事とは言ふなり。

今、舊記、傳説、記録留に依る當町の往昔の災害を年代順に編述せんも、十數度の大火にて烏有に歸し、残れる古文書も多く湮滅して書くに由なく、只寡聞淺學の編者の漸く知り得し事實のみを列記す。固より博識の士より漏脱の譏りは甘受して挿入訂正に吝かならざるは言を俟たず、補正の勞を乞ふのみなり。

## 第二節 中古より寛文年間までの災害

### 往古の粟田部

奈良朝以前より奈良朝にかけて安治麻野郷の一つとして粟田部村のありし事は舊記にも見え神社縁起にも書載しあれど、災害のありたる記述なし。思ふに此の時代にては住家至つて簡素にて、又疎なるが故に、大火としては無きものと思惟し得らるゝなり。

養老年間（紀元一三八〇年）には「秦澄大師來錫して粟生寺、千福寺、左山寺等を開基し、

大師の大徳は村民の信仰をあつめたり。」と舊記にあり。此の時代より漸次に人家も稠密し、火災の時々起りし事は想像し得るなり。更に、天平勝寶年間には「蓬萊祀再興」の舊記あるを見れば、奈良朝の時代には相當に繁華なる一部落をなし、既に百戸内外はありしやと思惟せらる。

### 延長の大地震

平安朝の延長三年八月十五日には「大地震大山津浪ありて山谷震ひ、谷鳴り、山の膝崩れ落ちて谷を埋む。」とあり。然し當町の何の邊にて何戸を埋めしかは記してなし。

### 成願寺の災害

正應年間の頃、大雨のため山崩れあり、鹿ノ浦の成願寺は潰れ、その後之を永仁年間に團子田に建立せられたる由舊記にあり。又、別の古文書には「成願寺は永祿年間の大洪水に押流され、住職は岩本の玄信寺に同居し、元龜か天正の初めに又元の團子田に建立。」とあり。川崎文書には「住持傳阿和尚歸住して間もなき天正八年には瀧川一益の爲めに焼失し、岩本の玄信寺を成願寺と寺號を變へて、引移りたり。」と見ゆ。

男大迹部志には「永仁元年は鎌倉の大地震ありたる年にして、此の時越前も震災にかゝり、



成願寺潰れ、翌永仁二年に岩本へ移れり。」と見ゆ。

因に此の頃まで鹿ノ浦に端正寺といふ寺あり、兵火か失火か天災か知らざれど焼失し、南坂下に引移れりといふ。

#### 天正年間の兵火

天正元年八月、信長は瀧川左近將監一益等の部下を引連れ越前経略に乗込み、隣村大瀧の大瀧寺一山四十八坊を悉く焼失し、合せて岩本村端湯上寺、貞友（今の定友）の善正寺、栗田部村の正言寺（越前電気會社所有地）其の隣なる莊嚴寺（善玖寺の前身）、それに山の寺を悉く焼失せり。尙此の外、火打ヶ端（今の含砂）の萬福寺、千福寺、百福寺等を焼き、更に現岩本啜なる花筐校裏の某寺（大永時代の大瀧寺々庫田數帳には勝鐘院と名記したるあり、この寺ならんか）等此の時兵亂にかゝりしものと思惟せらる。

史實より檢せば瀧川一益は天正元年と同三年の二回、府中、北の莊一圓の攻略に當りしものにて、天正六年や同八年は柴田勝家の治績當時なるも舊記のまゝを記して後世の考證となす。「天正六年春、瀧川左近のために涼安院時代なる了慶寺は兵亂にかゝり全山焼失す。續いて、藥師堂（千福寺附隨堂）も同様焼討されたり。」

これとて織田信長及び部下の瀧川一益が越前へ討伐に入國せしは、第一回が元龜元年、第二回が天正元年、第三回が天正三年にて、其の後、越前経略に來れることなし。然れども天正の初め頃より八年頃迄は一向一揆の猖獗の間なれば、或は一揆の兵亂が天正六年とも思考さるゝなれど、左に男大迹部志に見ゆる記録を掲げて參考とす。

「山の寺、左山寺、藥師堂、千福寺は其の後に於ても、寛永元年、寛文四年、寶永二年等にも焼けて、正徳年中には左山寺が建立せられたり。」

#### 妙道の大火

「寛文二壬寅年に妙道三四郎と云ふ者の家より失火し、栗田部村中にてかち村を除く外悉く焼失す。此の時寺にて残りたるは粟生寺のみなりと傳ふ。」と、男大迹部志にあり。

委しく前後の状態を考古するに「委く焼失す」とあるも、村の三分の一は焼け残りたるもの如し。

### 第三節 享保より文政までの災害

#### 享保の大火



「享保七壬寅年四月、中佐山庄左衛門より出火し、上の方は本町吉竹屋と覺善（現今の津田良一）にて留り、下は下佐山の端まで焼け、十五堂も焼失し、舟橋町も町端まで焼失せり。此の當時村内の總家屋敷は三百餘軒にて其の大半を焼失し、感應寺と法音寺の二ヶ寺は焼け残り、其餘は悉く焼失せり。」と舊記に見ゆ。是れ妙道火事より七十三年目なり。

#### 泣き天神

延享年間（紀元二四〇四——二四〇八年）に當村に大火ありて慘狀出現す。天神祠の御本像悲しみの餘り泣かれし涙の跡未だに残り、「泣き天神」の尊號となれりと傳ふ。然し災害の狀況は舊記なく記すに由なし。

#### 雷よけの天神

寶曆四年戊五月二十六日晝九ツ時、大雷雨ありて天神森に落雷せり。此の時、天神は雷に向つて「我が森に落つるとも我が氏子の上には落つるな。」と雷封じをせられしにより、之より後、雷は天神祠の樅の木に落ちて村内へは一度も落ちたることなし。故に「雷よけの天神」とて名高し。（一五八頁「佐山天神堂と雷よけの傳説」參照）

寶曆六年子正月二十六日、水間谷、服部谷の百姓其の外千人ばかりが百姓一揆を起し、上眞

柄七郎右衛門を焼打ちせしことあり。此の時此の村を通過せしものか村内大騒ぎなりしと。

#### 粟生寺の火災

寶曆十三年の冬、粟生寺一ヶ寺のみ焼けたりしが、幸に寺内の天神堂、經藏、鐘樓は難を免れ、寶物等も大方は取出すことを得たり。門及び土塀も焼けざりき。因に門はもと朝倉氏の一乗谷城址よりひき移し來りたるものにて、火災の難を免れ、永く建築史の好資料として四脚の柱及び屋根瓦の隅瓦や鬼瓦は世に珍らしきものなりしが、昭和二年の火災に烏有に來じたり。明和の頃、六代善隆の時、本町木津次左衛門方焼失せりと。然し、失火か類焼か舊記なし。天明三年卯七月一日より七月八日夜半に至る間、信州淺間山噴火し、熔岩にて山の峰焼け崩れ、火の雨大石降り、火山灰は周圍の諸國は勿論、當國へも及ぼし、大地震にて戸障子はづれ、潰家も出來たりと。

#### 天明の大飢饉

「天明三年は夏の六月中旬より天氣悪く、北風吹き續き永雨續きの大凶作にて、米は年内に一俵四十匁に狂騰し、大豆、小豆、稗等も昨寅年の倍餘りにも昇り、諸人大半は乞食となり、餓死する者、又は青ばれになる者其の數を知らず。」と舊記に見え、又、「天明四年には非人三千



人ばかりも來れり。」との口碑も傳はる。

天明七年は有史以來の大飢饉にて、全國一般に互る區域なり。南越の地は木の實、草の根等山に野に啖ひ盡し、顛領餓卒途に相蔽み、所謂黄金判を枕に無念の最後を告ぐる者頻々として相踵ぎ、米價は一俵四十五匁位が最高なり。唯救恤法として、粟生寺、感應寺二ヶ寺に救助所を設け出し、米を名門豪家等に徴し、糜粥日に一戸に五合程度、粥は一食一人六匁程度の病人の食するおも湯の如きものなりきと。餓死せる人數も知るに舊記なし。

#### 本町の大火

寛政八年七月十八日夜八ツ時、室屋市郎右衛門より出火し、本町、舟橋、仲佐山、合せて三町四十四戸焼失せり。

本町南側にては出火の市郎右衛門以東なる灰屋兵右衛門、漆屋半四郎の二戸のみ焼け残り、あとは悉く焼失。町の西手なる南側にては木津次左衛門、北側にては今の木津利平、道正次郎兵衛邊まで焼け、舟橋町南側にては法音寺、仲佐山町西側にては新屋仁左衛門方が焼け止りなるべし。

#### 下二日市の火災

寛政十二年閏先四月朔、下二日市の林市右衛門方より出火し、二十二戸焼失す。此の火事は附近に寺院其の他大なる建物なく、風も強からず、損害も割合に少なかりきと。

寛政十一年五月及び七月の二回大水出で、田畑を荒せり。同六月十七日、大地震あり。加賀金澤にては潰家百八十戸あれど、當町は被害の舊記見えず。

享和二年は五月に大洪水、六月に大旱魃あり。十月二十二日夜には大暴風雨ありたる大悪年なりき。

#### 文化・文政の災害

文化四年五月二十一日、大洪水にて米價は大暴騰、全国的に大水害ありたり。

文化十年正月朔、大雪五尺餘り降り、八日迄には其の上五尺六七寸積り一丈餘となる。人は二階の窓口より出入し、商家は二階の表窓口を店として賣買をなせり。

文化十二年六月、大洪水。

文化十三年六月、大洪水。山崩れ、田荒れ、其の上七月中旬頃より農作大虫害あり、米は俵二十五匁より三十匁まで昂る。

文政元年五月二十日より八月五日までの大旱魃にて、無毛作の田地多かりき。



文政二年六月十三日八時半時、大地震。春以來百年振りの好順氣を以て謳ひ歌はれたるも、回首夢一場とは化し去りたり。

文政四年、大旱。田地大痛みに痛みとあり。

文政七年三月より大小兒の麻疹大流行し、其の上夏は悪天候續く。

文政八年八月十四日晝九ツ時より豪雨。願望橋(含砂)流れ落ち、火打ヶ端一帯より沖田泥海と化し、被害甚大、米價暴騰す。尙此の年は春も大雪なりき。

文政十一年、大地震。震源地越後地方。

#### 第四節 天保より慶應までの災害

##### 養蠱騒動

天保四年養蠱騒動とて、九月二十日の夜、身に雨具の養を附け、ぞろんこくと一列又は數列に町の方向へ出て行く様恰も養蠱に似たりといふ。先づ栗田部の岡本口より押寄せ來り、舟橋町米屋由右衛門、仲佐山町榭屋七郎右衛門の兩米商を始め、全村にては加害戸數八九軒を大破し、それより北小山の伊吹長兵衛、同次右衛門を大破して岩本の内田吉左衛門、小林忠藏を

襲ひ、諸道具は言ふに及ばず家の柱を傷附け、門塀垣をこはし、紙の製品二十個餘りも道にまき散したり。發頭人は大瀧の清左衛門にて、天保五年に大瀧三味にて獄門に梟さる。取調役人の宿は上祐と半右衛門なりき。

同年八月、大風あり、被害の家多し。

天保八年酉四月二十九日夕方、栗田部豆腐屋善太郎一軒焼けたり。

天保九年七月十五日朝七ツ明、栗田部一軒焼失。

天保九年十一月四日夜、かち村一軒焼失。

天保十四年八月十三日、かち村の加賀善七方丸焼けとなる。

##### 馬場の大火

天保五年七月十一日夜八ツ時、六郎右衛門方より出火し、馬場、谷川、合せて十六戸、天神町二十戸、外に山の寺、泉福寺、秋葉宮、金比羅宮、天神祠等總て三町四十一戸焼失し、山林も焼けて山火事となり、遂に金比羅宮も焼けたる程なり。此の年は折悪しく數旬一雨もなき早魃の折柄烈しき西風さへ吹き荒みたれば、斯くも大火になりたり。近來凶作打續き、此の年の米價一俵四十二匁にも暴騰し、養蠱騒動の翌年にて細民の難澁を極め居たる矢先に此の大火に



て困窮一方ならず、村内の豪家は勿論、同情者等よりそれぐ救助扶養の道を施したりといふ。此の火事に當り、木津次左衛門は率先して慈仁友愛の行爲多かりきと。

天保七年七月二十六七八日の三日間は、天保四年九月に養蠱出でたると同様の騒動あり。河和田より出でて、別司村の五兵衛、加兵衛の二軒を襲ひ、大破亂暴せり。人々は恟々として粟田部五箇へも來るとの噂立ち、女、子供等避難せしが別司のみにて鎮靜せり。

同年八月十三日、大雨風あり、近年打續きての凶作は遂に翌天保八年の大飢饉を現出せり。

#### 天保の大飢饉

天保八年春以來、當地方は食べて害なきものと見ると、木の根、草の根、川の藻、あらゆる物を食し、連年の凶作に窮民夥しく、米價は俵三十一二匁が、八年には八十五六匁から六月には百三十五六匁に狂騰し、貧民は米を拜することさへ出來ざりしが、金さへあれば米穀は求め得られ、飢饉を免れたりといふ。之れ越前が被害甚しく、他地方は左程の凶作にてはあらざりきと。

此の點は天明の飢饉よりも幾分良好なりしも、初夏に入りて惡疫流行し、猖獗を極めたれば、餓饉に斃るゝ者と惡疫に殞るゝ者を合算せば、天明の死者の數よりは遙に多く、天保八年には

村民のみにても百八十餘人、他に寄居留流寓、浮浪非人の輩を合せば二百五十人にも達し、就中四五月頃一時の死者は、日に五六人以上もあり、村端岩本暖にては青膽れの餓死者列をなして殞れぬたりといふ。疫癘は虎列刺と赤痢の混合したる惡性の大傳染病にて、急性重症患者は大抵一二週間に斃る。又流行の猖獗さは急性輕重死不死の別なく、有福者も貧者も委く此の病患に襲はれざる者は殆どなかりし由なりき。

然る所漸く七月下旬より八月中旬にかけて豐作の見込み立ち、米價五十四五匁に下落し、新穀出づる頃には三十七八匁に引戻り、人民安堵の兆見えたり。

#### 弘化・嘉永の災害

弘化三年七月十八日、八ツ時より七ツ時過ぎまで大風吹き、粟田部四十三軒潰れ、死者三人ありたり。

嘉永五年三月二十三日、暮六ツ時より翌日の二十四日九ツ時まで府中に大火事あり、數百戸を回祿に歸し、其の上死者百人ばかりあり、當町にも關係者ありたりと。

男大迹部志に、「嘉永五年七月十八日、大風。家屋土藏とも潰家四十戸、八九尺周りもあらむ立木の如きにありてすら根こぎとなりたるものさへ勘からざりし由なり。」と、記しあるも、こ



は弘化三年七月十八日の大風の間違ひならんと思惟するも、こゝに記して後人の再調に俟つこととせり。

安政・慶應の災害

安政五年、七八月の間に於て悪疫虎列刺大流行し、死亡者夥しく、大概發病してより三日間にて斃る。往々にして重野醫に、最初に刺絡の施術を得た者の中には全快せし者もありしといふ。

「安政六年より萬延、文久、元治、慶應の八年間に一二度火災ありし。」と、古老の語る者あれど慥なる記録なく、記することを得ざりき。

慶應二年八月七日夕七ツ時、大風吹き大洪水出で、多くの橋流れ落ち大被害を蒙り、郡奉行武田様は九月二十日上祐に泊りて被害田を調査せり。

第五節 明治初年より現代までの災害

上二日市の大火

明治二年八月十八日夜八ツ時過ぎ、檜物屋清兵衛、玉屋助右衛門、兩家の隣り合ひたるその

間の火の氣のなき所より怪火が焰を擧げて出火し、上谷町の杓屋市三郎、本町にては蔦屋佐左衛門（現在の津田良一）疊屋吉郎右衛門、板屋利兵衛、柄屋清七の五戸、大門にては東側焼け止め彌三兵衛、西側焼け止め市郎右衛門、以南二十四戸、合せて四町三十二戸焼失せり。

暴論家

「明治六年三月十二日、斷髮令發布せらるゝや、戸長等の村役人率先して斬髮せしを、西洋人の眞似にて佛教を廢止して、切支丹宗を信する輩なりと早合點して、午前十時頃より所謂『暴論家』なるもの、即ち河和田中村地方の佛徒の暴動の徒等大擧し、筵旗に南無阿彌陀佛と筆太に大書したるものを押し立て、潮の如く押寄せ來り。先づ木津群平副醫長の役宅を襲ひ、歴代相傳の幾多の重寶愛珍を忽ちにして火中に投爐し、未だ嫌らず、夜着、布團をも焼拂ひたり。中にも此の時、岸駒の百老圖屏風の片双紛失せり。其の他家重代傳はる諸道具を手當り次第に焼棄し、其の亂暴狼藉言語に絶せり。續いて飯田上祐戸長の宅を襲ひ、又々家財什器を殆ど皆焼拂ひ、其の慘状いはんかたなし。然して漸く午後九時頃に隣村五箇村へ移り去りたり。五箇にては唯寶寺、小林清右衛門、圓成寺を焼打し、再び岩本嶽より粟田部に入り、中新庄妙順寺に向へり。」と。

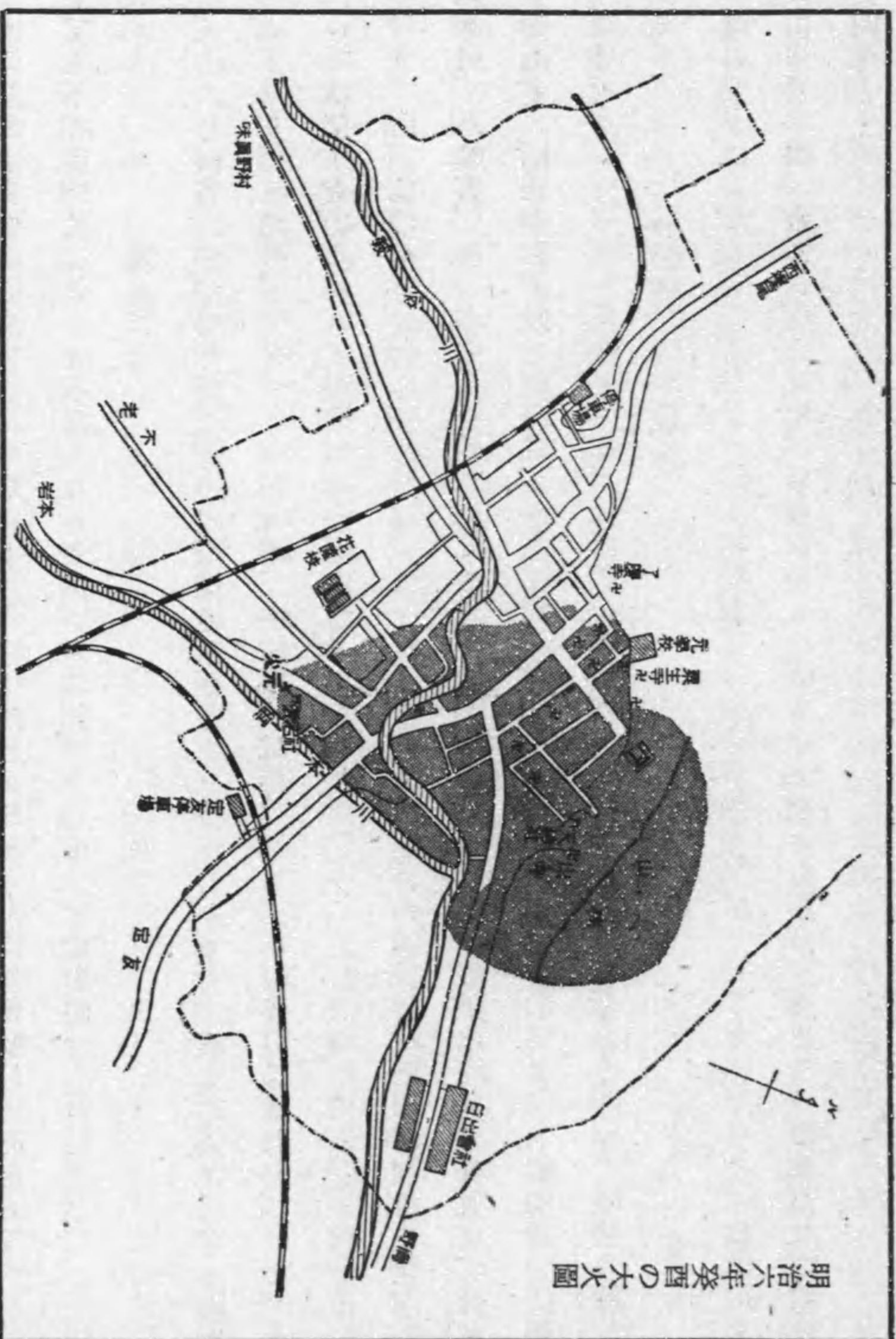


因に此の主謀者は橋立村の品川某にて、外に指揮せる數名と共に敦賀縣にて死刑となり、一足でも不和雷同的に此の徒に加はりし者は一人二圓五十錢づつ罰金を科せられたり。

### 突西の大火

明治六年四月四日午後九時、岡本町石間六兵衛方より出火し、五日午後十時過ぎに漸く鎮火に傾きたり。不老道、仲町、大町、舟橋、仲佐山、馬場、谷川、本町各町の全部を焼失し、大門にては粟生寺のみ残り、天神町にては山の寺、泉福寺、酒井五左衛門の一寺一戸を残せるのみなり。尙、他の一部分焼失の數町をも合せて四百七戸、八百三棟焼失。内には、愛宕宮、岡太神社、八幡宮、法音寺、感應寺、妙導寺、好弓寺、善玖寺、陽願寺道場、眞宗寺道場、教順寺等あり。圓正寺を半焼して焼け止りとなれり。又、元上谷町字二日谷にありし殿瑞道場（現福泉寺前身）は回祿を免れたるも、什器を損傷せりと。惟り無事なるを得たるは、上二日市、西山、下谷、立町の四町あるのみ。

焼け止りは上口にては上二日市町、東側福田萬平、西側春田平三郎。下口にては下佐山町北側古川喜兵衛、南側細田卯兵衛。新橋口にては北側津田瀬平、南側杉尾はつ。岡本口にては辻金四郎とす。



明治六年突西の大火圖



當時村の戸数は五百七十戸、焼け残れるもの僅に百六十三戸、前代未聞の大火といふべし。

この夜は東南の風極めて強く、出火と叫ぶ間もなく見る／＼火は仲町、大町、舟橋、仲佐山、馬場と矢の如く飛散り居るに、寺院の鐘鼓の警報一つだに聲無きは、前月十二日の佛教徒暴動以來、村々の邑内外寺院の鐘太鼓を亂打することを固く差止められありて、遠近四方より消防、救援に駆けつける者甚だ遅く、且つ至つて少く、火は自由狂放思ふがまゝに擴がり、仲町、大町の火未だ半ならざるに法音寺は早炎々天に漲るの火柱となり立ち、舟橋の火未だ二三戸なるに中佐山黒澤元造の木小屋、感應寺は焰々と炎上し、火は一時に四散し、迸騰猖獗の勢を逞しくせり。出火地に救助のため駆けつけたる者が我が家の火焰に驚きて駆け歸り來る頃は已に火の海と化し、家族は戸主の留守なるが故に周章狼狽一方ならず、急激の災火に大方は着の身着のままの避難者にて、被害特に甚しく、其の損害高幾十萬圓とも算し難しといふ。編者は約百萬圓にならんと思惟す。

此の火災にて豪商富商の破産せるもの相踵ぎ、村の不振衰頹は止むなき次第なり。救恤の法の如きも今日の如くならず、僅に敦賀縣より多少の施設ありたるに過ぎず。明治の大維新後百政尙緒に就かず、各地に騒亂暴動、絶え間なき當時にては止むを得ざることなり。

明治十二年八月十四日朝、霖雨降り續き、下谷町太田甚三郎の一戸は山崩れのため崖墮ちて崩潰せり。妻ハルと八歳の女ハルは壓死し、二人の子供は負傷し、八人の家族中無事なるは四人のみ。其の餘波にて前側なる彦助も半潰れとなる。

#### 濃尾の大地震

明治二十四年十月二十八日、濃尾大地震の被害。二十八日午前六時過ぎに俄に大地震となり、最初の第一回は最も強烈にて、上下左右動は間斷なく、戸内に居る者一人もなく、家々の火氣をそれ／＼始末して、街道か又は森林、河の堤防、畠、竹藪等の空地に疊や筵を敷きて避難せり。戸外にて一夜を明したるも餘震甚だしく、更に避難を續けたり。被害は便壺の龜裂や屋根石の落下百數十戸に及び、潰れし家は全村にて八戸、半潰倒七十餘戸、土藏の傾倒せるもの壁の落ちしもの多數なり。大町、仲町、岡本、新橋、舟橋、本町、二日市の諸町は被害最も多く、翌月の六日午後一時頃まで時々多少の震盪を齎し、人心恟々たりき。然し濃尾地方の如き慘狀を極めたるにはあざりき。

明治二十五年二月十八日午後八時四十分、下佐山町十王堂前の伊藤周造(通稱庄九郎)より出火したるも、一戸のみにて鎮火せり。(現在住居の伊藤百祐の右隣にて百祐の父の存命中なり。)



明治二十六年迄にはその他二三度火災ありし由なるも記事なし。甚だ遺憾なり。

### 二十八九年の大洪水

明治二十八年七月二十九日、三百年來なき大洪水にて、數日來の豪雨に鞍谷川は氾濫して大海の如く、剩へ月尾川は谷一杯となりて泥海となり、やごん橋附近にて合流氾濫し、多數の家屋を押流したり。新橋町の高地に於てさへ床上五尺以上浸水せりといふ。未曾有の大洪水なり。翌三十日の夜明けに岡太神社本殿の背後の山崩れ、爲めに本殿は前方へぐしや潰れに潰れ、後一部埋没せり。此の時の消防組は昨年組織せし新進氣鋭にて大活動をなせり。本村のみならず隣村にても山崩れ多く、神社、寺院、民家の埋没されし被害甚大なりき。

明治二十九年八月三十日午後四時より暴風雨となり、漸次猛烈となり、三十一日午前一時頃本町室屋前に設置せる警鐘梯根元より壊倒せり。

同年九月七日、豪雨數日打續き、午前十一時より鞍谷川濁水漲溢して堤防決潰し、富永町、新橋、泥川町等の各橋は墜落せんとし、浸水家屋五十餘に及べり。又、大町橋（舊名舟橋）墜落して交通杜絶し、七八九の三日間浸水せる家屋あり。此の大洪水に角五三郎溺死し、死體捜索に消防組員全部出勤せり。

### 三十六年以後の災害

明治三十六年の春、瀬戸川町木津周三所有の製紙工場より出火し、一棟を焼失し鎮火せり。

明治四十四年二月二日午前八時、堂大門鈴木留吉より出火、一戸にて鎮火す。

同年二月二十七日、岡本町田中勝吉より出火、同家のみにて鎮火せり。

同年五月三十日、洪水あり、堤防の破壊せんとするを防禦に出動す。

明治四十四年九月十三日午後三時、瀬戸川の細井藤右衛門製紙場煙突より出火、一部分にて鎮火せり。

### 大正年間の災害

大正十二年九月一日、東京地方大震災に際し當地は水平動の強震なりしも被害甚少なりき。

同年十月十日、午後九時より洪水にて河水氾濫し、橋梁の流失を警戒に徹宵せり。

大正十三年一月九日午後十時、日出織物會社の乾燥場より出火、一棟を焼失して鎮火せり。

同年三月六日午後八時、鹿ノ浦森田鐵工所より出火し、一小部分にて鎮火せり。

大正十四年七月十二日、馬場町大藏喜平の繭乾燥場より出火し、一部分にて鎮火せり。

### 昭和初年の大雪水害



昭和二年一月二十三日、積雪六尺五寸。公共建築物危険となりし爲め午後五時出動して、舊花筐校、町公會堂、役場等屋根の雪卸しをなせり。

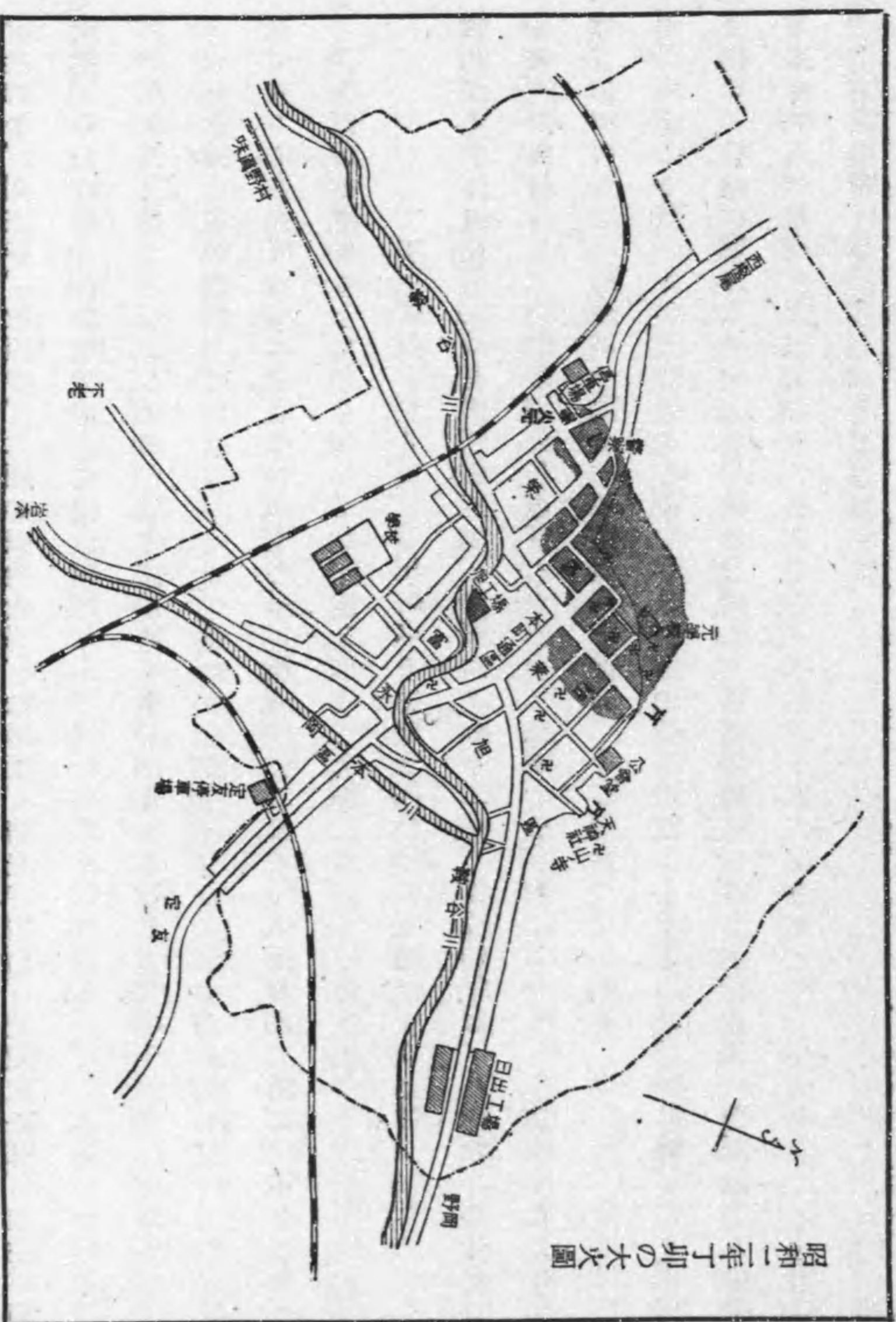
同年二月九日及び十三日、學校、公會堂、神社佛閣の雪卸しをなす。

同二月十五日午後六時、上岡本町の人々は屋根の雪を川へ入れし爲め、岡本川氾濫して大洪水となり、床上五尺の浸水を來し、午前二時迄救助に努む。翌日午前六時、新橋町又々洪水にて、戸内に續々浸水し、床上二尺より五尺に達し、午前十一時漸く減水せり。

### 丁卯の大 火

昭和二年丁卯四月二十一日午前零時三十五分、栗田部驛近傍、元來耜町、製材業山川由太郎の住家隣の製材所小屋にて晝焚火せし不始末より出火せりといふも、其の原因につきては今尙不可解の所ありといひ傳ふ。

兎に角此の小屋より出火し、見る／＼隣の栗田部劇場に引火し、續いてラヂウム鑛泉浴場に火は移り、折悪しく辰巳の烈風吹き荒び、火はまたたく間に警察署を舐めずり、飛火は了慶寺の箱峯を炎上せり。風は須臾にして南と變じ、猛火は一面火の海と化し、眞夜中のことゝて附近の消防組の駆けつけ遅く、火は西山一體より谷町、八幡町、大門、本町の一部より大門の兩





側を焼拂ひ、圓正寺、教順寺、本願寺派説教場、幼稚園、善光寺掛所、花筐校全部、粟生寺等を一紙めにし、岡太神社の朱の大鳥居を半焼せり。又一方の火は新道の一部と馬場の一部及び堂大門の全部を焦土と化し、三時半より風は西に變じ雨降りとなり、曉の午前六時半鎮火し、辛くも感應寺を救け得たり。

焼け止りは西山町にては寺谷榮作假宅と早川靴店。上二日市町は玉屋助右衛門。本町の飯田榮助は署長の指揮のもとに柱を切つて我が家を潰さんと消防協力し、こゝより下への引火を防きたり。馬場にては登記所を食止め、谷川町にては堂大門の境にて焼け止りとなりたり。

焼失せる重なる建築物は花筐校の五棟、寺院六ヶ寺十二棟、私立幼稚園、八幡社、藥師堂、警察署、劇場等にて、全部の焼失戸數百六十三戸、土藏十三、納屋二十餘、合計總棟數二百十八棟。總損害高は、動産二十萬圓。不動産八十萬圓。その他貴重なる舊記、古文書、金錢にては購ひ得ざる寺寶、その他町寶とも稱すべき往古を語る貴重なる物を全部烏有に歸したり。混雜を極めたれば可憐なる幼兒二名の死者を出し、重輕傷者は、赤十字社福井支部派遣の人の手にて二十六人、縣衛生課派遣の人の手にて十人、計三十六人なりき。(此の火災に於て、町及び消防組の應急の處置、活躍状態は次章に於て詳記す。)

#### 昭和六年以後の災害

昭和六年五月十五日、大暴風雨にて粟田部驛ブラットホーム倒潰せんとして警備に出動す。

昭和十年三月三十日午後六時四十分、觀音町岩堀金平機業工業工場乾燥場より出火し、同工場鋸型全部は見る／＼中に火の海となりしも幸に風なく、他に延焼なくして鎮火せり、近村は勿論武生町、鯖江町よりも自動車唧筒應援に來れり。

昭和十一年一月二十一日午後六時より積雪七尺、花筐校の雪卸しをなす。北校舎一棟を殘し全部を修了す。出動人員七十三名なりき。

昭和十二年一月八日午後十時二十分頃、本町木津利平宅(舊布屋)より出火し、山田清兵衛方半焼、森田銀行横の木津群平の水屋一部を焼失せしのみにて十一時過ぎ鎮火せり。此の日幸に風なく、町民の深き眠りに入らざる前なりし爲め大事に至らざりき。

昭和十三年十二月三十一日、午後六時より花筐校の雪卸しをなす。積雪六尺に及べり。

昭和十五年一月二十八日、午後六時より積雪六尺五寸餘になり、小學校、公會堂等の雪卸しに全團員出動す。此の年は二月三日迄に約一丈降雪す。



## 第二章 消防史

### 第一節 消防組の組織以前

明治六年以前は「火消」又は「火方」といふ現今の自衛團の如き、申し合せの團體ありて、在郷の火事にも火消道具、應龍水、龍吐水、竜口等を持ちて駆けつけしものなり。これが在郷の羨望の的となりたりと。

今でも策の施し様も無き時の俚諺に、「在郷の火事ぢや火方がない」といふ、即ち、仕方がない事を火方がないと洒落たり。然れども此の火方の記録更になし。

#### 火防組の創立

明治六年の秋に至り、本春の大火の痛手消え失せず、有志相謀りて火防組を組織す。仕組は一町（一區毎に）四組とし、組毎に組頭を置く。

創立當時の組頭左の如し。

榮區組	組頭	下二日市町	上田六助
蓬萊組	同	本町	木津利平
旭組	同	上舟橋町	長谷川鐵五郎
富永組	同	新橋町	福田東三郎

#### 防火組の創立

明治十八年十月、福井縣令を以て従來の火防組を防火組と改め、四組を二組とし、榮、蓬萊を上組、旭、富永を下組とせり。總體に正副二人の頭取と四人の小頭を置き、組員の數四十八名とせり。

創立當時の正副頭取左の如し。

正頭取	上二日市町	上田六三郎
副頭取	中佐山町	大藏太左衛門

小頭は上組に二名、下組に二名あり、その後明治二十七年まで九ヶ年間に數度の異動ありたる由なるも舊記録皆無にて記すに由なし。又、防火組の活動狀況及組員の創立以後の異動等も記録皆無く、甚だ遺憾なり。



然し、栗田部の火防組又は防火組は在郷の火事場へも直ちに駆けつけて消火に努め、大威張りせしかば、村民は「火防々々。」と怖れ 在方の者も道を除けたるものの如く、當時の組員は意氣天を衝くの威勢もて俠客を以て任じ、組頭、頭取は親分肌を以て自他共に任じたる時世なりき。

### 第二節 消、防、組

#### 歴代組頭一覽表

明治二十七年の勅令にて防火組を改めて消防組となし、上組を一部、下組を二部となし、組頭一名、小頭四名を設け、小頭に一等小頭、二等小頭の別ありたり。人員一部二部合せて六十四名とす。

創立當時より消防組解散に至る昭和十四年三月までの組頭の名列任免表左の如し。

(明治二十七年の創立より昭和十四年の改團に至るまでの組頭表)

代数	姓名	就職年月日	退職年月日	在職年限
一	三好半四郎	明治二七、六、二一	明治二八、七、一〇	一年二ヶ月
二	宇野甚治郎	二八、八、一四	三一、四、二八	二年八ヶ月
三	木津次平	三一、五、二七	三四、八、三〇	三年三ヶ月
四	稻毛平太郎	三四、九、七	四三、七、三〇	八年一〇ヶ月
五	酒井篤	四三、八、一五	大正二、一、五	二年四ヶ月
六	宇野甚治郎	大正二、一、九	四、四、二三	二年三ヶ月
七	法幸治郎三郎	四、四、二五	七、二、二七	三年八ヶ月
八	西野遠三郎	七、二、三〇	一〇、二、三一	三ヶ月
九	上田庄右衛門	一一、一、七	一四、八、三〇	三年七ヶ月
一〇	道正治郎兵衛	一四、九、一	昭和四、八、二八	四ヶ月
一一	石橋由兵衛	昭和四、八、二九	一二、一一、一三	八年二ヶ月
一二	山田清兵衛	二、一一、一六	一四、三、三一	一年八ヶ月



歴代組頭の寫眞と履歴

第一代 三好半四郎 (大正十年十月二十三日死亡)



消防組を創立するにあたり、組織上の設備、被服等に多大なる功績をのこせり。又、村會議員、學務委員たりしことあり。

第二代及 第六代 宇野甚治郎



資性温厚にして二代當時は消防手の手當と器具の整備に盡力し、再び出でて、武生町の大火には村に居残りて村内の警備にあたり、後、村民の警火思想の涵養に努力せり。以前粟田部村長の職にありし事あり。

第三代 木津次平 (明治四十一年十一月三日死亡)

布屋の先代にて、此の時代の服裝、設備等の完備に盡力せり。尙、當時の村當局は消防組を一種の俠客との先入觀よりとかく圓滿を缺きしを銳意融和に奔走し、在職三年餘の功績見るべきものあり。(寫眞入手出來ず)

第四代 稻毛平太郎 (大正十五年六月二十八日死亡)



在職八年十ヶ月の長年月の間、常に消防精神の涵養に盡力し、自ら俠客風の親分肌にて部下を愛したり。此の間、日露戰爭の非常時局に際し、良く銃後の努めを全うし警火に全力を注ぎし功績甚大なり。



第五代 酒井 篤



軍隊より除隊後、前組頭の後をうけて良く組員の訓練と町の災害防止、未發等に盡力せり。最近、前町長をつとめられたり、家事の都合にて半年餘にて辭任せり。

第七代 法幸治郎三郎 (昭和十二年十一月十六日死亡)



教職を退職して間もなく組頭の職に就き、消防精神の涵養に力を注ぎ、治績大にあがれり。  
因に組頭の職を退きて四ヶ年間家に閑居せしが選ばれて村長となり、大正十五年十月町制實施と共に初代の町長となり大火後其の職を辭任せり。

第八代 西野達三郎



在職年限は滿三ヶ年なるも、事業の治績に至りては一頭角を抜き、蒸氣唧筒を村民の淨財によつて新調し、火之見臺を鐵製に改建し、警火思想と消防精神の涵養に最も努めし組頭なり。因に氏は 皇太子殿下御誕生記念に花筐校に奉安殿を寄附せる美徳あり。以前町會議員の名譽職をなせり。



第九代 上田庄右衛門



資性温順にして活潑なる動作を好まず。一度も制服を着せし事なく、常に羽織、袴にて出場せし組頭なり。  
因に氏は郡會議員、村會議員、所得税調査員等の名譽職を永らく歴任せしことあり。



第十代 道正治郎兵衛



資性温厚にして責任感強く、真面目なる態度は人の能く知る所にて、職務に忠實にして此の時代に瓦斯倫啣筒を新調し熱心に指導せり。殊に丁卯の大火の際には、身を犠牲にして善後策の處置に盡力せり。因に氏は町會議員、學務委員を歴任し、目下産業組合長なり。

第十一代 石橋由兵衛



在職八年二ヶ月熱心に當町消防事業に全力を傾注せり。瓦斯倫啣筒の新調、服装の整備、自動車啣筒の新調など新々氣鋭の模範消防組として縣より金馬簾の表彰を二回受けたり。因に氏は武生中學校出身の陸軍歩兵少尉にて、曾つて町軍人分會長、町會議員、郡の聯合軍人分會長たりしことあり。目下郵便局長たり。

第十二代 山田清兵衛



消防組頭と警防團長の職を延長的に就職し、恰も日支事變の始りし時に就職せるため防空訓練の必要に迫り、能く組員を指揮統率せり。因に氏は武生中學校を卒業後金澤藥專校を卒業し、現在町長の職にあり。

歷代小頭一覽表

(第一部)

姓名	就職年月日	退職年月日
一等小頭 上田六三郎	明治二七、六、二一	明治二一、八、四
二等ガ翌年一等トナル 玉村忠右衛門	二七、七、一	三一、七、三一



(玉村忠右衛門氏へ翌年四月一等小頭トナル)

二等	飯田與平	二八、四、二二	明治四三、八、一〇
	稻毛平太郎	三一、七、八	三四、九(組頭トナル)

明治三十四年ヨリ一、二等制廢止

玉村忠右衛門	三四、一〇、二	四三、八、一〇
飯田與平	二八、四、二二	ヨリ勤續四三、八、一〇
橋本治作	四三、八、一五	
梅田作造	四三、八、一五	大正七、一、八
稻毛平松	四四、八、五	一一、四
玉村忠太郎	大正七、一、八	九、三、三〇
岩堀金平	九、一〇	一一、一
梅田市兵衛	三、一、九	一五、二二、一四
茶谷庄助	一三、三、一〇	昭和三、二、一
宇野重右衛門	一五、二二、一四	六、一〇

齋藤 貞	昭和二、六、一〇	一一、六、一四
末本義美	九、一一、二〇	一四、三、三一
廣瀬泰治	一一、六、一四	一二、一、六
山田徳太郎	一一、一、七	一四、三、三一

(第二部)

姓名	就職年月日	退職年月日
一等 大藏太左衛門	明治二七、六、二二	明治三一、七、七
二等 福田覺藏	二七、六、二二	三〇、七、五
一等 宇野安太郎	三一、七、一五	三四、九、一
二等 重野紋太郎	三〇、七、一五	三七、一、二五
小玉四十一	三四、一〇	三七、九、三〇
重野紋太郎	三〇、七、一五	ヨリ勤續三七、一、七
木内駒吉	三七、一〇、六	四四、八、三一



小玉 佐平

明治三七、

二、一六

明治四四、

八、一〇

一部小頭ガ二部小頭トナル

橋本 治作

四三、

八、一五

大正一一、

八、三

春田 元吉

四四、

八、五

三、四、

五

千秋 彌治郎

大正四、

一、九

九、四、

一六

谷川 外松

四、

一、六

昭和四、

七、一五

木津彦三郎

一三、

二

四、六、

一七

飯田 富治

昭和四、

六、一七

六、一〇、

七

宇野 寛一

四、

七、一五

七、一二、

三一

矢部 普士

七、

一、六

一四、

三、三一

鈴木 清

六、一二、

四

一四、

五、三一

(鈴木清氏ハ辭任後警防團第三分團長トナル)

### 第三節 消防組の活動状態

#### 組織當時の組員名列

明治二十七年四月、勅令を以て従來の防火組を解散して消防組に改めらる。我が栗田部村にても數次の協議の結果、先づ二十七年六月二十一日附を以て、

組 頭 三好半四郎

一等小頭 大藏太左衛門

二等小頭 福田覺藏

右 三人の幹部を任命して組織に着手し、漸く翌七月九日附を以て消防手を任命せり。我が村最初の消防手左の如し。

(明治二十七年七月九日附の者のみを記す)

#### (第一 部)

野瀬 佐兵衛

石山 愛助

谷川 仁作

角

岩太郎

松村 與三吉

宮田 喜之助

文室 爲吉

林

市松



三好松太郎	山田吉藏	津田五太郎	重野松太郎
津田源三郎	山下惣太郎	飯田由兵衛	宇野嘉市郎
飯田幸之助	山下與太郎	内山巳之助	寺谷理平
宇野惣八	山崎與平	味寺彌助	長谷川松右衛門
津田彌三吉	松ヶ谷玉吉	豊島源太郎	

計 二十七人

翌二十八年四月二十二日に玉村音四郎、大坂仁作、佐々木與三吉の三名を加へ、

計 三十名となせり。

(第二部)

宇野友吉	宇野文四郎	谷川乙五郎	吉田佐右衛門
重野利作	加藤惣四郎	川島榮松	角藤四郎
松村菊松	林兼松	齋藤喜太郎	宇野岩吉
川島清松	棟田岩吉	吉田與平	淺澤宇三郎
宇野伊助	岡田嘉太郎	林孝四郎	河村治助

水上彌太郎	法幸五平	福田太助	田邊政吉
杉谷松吉	宇野與太郎	和田和助	宇野清一郎
辻文助	春田豊作		

計 三十人 一部二部合計六十名

小頭には二十八年四月二十二日附にて、第一部に

一等小頭 玉村忠右衛門

二等小頭 飯田與平

を任命して組織全く整ひたり。明治二十八年七月二十九日の大洪水の際は、此の創立早々の消防組の活動最も目覺ましく、中には身命を賭して活躍し防禦に盡力せし爲め、同年の十月十日附にて警察署長より表彰されし消防手は十五名にして、賞状及び金一封を受領せり。

殊勳 甲(金四十錢)五名

同 乙(金三十錢)四名

同 丙(金二十錢)六名

當時の四十錢は相當の額なり、以上をもつて如何に活動せしかを知るに足る。



組織當時の設備

創立當時の消防資材は左記の如し。

栗田部消防組器具

第一部 (第二部も略同様なり)

- 一、旗 一本
- 一、繩 一本
- 一、高張提灯 一 張
- 一、弓張提灯 三十二張
- 一、應龍水 一 挺 (第二部には無し)
- 一、龍吐水 一 挺
- 一、竹 籠 一 箇
- 一、水 桶 二十箇
- 一、玄蕃桶 一 箇

- 一、階 子(梯子の事) 二 挺
- 一、消口札 三 本
- 一、刺 又 一 挺
- 一、鈎 繩 一 筋
- 一、鳶 口 五 挺 (第二部四挺)
- 一、喇 叭 一 挺
- 一、カバン 二 箇
- 一、太 繩 一 筋

外ニ

一、器具置場 一ヶ所

旭町第二十九號十七番地ノ前 此建坪 二坪五合

一、信號鐘 一 箇

蓬萊町第二十七號三十四番地ノ前

一、被 服 六十四組 但舊被服五十五組 新調被服九組



- 一、弓張提灯 組頭用 一張
  - 一、手旗 組頭用 一本
- 右之通りに御座候也

消防組諸費決議額

明治二十七年十月ヨリ翌二十八年三月マデ

一金六拾圓七拾錢也 總額

内

金貳拾七圓參拾錢也 組頭以下給與

右及報告候也

明治二十七年十二月二十三日

栗田部消防組々頭 三好半四郎 印

栗田部警察分署 御中

これが翌二十九年五月現在にて調査するに、一ケ年にて長足の大進歩をなし、器具には腕力  
 唧筒を二挺も購入し、被服には半纏及頭巾其の他を購入して整へたり。警備費は左記の如し。

消防組諸費決議額

明治二十九年四月ヨリ三十年三月迄

一金貳百四拾參圓四拾五錢也 總額

内

金五拾八圓四拾五錢也 組頭以下給與

金百六拾五圓也 唧筒二挺及水管二本代

金貳拾圓也 賞與並ニ雜費

右及報告候也

明治二十九年六月二十日

栗田部消防組々頭 宇野甚次郎 印

栗田部警察分署 御中



これが三十一年二月の通常村會に至り、村當局と消防費の問題につき組頭小頭と村議との意見の相違より互に相尅を來し、遂に四月組頭は職を辭したり。

此の頃より先天的に粟田部消防組は江戸つ子式の氣概にとみ、所謂「火防々々」と稱したる時代の氣風を常に持して、氣に合ふ時は身を犠牲にして水火の難をもとせす、一旦氣にそはざる時は演習を名として其の家に唧筒の筒先を向けて注水放水する事珍らしからず、故に村民は消防組を常に恐れて敬遠せしは事實なりき。

明治三十四年の設備

明治三十三年頃には一部二部共に腕力唧筒各一臺を購入して、消防器具漸く完備し、消防手等の支給も村と圓滑になり、公設消防組の面目を施すに至れり。

明治三十四年頃の消防組の設備資財を舊記に依り列記せば左の如し。二十七年頃よりは長足の進歩たるべし。

据附常置設備

- 一、機具置場 一間半に二間半の小屋 二箇所
- 一、火ノ見臺 一基

附屬警鐘一箇 木製小槌一箇

消防機具置場内に保管する器具

第一部

- 一、唧筒 一臺 (腕力也)(一部、二部、略同じ)
- 一、輕便唧筒 二箇
- 一、纜、消防旗、高號、
- 一、鳶口 五、熊手 一
- 一、消口札 一
- 一、喇叭 一
- 一、斧 一
- 一、掛矢 一
- 一、小桶 一六
- 一、右ノ品ノ入籠ト擔棒 一
- 一、梯子 一



- 一、刺又 一
- 一、玄蕃桶及擔棒 一
- 一、ズツク小桶 五
- 一、油差 一

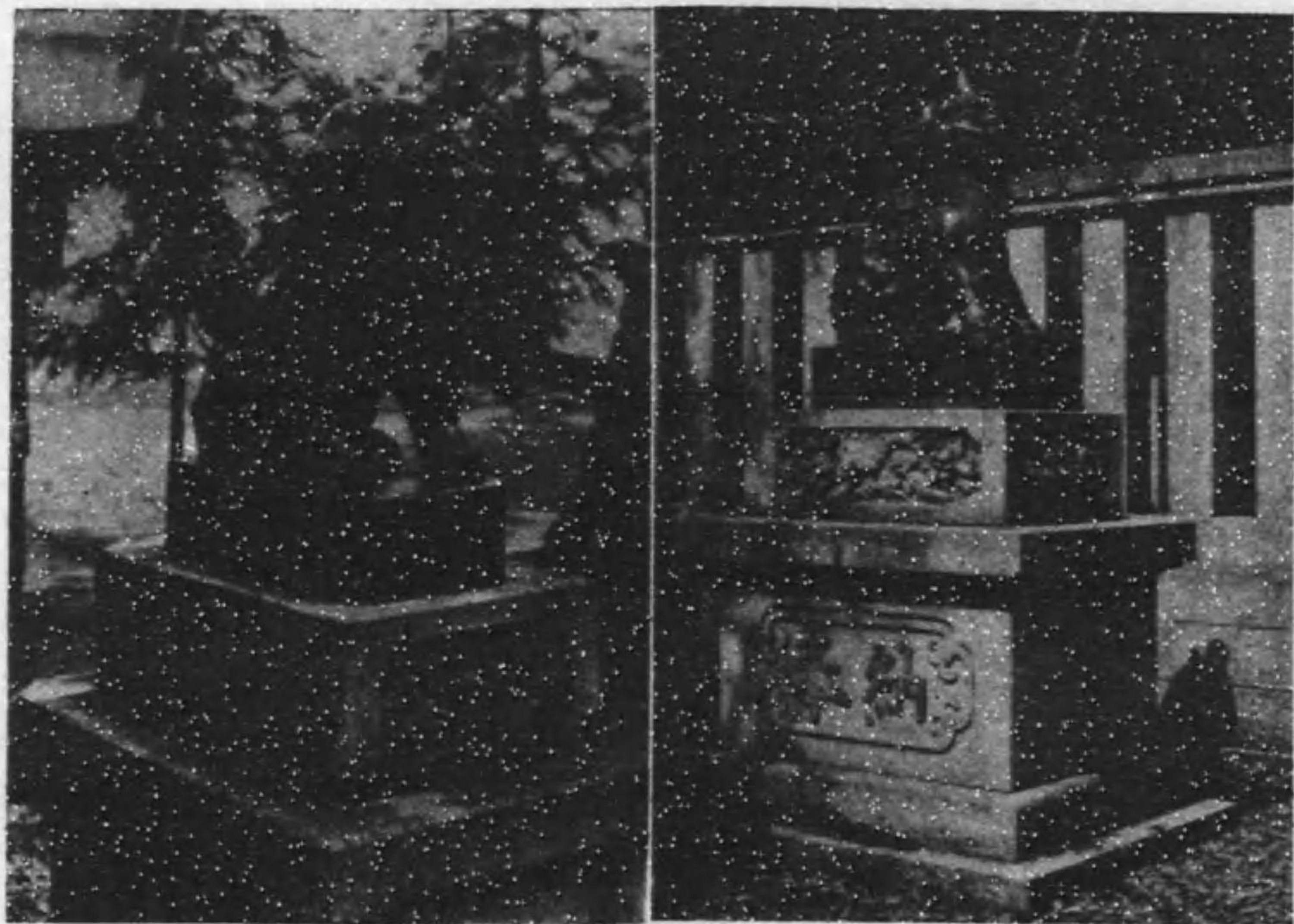
消防手支給品

- 一、帽子 七〇
- 一、半纏 七〇
- 一、皮帶 七〇
- 一、褌ハツチ 七〇
- 一、弓張灯提 七〇 蠟燭とマッチを入れて

(此の時代には未だ地下足袋は支給なかりき)

青銅狛犬の獻納

明治三十六年十月より明治四十年十月まで、瀧四ヶ年の間、消防組員一同は稻毛組頭以下組員一統團結して一切の酒食を儉し、又は廢止して金錢を積立て、年々御年頭とて有志より出づる



(面裏) 同

(面表) 犬狛銅青の納獻

「祝」の包をも一切積立て、漸く大體の基金を得、これに身分相應の寄附金を據出して、岡太神社御本殿直前の左右に見事なる青銅の牡牝一對の狛犬を獻納せり。

狛犬の高さ二尺七寸、青銅臺巾二尺五寸に一尺五寸、臺石は福井笏谷石にて巾三尺五寸に二尺五寸、高さ下より三尺、實に立派なるものにて境内の一偉觀たり。以て當時の消防組員の生氣と一致團結心を知るべし。

被服新調及唧筒購入

明治四十四年一月七日の出初式には兼ねて配布せし新調の消防被服を一齊に着飾り、意氣揚々と善光寺境内に勢揃ひしたりき。

同年五月上旬、當時の幹部は輕便唧筒の必



要を感じ、有志に依頼して四臺を寄附金にて購入せり。當時の組頭は酒井篤なり。

### 武生町の大火に於ける組員の活動

大正二年秋九月十九日、武生町より出火し、「強風のため大火の虞れあり應援頼む」の報に接するや栗田部消防組は各受持の器具を持参し、南越線も自動車も自轉車もなき時代なれば徒歩にて二里餘の道を駆けつけ、消火と救援に努めたり。就中廣小路の五十七銀行と隣の米庄旅館の土藏とを助けしは、恰も戦場の如き火の中をもものともせず、火焰を防ぐため身の前方に濡れ疊をあて、前進し、それを縦に敷きて通路となし、火の中をくゞりて遂に土藏に寄りつき、梯子にて屋根に登り、盛んに水を遠くより運びて放水し、遂にこれを助けたり。

當時を目撃せし武生町の古老より、「當町の消防手の活動振りは實に他町村の好模範であり、又、他の賞讃の的なりき。」と語るを聞けり。

此の時、武生町附近の或消防組（北柚山かと思ふ）と口喧嘩起り、我が方弱きと看做さば血の雨の降るべきに、餘りにも栗田部消防組の規律整然として、一小頭の號令のもとに整列する様は實に堂々として他を壓し、意氣軒昂なること恰も天を衝くの概ありて如何とも手出しの隙なく、唯茫然として自然に途を開きたり。その中を栗田部消防組は消口と消口札を高々と立て

て一同一糸亂れず喇叭を吹き、歩調を取りて正々堂々と引上げたり。

此の時三々五々に歸りなば、或は途中にて喧嘩の仕返しを受けることは必定なりきと、當時の記憶話を今に至るまで傳へらる。此の時の組頭は宇野甚治郎なるも、強風故に留守隊として村の警備に居残り、梅田小頭以下三名の小頭が組員を引卒して駆けつけしものなり。

然して、縣警察部長よりは左記の表彰状を授けて當時の功勞を謝し、武生町よりは勿論、個人としては米庄、五十七銀行、天目屋煙草店の三戸より金一封を呈せられたり。

### 感 状

#### 栗田部消防組

大正二年九月十九日武生町大火ニ際シ猛火ノ  
間ニ於テ克ク機敏ナル動作ヲ爲シ消防上ノ効  
果尠ナカラザルヲ認ム依テ特ニ之ヲ賞ス

大正二年十一月五日

福井縣警察部長從六位 伊東喜八郎 印



### 金燈籠寄進

この大火に際し一人の怪我人もなく、斯く大なる功績を挙げ得たるは之れ偏に岡太大明神の御加護によるものと、その時の謝禮金(米庄より金八十圓、五十七銀行及天目屋より各金五圓)に出初式の宴會を廢止せし金を加へ、尙不足金を足して二百圓餘りとなし、拜殿前の右方、御手洗所の近傍へ高さ一丈六尺ばかりの大金燈籠を寄進し、永久に記念することとせり。

なほ常夜燈には組頭と小頭四人が出金して中へ電燈を入れたり。この常夜燈は現在なほ境内を照しつつあり。奇篤なる事蹟といふべし。臺石に銘したる當時の世話方の人名左の如し。

#### 世話係

- 消防組頭 宇野甚治郎
- 同 小頭 梅田庄五郎
- 同 稻毛平松
- 同 橋本治平
- 同 春田元吉

#### 第一部消防手

- 廣瀬市松
- 重野合助
- 佐々木和吉

#### 第二部消防手

- 宇野與平
- 宇野八郎右衛門
- 宇野左兵衛

金燈籠の金屬部の一番下の臺の周圍に當時の消防組員全部の名列を刻しあるも略す。



寄進の金燈籠

臺石の正面には横書きに「消防組寄進」とあり、燈籠臺正面には「栗田部消防組寄進」とあり、背面には縦に「大正二年十月」と浮彫の銘あり。



### 鐵骨火之見櫓と蒸氣唧筒

五六

從來の火之見臺は木製にて明治二十七年より度々再建し、時には子供等戯れ登りて落ちて死せし事あり、又は大風にて倒れし事もありしが、大正九年七月九日、本町室屋前に鐵製の火之見櫓を新設せり。當時の組頭は西野遠三郎なり。その後、昭和二年の大火後、本町の川を覆街して街道を擴張するにあたり、背戸川畔に移轉せり。

從來は腕力唧筒にて防火の任にあたりしが、時代の進運と共に近時頻々として起る武生町、福井市等の大火に鑑み、人家集密する土地に於て蒸氣唧筒の無きを遺憾に感じたる西野組頭は幹部町有志に相謀り、淨財の寄附金により當時他町に稀なる蒸氣唧筒を購入し、大正九年九月十七日、武生町より組員一同にて引車し來れり。翌十八日には南越座（現在の魚問屋前）にて盛大なる購入披露式を舉げ、餘興には藝妓總出の手踊にて人を以て埋むる程の盛大なる式なり。村民一同は放水試験を見て安んじて其の職を勵み得ると安堵せり。其の寄附金募集に當り、盡力せし當時の幹部及び消防手左の如し。

組頭 西野遠三郎  
小頭 橋本治平

稻毛平松  
谷川外松  
岩松金兵衛

### 第一部消防手

木津兼太郎 文室捨吉 鈴木半助 重野合助 佐々木和吉

### 第二部消防手

宇野八郎右衛門 林榮吉 宇野與平 宇野六左衛門 宇野九平 成田和助

村よりは翌大正十年五月七日、春季演習のとき鐵製警鐘櫓竣成と蒸氣唧筒購入に關し、感謝狀を贈呈せり。

大正十五年十一月七日午前一時五分、定友西野製紙工場食堂階上より出火せし際は蒸氣唧筒を川畑自動車にて引車し、板塀を破りて桐畑中を押し上げ、工場裏手の貯水池前に設置して充分なる威力を發揮し、遂に一棟にて鎮火せしめたり。これ蒸氣唧筒を購入して以來最初の殊勳なり。

五七



感謝状

今立郡栗田部消防組

大正十三年十一月八日 皇太子殿下行啓ニ際  
シ警備ニ助力シタル功勳ナカラズ茲ニ感謝ノ  
意ヲ表ス

大正十三年十一月

福井縣知事 正五位  
勳四等

豊田 勝 藏

印

組員詮衡内規

(大正十五年十一月の記録)

栗田部町消防組人選内規

第一條 組頭の人選に關しては町長之が司會者になり、前組頭消防小頭並に町有志の協議を以て候補者を選定す。

但し警察署長の同意を得るに非ざれば選定することを得ず。

第二條 小頭の人選に付きては、消防組頭司會者となり、町長並に有志は警察署長の同意を経たる者等にて選定す。

第三條 前二條に於て推薦せられたる者は、特別の場合の外は町民の義務として必ず其任に當るべきものとす。

第四條 消防手は消防幹部に於て人選し、警察署長に上申するものとす。

第五條 消防組は一部二部の區別をなすも人選區域に於ては從來の區劃を撤廢して、町全般より適任者を推薦して任命するものとす。

附則

本條文に於ける有志は町長組頭の協議に據りて決定す。

右之通り決定し今後該内規に依り人選推薦するものとす。

大正十五年十一月

右 内規協定に參與す

栗田部警察署長

後藤

弘



栗田部町長	法幸治郎三郎
栗田部町助役	木津利平
同 有志	木津群平
同	上田庄右衛門
消防組々頭	道正治郎兵衛

感謝状

今立郡栗田部消防組

昭和二年二月縣下一般ニ涉ル降雪被害ニ際シ  
組員協力一致慘害ノ救護防止ニ努ム其功尠カ  
ラス仍テ茲ニ感謝ノ意ヲ表ス

昭和二年四月十日

福井縣知事 正五位 勳四等 市村慶三 印

丁卯の大火に於ける組員の活動

昭和二年丁卯四月二十一日午前零時四十分、來相町の製材業、山川由太郎方横の製材小屋の晝焚火の飛火が原因となりて出火。忽ちにして大火となり、人家百六十三、土藏十三、納屋二十四、別に寺院六、學校一、幼稚園一、警察署一、神社一、劇場一、浴場一、藥師堂一、合計二百十九棟を焼失し、漸く午前六時半、曉の豪雨に依り風落ちて鎮火せり。損害安く見積つて百萬圓餘なり。(二四頁「丁卯の大火」参照)

當時の消防組々頭 道正治郎兵衛

小頭 谷川外松 木津彦三郎 茶谷庄助 宇野重右衛門

消防手 一部三十名 二部三十名

當町の消防組員は最初は出動して活動せしも、自己の家が火災の難にあるのを目撃しては如何に犠牲的精神も鈍り、中程より他町村の消防組に防火を委せ、罹災組員は各自我が家へ駆け歸りたり。

此の時應援に駆けつけし遠近の消防組は岡本村、南中山村、北新庄村、味真野村、服間村、北中山村、河和田村、國高村、北白野村、新横江村、鯖江町、武生町、福井市等の一市二町十



ケ村なりき。

縣下は勿論、町出身者の居住する關東、關西地方よりの厚情は、罹災民は勿論、町民一般に永久に忘るべからざるものにして、一切の見舞金と義捐金の町當局へ集まれる總高は實に金一萬八千六百六十七圓三十九錢に及べり。

外に罹災者個人として恵みを受けし總額も裕に一萬圓以上に昇るべし。此の外郡内各村より勞力奉仕を受けたること旬日の久しきに亙りて、寒灰の取りのけと焼野原の跡片附け等同情至らざるなかりき。此の間當町消防組員は總出にて、各種役割のもとに、他村の勞力應援者の案内と指導とにあたりたり。

連日の勞力に組員一同は身體綿の如く疲れ果てしを堪へ忍びて活躍せり。

### 御 大 典

昭和三年十一月、畏くも 今上陛下高御座に即かせ給ひ、御即位の大典を舉行せられたり。組員は月の上旬より全町内の警備に萬全を期し、赤誠の誠を捧げて奉仕せり。知事の感謝狀次の如し。

### 感 謝 狀

栗田部消防組

昭和三年十一月御大禮諸儀舉行ニ際シ地方ノ  
警戒ニ助力シタル廉尠ナカラス茲ニ感謝ノ意  
ヲ表ス

昭和三年十二月二十五日

福井縣知事 正五位  
勳四等

小 濱 淨 鑛

印

### 唧筒購入其他

昭和二年六月上旬、瓦斯倫唧筒購入

署長後藤弘は大火に際し、蒸氣唧筒の放水迄に時間を要し、火事は最初の一分間に合はずとの見地より、瓦斯倫唧筒一臺を購入する必要を力説され、組頭はじめ、小頭も兼ねてより希望し居りたる事として直に實行にかゝり、町總代會にて署長自ら説明せられ、滿場一致にて可



決したり。依て特別寄附を仰ぐこととし、町有志より一千數百圓を寄附せられ、内一千百圓にて唧筒一臺、五十圓にて水管一本を買ひ、殘金は大和田銀行へ預金し、必要の際の備品購入にあてたり。

然して置場は一部、二部、二ヶ年交代にて受持つこととし、最初の昭和二、三年は第一部の唧筒置場に保管せり。

新調せし瓦斯倫唧筒もその後數度の演習や、昭和五年十月二十日夜の森林火災に長時間使用せし爲めか、翌日該唧筒手入中に或部分に破裂を生じ、使用に堪へざる状態となりたり。故に町長に此の旨を申請せしに、

木津町長は直に町會議員に商り其の了解を得て、十月三十一日、幹部は織田村、神明村、鱈江町等の優秀唧筒を視察して、信用の掛ける商店の製品をと十一月五日大阪市に出張して（木津町長石橋組頭）府廳消防課の紹介にて鈴木式三〇馬力一臺を購入せり。

十一月十三日、新調の瓦斯倫唧筒の試運轉をなせしが、水勢天に沖して壯觀なること、參觀者一同驚嘆せざるものなし。

昭和五年七月九日、本町道路改修により警鐘臺を御殿町酒井篤宅裏に移轉建設す。

### 金馬 簾 授與

昭和五年十二月十八日、福井縣下消防組々頭會を縣農會館にて開催し、席上にて栗田部消防組は多年成績優秀の故を以て、齋藤知事より金馬簾を授與されたり。

#### 感 狀

栗田部消防組

紀律嚴肅ニシテ訓練熟達シ多年消防ノ改善發達ニ盡シ其ノ効果顯著ナリ仍テ消防組規則施行細則第四十一條ノ四ニ依リ之ヲ表彰シ金馬簾ノ使用ヲ認許ス

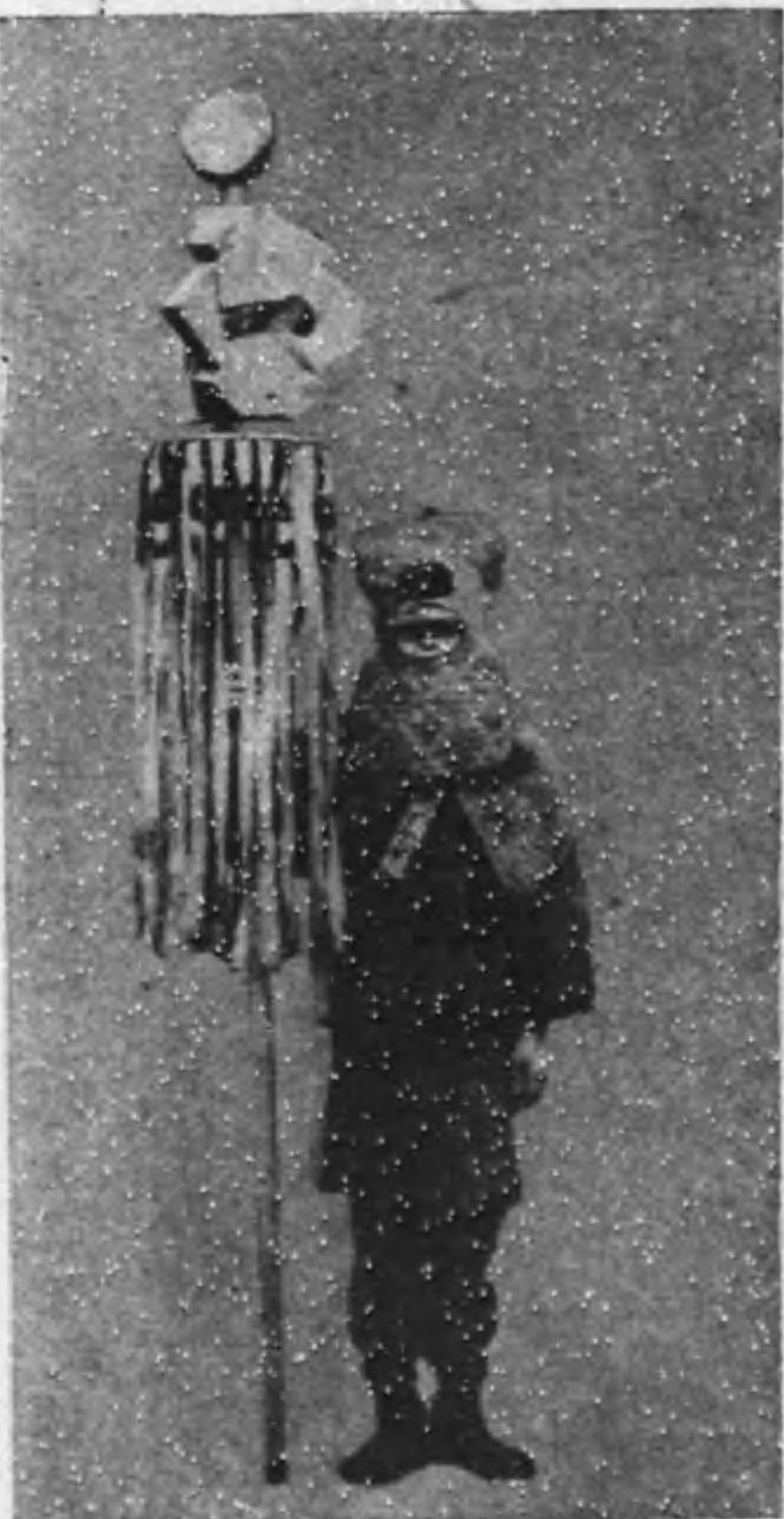
昭和五年十二月十八日

福井縣警察部長

從五位  
勳六等

小西竹次郎

印



授與されし金馬簾を持つ消防手



かくの如き表彰を受けし事は町の名譽此の上もなきことなり。  
尙、同年十二月二十日、岡太神社々前に於て今回授與されし金馬簾の報告祭を舉行せり。  
最初に社司の報告祝詞、御祓を請けて金馬簾附着式をなし、次に來賓祝辭、組頭答辭をなし  
て式を閉ち、公會堂にて祝宴を張れり。

陸軍特別大演習と感謝狀

長くも 今上陛下には、昭和八年十月二十日より三十日まで陸軍特別大演習御統監のため、  
福井縣廳を大本營と定められ、十月二十八日、北陸三縣下各消防組より十數名の代表者を福井  
商業學校々庭に集めて消防御親閱の榮を賜はりたり。  
集りし人員六百二十一名、整然と所定の位置につき、組員最敬禮の裡に 陛下には玉座に  
臨御遊ばされたり。その節の君が代の唳曉たる喇叭の響は、今尙光榮に浴せし者の胸底に銘す。  
又、知事の發聲に和して萬歲三唱の聲は北越の天地を轟かさんの大壯舉にて、永へに此の警  
防史に特筆大書すべき青史なり。  
尙、翌十一月に至り、栗田部消防組は陸軍特別大演習期間中警防成績優秀の故を以て縣知事  
より左記の感謝狀を賜はりたり。

感謝狀

栗田部消防組

昭和八年十月陸軍特別大演習並ニ地方行幸期  
間中地方警防ニ盡瘁シタル廉不尠茲ニ感謝ノ  
意ヲ表ス

昭和八年十一月十一日

福井縣知事 正五位 勳四等 大達 茂雄 印

御令旨奉戴

昭和九年五月三日、總裁 梨本宮殿下より全國の公設消防組に對し、長くも令旨を賜り、當  
町の消防組も組頭奉戴して嚴かなる奉讀式を舉行せり。

岩堀工場火災に於ける組員の活動

昭和十年三月三十日午後六時四十分、岩堀金兵衛所有機業工場出火の際は、當町消防組員は



必死の活動をなして一ヶ所にて喰止めたり。此の日は風なく水利便なるため幸にも大事に至らざりしものにて、武生町、鯖江町、國高村より應援に來りし唧筒到着せし時は既に鎮火の域に達したる時なりき。

#### 自動車唧筒購入

昭和十年四月初め、「敏速を必要とする火災には是非自動車唧筒の必要あり」との輿論起り、反對する人士として無きを以て、四月四日より組頭以下班長總出にて、連日寄附金を募集し、豫想外の好成績を得て、遂に四月二十四日、福井市福光社にてフォードコンマーシャル・四十馬力・千九百三十五年式（タービン式）日本消防機會社製最新式自動車唧筒一臺を購入の契約をなせり。

六月十三日、自動車唧筒到着、午後二時より花筐公園に於て修祓式を舉行。水勢試験及び試運転の訓練をなせり。

尙、自動車唧筒購入の寄附金の剩餘金にて、警鐘臺上へ大型の時報サイレンを据附け、朝六時、正午、夜十時の三回鳴らすことに幹部等決定せし處、夜十時は料理屋側より反對起り一時中止せしも、其の後數ヶ月にて夜十時にも鳴らすこととせり。此の頃は既に昔日の俠客的消防

組氣性は衰へて、非常に優さしき氣風に一變せしものゝ如し。

#### 昭和十一年以後の組員の活動

昭和十一年五月三日は、總裁 梨本宮殿下より御令旨を賜はりたる記念日なれば、奉讀式を擧げたり。

同年六月十二日より十四日まで第九師團管下の防空演習を執行され、燈下管制、警報傳達、交通整理等を訓練せるが、特に電燈の消燈と隱蔽の二種のマークを電燈笠に張らせ、嚴重に檢閲せり。

昭和十二年一月七日の出初式の際、本町の火事を假想して訓練せし爲め、翌日午後十時二十分、本町木津利平宅（舊布屋宅）より出火の際も當町消防組は唧筒の配置に少しの狼狽もなく、沈着に活動して効果を擧げ隣村の消防組と協力して能く防火に努めたり、幸に風もなく全焼一戸のみにて、木津群平の水屋と山田清兵衛宅を半焼にて鎮火し、町民は安堵せり。組員は餘燼の整理に一夜を明かせり。

昭和十二年九月二十八日、福井縣廳に於て本縣消防組頭會開催され、同席上再び粟田部町消防組は金馬簾の表彰を受けたり。



同年十一月二十四日より二十六日まで三日間、防空訓練。主として防護訓練をなせり。

昭和十三年一月七日、出初式には神前にて修祓式を行ひ、昨年の大和屋火事の如き災の無き様に祈りそれより、組員にして出征兵として第一線にて奮戦さるゝ家族を慰問して金一封を贈りたり。

同年九月二十六日より十月五日まで中部防空訓練執行。防護訓練と防火訓練とを區別して訓練を実施せり。十月四日には聯隊區司令部より某中佐視察に來り、本町、佐山、花筐文庫の三ヶ所にて焼夷彈落下による防火訓練を実施し、終つて花筐公園にて中佐の講評ありたり。

#### 昭和十二年の組員活動記録

一月七日 出初式舉行。

一月八日 本町火災ノ爲メ出場。木津利平全焼、木津群平水屋及ビ山田清兵衛半焼。

一月十五日 全縣下ニ亘リ火器取扱場所一齊検査ニ付町ニ於テハ幹部、評議員、役場吏員出動シテ全戸ノ火器取扱場所検査ヲ實施ス。

一月二十八日 石橋組頭主催下ニ火防懇談會ヲ學校ニ於テ開ク。參會者ハ各種團體幹部町有志等四十六名、協議事項左ノ如シ。

イ、火災豫防ニ就テ。

ロ、貯水池設置ニ就テ。

ハ、全額町費ヲ以テ數ヶ所設置スルコトニ決定ス。

三月一日 鯖江町貯水池視察。署消防主任、町消防幹部一行ハ貯水池設置狀況視察ノ爲

メ鯖江町へ出向シク調査シ、本町唧筒置場横、魚市場附近、善政寺前、鹿ノ浦、妙導寺

前ノ五ヶ所ニ設置スルコトニ決定ス。

四月二十日 町大火記念日ニ付終日警備員出場。

五月二十七日 岡本村杉尾火災出場。

五月三十日 町消防組研究總會開催、第二部評議員一名缺員ニ付補缺選舉ノ結果宇野覺造

氏當選。

六月八日 管下一町七ヶ村消防聯合演習舉行。

八月、九月中 組員中出征者歡送左ノ如シ。

イ、八月二十九日 文室慶佐治、津田清八、玉村淺吉、宇野藤太郎、

岸下彌四郎、宮川政治。



ロ、九月十三日 清水登、宇野邦雄。

ハ、九月十七日 伊藤清次、重野重一、福田茂董治。

九月十五日 岡本村不老火災出場。

九月二十八日 縣消防義會ヨリ第二回目ノ金馬簾使用認可。

十月四、五日 防空演習實施ニ付全員出場。

十一月八日 町消防秋季演習舉行。第二回目ノ金馬簾ヲ受領シタルニ付記念寫眞撮影。

十一月二十四、二十五、二十六、二十七日 中部防空演習實施ニ付町警備員トシテ出場。此

ノ間第二日目ニハ新橋、日本橋ノ兩橋附近ニ於テ防火演習ヲ行フ。

十二月一、二日 全縣下一齊防火デ―實施。町消防組ハ防火祈願式ヲ神前ニテ執行。午後全

戸ノ火器検査ヲ勵行。第二日ニハ自動車脚筒ニ依リ防火宣傳ヲ行フ。同宣傳隊ハ署自動

車、栗田部、岡本兩脚筒自動車ガ一隊ヲ組織シ平坦部ノ北新庄、味真野、栗田部、南中

山、服間、岡本ノ各村ヲ一巡シ、長驅シテ上池田村ニ至リ稻荷橋附近ニ於テ水勢試験ヲ

行ヒ最モ有意義ニ任務完了セリ。同夜大風アリタルヲ以テ町警備ニ出場ス。

組頭ノ移動、昭和十二年十一月十五日付ヲ以テ八年二ヶ月ノ永キ間勤續セラレ功勞顯著

ナリシ石橋由兵衛氏ハ家事ノ都合ニ依リ退職サレ、新タニ山田清兵衛氏就任セラル。

昭和十三年二月現在の組織と設備

(組織)

組頭 山田清兵衛

小頭 鈴木清

矢部 昔士

末本 義美

廣瀬 泰治

第一部 廣瀬與太郎以下二十八名

第二部 宇野覺造以下二十九名

總員 六十二名

(設備)

一 日本消防機株式會社製四十馬力フォード、ジャシーV8



- コンマーシャル(タービン式)自動車唧筒 一臺
  - 一 鈴木式三十馬力V4(ロータリー式)瓦斯倫唧筒 一臺
  - 一 蒸氣唧筒 一臺
  - 一 腕力唧筒 一臺
  - 一 器具車 一臺
  - 一 水管車 二臺
  - 一 五石入水槽 一箇
  - 一 貯水池 五ヶ所
  - 一 唧筒置場 四ヶ所
- (新設)
- 一 自動車唧筒用水管 五本
  - 一 消防用貯水池 四ヶ所

明治三十四年頃の備品に比べて隔世の感を思ゆべし。

昭和十四年一月七日出初式舉行、例年の如し。昨年来より出初式の際の祝酒代を有志の家よ



り集むるを廢止し、唯、厚意ありて組頭宅や、小頭宅又は、宴會場へ差出されし分だけを頂戴することに改正せり。

同年三月三十一日、明治二十七年より四十六年間の長き歴史を有する消防組も、時代の進運に伴ひて茲に解散式を舉行するのやむなきに至れり。

次節に消防精神を養成するの要項記録を掲げ、末代の郷土人の參考に資せんとす。

### 第四節 消防訓練

#### 綱 領

- 一、一身ノ利害ヲ顧ミズ公ノ爲メ身ヲ挺シテ難ニ當ル所謂犠牲的感念ノ發露ニ消防精神ノ眞髓ナリ。平常ノ靜穩一度破レテ災害ノ突發スルヤ、眞先掛ケテ人命、財産ヲ保護シ、之ヲ救援スルハ消防ノ使命ナリ。社會ハ消防ノ活動ニ信賴シ、罹災者ハ消防ノ救援ニ一切ヲ委ヌ。大和民族ノ傳統的精神タル義俠ノ氣魄、豈鬱勃タラザルヲ得ンヤ。
- 二、消防ノ根本義ハ愛國的精神ニ基クベキモノナリ。一朝火災ノ起ルヤ、幾多ノ財寶ハ總テ灰燼ニ歸シ、尊キ人命ヲ奪ヒ、社會ノ不安ヲ惹起ス、國家ノ損害ヤ蓋シ甚大ナリ。



身消防ニアルモノハ義勇奉公の精神ヲ以テ、之ガ豫防並ニ防禦ニ盡サザルベカラズ。

三、犠牲的精神ノ鞏固、技能ノ練磨ハ消防必須ノ要件ナリ。而シテ犠牲的精神ハ愛國ノ至誠ト奉公ノ大節トヨリ發スル消防精神ノ精華ニシテ、技能之ニヨリテ精ヲ致シ訓練之ニ依リテ光ヲ放チ。災害之ニ依リテ除去セラル。

四、消防ノ志氣ハ旺盛ナラザルベカラズ、災害ノ甚大ナル時ニ於テ特ニ然リ、サレバ消防組員ハ災害ニ處シ、沈着剛毅、奮然立ツテ猛火ト戰フノ氣概ナカルベカラズ。

五、團體行動ノ根幹ハ嚴肅ナル規律、熟達セル訓練ニアリ。規律嚴肅ニシテ訓練熟達シタル消防組ハ縦ヒ器具ノ精銳ヲ缺クコトアルモ自ラ能ク一絲亂レザル行動ヲ以テ災禍ヲ最小限度ニ止ムルコトヲ得ルモノナリ。

六、整然タル統制ハ消防組本來ノ使命達成上缺クベカラザルモノトス。而シテ統制ノ要素ハ服從ニアリ。即チ消防組員ハ平常ニ於テハ社會ノ一員トシテ各自平等ノ立場ニアレドモ、一度消防組員トシテ其隊伍ニ列シタル以上ハ、其所ニ自ラ新舊ノ別ヲ生ジ、指揮者ト被指揮者トニ分ル。サレバ常ニ公私ノ別ヲ明ニシテ、一絲亂レザル統制ヲ保チ、命令一下水火ヲモ辭セザルノ覺悟、脈絡一貫シテコン消防組存在ノ意義ハアルナレ。

七、協同一致ハ防禦戰鬪ノ目的ヲ達スル爲メ最重要ナルモノニシテ命令ヲ以テスルノ外、各人ノ獨斷專行ニ待ツモノトス。蓋シ消防組員ハ各々自己ノ任務ノ遂行ニ努力スルハ即チ協同一致ノ趣旨ニ合スルモノニシテ、災害ノ變化ニ應ズル臨機ノ手段ハ一ニ各人ノ獨斷ニ俟タザルベカラズ。而シテ獨斷專行ハ必ズ消防精神ヲ基礎トスル公義心ニ出デ、其精神ニ於テ服從ト相離ル、コトヲ許サズ常ニ指揮者ノ意圖ヲ付度シ必ズ其範圍ニ於テスベキモノトス。

八、消防組員ハ常ニ名譽ヲ尊ビ、修養ヲ怠ラズ品位ヲ保持シ、資質ノ向上ニ努メザルベカラズ。而シテ消防組ヲシテ地方民衆ノ中堅團體タルノ實ヲ擧ゲ、社會ノ負託ニ背カザランコトヲ期スベシ。

九、消防組員ハ消防能力ノ増進ニ向ツテ研鑽ヲ怠ルベカラズ。特ニ頭腦ヲ働カシテ科學的の見地ヨリ研究ヲ遂ゲ、以テ其結果ヲ實行ニ移スノ心懸ガ最モ肝要ナリトス。

十、消防組ハ非常時ニ於ケル活動ヲ主眼トスル團體ナリ。而シテコレガ爲メニハ平時ニ於テモ機械、器具ニ對スル正式操法ノ練習、部隊トシテノ正式教練ノ熟達ニ力ヲ致スヲ肝要トス。



出 動

(警 鐘)

一、消防活動ノ第一步ハ警鐘ニヨツテ開始サル、モノナレバ之ガ合圖ハ最モ正確ニ且迅速ナルヲ要ス。

二、警鐘ハ警察官又ハ組頭ノ命ヲ受ケテ信號手之ヲ打ツヲ通則トス。然レドモ火ノ手ノ判然タル場合又ハ急ヲ要スル場合ハ命ヲ待タズシテ迅速ニ打チ、機ヲ失セズ報知スルコトヲ要ス。

三、信號ノ判別ヲ誤ラザルヤウ、消防組員ハ勿論、一般人ニ對シテモ平常ニ於テヨク熟知セシメ置クヲ肝要トス。

四、信號ハ次ノ如シ。

但シ知ラセ信號及鎮火信號ハ一回、其他ノ信號ハ凡二十分間打ツモノトス。

- 1 近 火 ○—○—○—○—○—○—○—○—○—○—○
  - 2 知ラセ ○ ○ ○
- 警鐘打場ヨリ直經凡三丁以内ノ火災ノ時ニ用フ。  
區域外及區域ノ内外ヲ識別シ難キ火災ノ時ニ用フ。

3 應 援 ○—○—○—○—○—○—○—○

區域外ノ火災ニ際シ應援ヲ要スル時ニ用フ。

4 出 場 ○—○—○—○—○—○—○—○—○—○—○

區域内ノ火災ノ時ニ用フ。

5 非 常 ○—○—○—○—○—○—○—○—○—○—○

火災又ハ非常異變ノ時ニ用フ。

6 鎮 火 ○—○—○—○—○—○—○—○

最初出火信號ヲ打チタル時全ク鎮火ノ後ニ用フ。

7 演 習 ○—○—○—○—○—○—○—○—○—○—○

演習召集ノ時ニ用フ。

(集合及器具運搬)

五、消防戰ノ勝敗ハ一ニ繫ツテ最初ノ五分間ニアリ。サレバ集合ニ際シテハ最モ迅速ナル行動ト緊張シタル氣分トヲ必要トス。

日常ニ於テ集合ノ準備ヲ完全ニ整へ置クコトハ消防組員ノ最モ麗ハシキ嗜ミトス。



六、集合ニ際シテハ家族ノ者ニ對シテモ、家族總動員ノ形ニ於テ出動ノ準備ヲ補助セシメ、一刻ヲ爭ツテ集合スルヲ要ス。警鐘ヲ聞キテヨリ家ヲ出ルマデニ用スル時間ハ通常三分間以内ヲ標準トス。

七、警鐘ノ合圖ニヨリテ組員ハ完全ナル服裝ヲ整ヘ直ニ定メラレタル器具置場ニ集合スルモノトス。而シテ各自受持器具ヲ携行運搬スベシ。特ニ唧筒ハ全員ノ協力一致大勢ノ力ヲ合セテ迅速ニ運搬スルコトヲ緊要ナリトス。

空手ニテ火災ノ現場ニ馳セ付クルモ何等ノ役ニ立タズ、如何ニ一騎當千ノ意氣アルモ機械ノ運用其ノ良シキヲ得ズシテ火災ト戰フガ如キハ其效果誠ニ少シ。

八、器具運搬ノ迅速ヲ期スル爲メ平時常ニ器具置場ノ整備整頓ヲ肝要トス。

消防組ノ紀律、訓練ノ有無ハ器具置場ノ整否ニヨツテ速斷シ得ルモノナリ。

九、就寢中ノ警鐘ハ往々之ヲ聞キモラシ出場シ得ザルモノアルヲ以テ集合ニ際シ互ニ近隣呼ビ合フヲ可トス。

十、唧筒ノ搬出ニ際シテハ附屬品ノ必携、瓦斯倫及油ノ有無等ニ十分注意スルコト肝要ナリ。

十一、器具運搬ノ序列ハ通常先ヅ其消防ヲ標示スベキ繩、旗ヲ第一トシ攻撃武器タル唧筒ヲ第

二トシ破壊器具ヲ第三トシ雜具班ヲ殿トナス。

#### (水利偵察)

十二、消防ニ於ケル水ハ恰モ軍隊ニ於ケル彈丸ノ如シ、如何ニ精銳ナル唧筒ヲ有スルモ水ナクテハ何等ノ効果ヲ收ムルコトヲ得ズ、故ニ先ヅ水利ヲ偵察セザルベカラズ、應援ニ際シ特ニ緊要ナリ。

十三、水利偵察員ハ部隊ニ先行シ、速ニ水利ノ偵察ヲ行ヒ。之ヲ本隊行軍ノ途中ニ於テ逸早く報告シ、本隊ガ配置部署ヲ決定スル上ニ無駄ナク迅速ナラシメルコトガ最モ肝要ナリ。

十四、水利偵察ニ方リテハ主トシテ水量、深淺、風位、火點ヨリノ距離、工事ノ要否、唧筒運搬ノ便否等ヲ顧慮スルヲ要ス。

十五、區域内ノ水利ニツイテハ平時常ニ其完備ヲ計リ置クハ勿論、火災ノ地點ヲ知ルヤ直ニ水ノ地點ヲ直觀スルマデニヨク熟知スルヲ要ス。然レドモ水ノ狀況ハ時期ニヨリ變動アルヲ以テ區域外ト雖モ水利ノ偵察ヲ必要トス。

#### (出場途上ノ心得)

十六、出場ハ迅速機敏ナルヲ要スルモ、而モ沈着ニシテ周到ナル注意ヲ以テシ途上事故ヲ惹起



スルガ如キコトナキヤウ留意スルヲ要ス。

急ガバ廻レテフ至言ハ茲ニモ適用サレルモノニシテ、餘リニ到着ノ速カラシムコトノミヲ願フ爲メ無理ナル難路又ハ狹路ヲ採リ却ツテ失敗ニ歸スルコト往々ニシテアリ、事情ノ許ス限リ平路又ハ大道ヲ採ルハ結局ノ勝利ナリ。

十七、指揮者ハ途上ノ風位、風力ナドヲ判断スルト共ニ火點ノ狀況及他部隊トノ關係等ヲ考慮シ、自己部隊ノ到着スベキ目標ナドヲ考ヘツ、部隊ヲ指揮誘導スルヲ要ス。

十八、途上先行消防部隊アルトキハ之ニ隨行スベキモノニシテ決シテ争ツテ之ヲ追ヒ越スガ如キ行動ハ慎ムヲ要ス。

(現場到着ト防禦開始)

十九、現場ニ到着セバ唧筒ハ先ヅ水利偵察員ノ誘導ニヨリテ其位置ヲ占メ、係員ハ迅速ニ放水準備ニカ、リ、指揮者ハ直ニ火點ニ急行シテ火勢ノ狀況ヲ見、如何ニ侵入部署スベキヤヲ速断シテ直ニ引返シ、筒先員ヲ誘導シテ侵入部署スベキ方向ヲ示スベキモノトス。

二十、繩、旗ハ目標ナレバ屋上等ノ如キ見易キ場所ヲ占メ、破壊隊其他ノ剩員ハ指揮者ノ下ニ集結シ、何時ニテモ命令一下、變ニ應ズルノ準備ヲナシ置クヲ要ス、現場ノ雜沓ニ和シ兎

角離散シ易キモノナレバ之ガ訓練ハ最モ必要トス。

二十一、送水開始ハ早キニ失スベカラズ、送水ハ筒先ニ於テ部署スベキ場所ニ侵入シ充分用意出來タル後指揮者ノ命令ヲ待ツテ開始スルヲ要ス。

火點ノ狀況ヲ見ル能ハザル唧筒運轉係ハ一刻モ早ク送水セントシテ筒先ニ於テ未ダ充分用意ノ終ラザル中ニ送水シ、之ガ爲メ放水セル筒先ヲ抱ヘテ思フ様ニ活動スルコト能ハズ却ツテ其適切ヲ害スルコトアリ、又往々ニシテ把持充分ナラザル中ニ送水シ、爲メニ筒先ヲ放出シ思ハヌ失敗ヲ招クコトアリ、特ニ注意スルヲ要ス。

### 防禦戰圖

(局部燃燒ノ場合)

二十二、局部燃燒(小火)ノ場合ニハ火點ニ突入シテ強壓ノ注水ヲ以テ局部ヲ破壊シ一舉ニ火勢ヲ鎮滅スルヲ要ス。

不燃質ハ建物内部ノ一部燃燒ニ對スル場合モ此ノ方法ニヨルモノトス。然シ局部燃燒ノ場合ト雖モ火勢擴大ノ狀況ヲ計リ之ニ對抗スベキ部署モ亦考慮ニ置クコトヲ要ス。

(擴大燃燒ノ場合)



二十三、擴大燃燒(中火)ノ場合ニハ各消防組互ニ連絡シ共力シテ火勢ヲ包圍シ、他ニ延燒スルヲ阻止シ以テ火勢ヲ鎮滅スルヲ要ス。

二十四、各消防組ノ到着ニハ自ラ前後遲速アリ、故ニ到着順ニ從ツテ包圍目的ノ達成上緩急適應ノ考慮ヲ要ス。即チ

- 1 風位ニ對スル配置部署及注水位置ハ風下ヲ最先トシ、風力ノ大ナルニ從ツテ一層密ナルヲ要ス、之レ火勢ハ風力ニヨリテ風下ニ益々擴大セントスルガ故ナリ。
- 2 無風ノ場合ノ配置部署及注水位置ハ火勢ノ狀況ニヨリ觀察シ最モ猛烈ナル方面ヲ最先トス。

- 3 建物ノ狀態ニ關シテノ配置部署及注水位置ハ小ヨリ大ヲ粗ヨリ密ナル方面ヲ最先トス。
- 4 道路ノ關係ニ於テハ進入困難ナル方面ヲ先ニシ、高低アル地形ニ關シテハ高所ヲ最先トス。斯クノ如クニシテ最先到着部隊ヲ標準トシテ逐次配置部署並ニ注水位置ヲ定メテ包圍ノ完成ヲ計ルベキモノトス。

而シテ後着部隊ハ特ニ先着部隊ノ力及バザル方面ヲ觀察シテ之ヲ補フコトニ留意シ、風力及火勢ノ狀況、建物ノ狀態、地形、道路等ヨリ觀察シテ、足ラザル方面ニ益々密ナル部署

ヲナス等、緩急機宜ノ措置ニ出ズルヲ要ス。

二十五、包圍配置部署ハ延燒阻止ヲ主眼トスルモノニシテ、火勢ヲ包圍シ隣接建物ニ對スル延燒ヲ阻止セントスルモノナリ、故ニ屋外ニ注水位置ヲ定メ、他隊トノ共力ニヨリ先ヅ他ニ延燒スルヲ阻止スルノ守勢ニ出デ、火勢ノ狀況ニ策應シテ順次火勢ニ迫リ、或ハ窓側ニ或ハ屋内ニ逐次接近突貫シテ燃燒ノ鎮壓ヲ計ルヲ要ス。燃燒物ニノミ氣ヲ奪ハレ、燃燒セザル他ノ建物ノ延燒阻止ヲ忘ル、ガ如キハ拙劣ナル防禦ナリ。

二十六、同一棟ノ一室ヨリ他室ヘノ延燒ヲ阻止スベキ場合ニ於テハ、阻止セントスル室内ニ侵入シ或ハ窓側ニ倚リテ火勢ニ對抗シテ注水位置ヲトリ火勢ト防禦力トヲ考慮シ、守勢ノ方途ニ出ヅベキモノトス。

二十七、消防ハ火勢ニ勝ルノ力アリテ始メテ奏効アルモノニシテ、火勢ニ勝ルノ力ナキヲ察知セバ須ラク守勢ヲトリ以テ他部隊ノ集合共力ヲ待チ、攻勢力充分ナルヲ見テ茲ニ猛烈ナル攻撃ヲ開始スベキモノトス。之ノ緩急輕重ヲ忘レ徒ラニ水勢ニ囚ハレテ焦慮シ、益々齷齪サレテ遂ニ延燒ヲ擴大シ、收拾スベカラザルニ至ルハ指揮者ノ最モ愼ムベキコトナリ。

二十八、水利、地形、進入路等ノ關係上自ラ一方ニ偏集シ包圍ニ不可能ナル場合アリ、斯クノ



如キ場合ハ水管ノ延長又ハ二個ノ唧筒ノ連結、取次、送水等ニ依リテ注水位置ヲ適切ナル方面ニ採リ、以テ形勢ノ挽回ト包圍ノ目的ヲ達成シ、偏在ノ缺陷ヨリ延焼ヲ遏ウセラル、ガ如キ事ナキ様充分考慮スルヲ要ス。

二十九、注水位置ハ可成火點ニ接近シテ之ヲ選ブコトガ肝要ナリ。屋内ノ火災ヲ屋外ニ階上ノ火災ヲ階下ニ位置シテ貴重ナル水ヲ窓口ヲ通シテ放射シ居ルガ如キハ効果ノ最モ少キモノトス。

三十、火勢ニ對シテハ常ニ對抗ノ注水位置ヲ採ルベキナリ、側面位置ハ効少ク、追撃位置ハ最モ拙ナルモノトス。

(展進燃焼ノ場合)

三十一、展進燃焼(大火)ノ場合ニハ或ル一定ノ地域ヲ計劃シ、其處ニ各消防組連合シテ全力ヲ集中シ以テ死守スルヲ要ス。即チ死守スベキ防禦計劃線ナリ。之ヲ防禦支撐ト名附ク。

三十二、防禦支撐線ノ配置部署ハ火勢展進ノ正面ヲ基準トシ左右ニ配列部署スルノ順序ニ依ルモノニシテ中央ヲ最モ密ニシ各隊連合共力ノ活動ニ倚リテ死守スベキモノトス。又各隊ノ注水位置モ區々ニ涉ラズ努メテ同一戰線ニ位置シテ共同動作ニ出ヅベキモノトス。

三十三、大火ハ必ズ一方ニ延焼擴大スルノ狀況ヲ認メ得、之レ大火ハ防禦ノ拙ニ原因スルモノ或ハ不可抗的或種ノ原因ニヨルモノ等アルモ、要スルニ防禦力ノ微弱、即チ火勢ニ對抗スルノ力弱キ爲メニ生ズルモノニシテ、火勢ハ延焼シ易キ方面ヲ選ビテ益々猛烈ニ延焼ヲ逞シウスルニ至ル、サレバ此ノ際全消防一致ノ共同動作コソ最モ必要トス。

(破潰作業)

三十四、展進燃焼ニ於テ火勢愈々猛烈ヲ加ヘ遂ニ支撐線ヲ奪取サル、ノ状態ニ至レバ破潰ヲ實施ス。但シ破潰作業ハ濫リニ之ヲ行フコトヲ得ズ。必ズヤ警察官ノ指揮命令ニヨリテ之ヲ實施スベキモノトス。然シナガラ大半燃焼シタルモノ及一部ノ剝落等ハ必要ニ應ジ適時其機ヲ失セズ敢行スベキモノトス。

防禦上注意すべき要點

(水管延長ノ餘裕及監視)

三十五、水管ノ延長ハ地形、燃焼建物、火勢等其狀況ニ應ジ豫メ必ズ一個乃至三個ノ餘裕ヲ取ルコトガ肝要ナリ。狀勢不利ナル地點ノ火災ニ對シテハ更ニ多クノ餘裕ガ必要ニシテ、之レ防禦中移動前進等ニ便ズルガタメナリ。唧筒ノ移動ハ消防戰ニ在ツテハ敗衄ノ第一歩ト



戒メザルベカラズ。

三十六、延長シタル水管ハ要所々々ニ監視員ヲ配置シテ充分監督セシムルヲ要ス。道路ヲ横切ル場合ハ特ニ監視ヲ嚴重ニシ覆蓋ヲ以テ水管ヲ保護スルヲ要ス。

(退路ノ考察)

三十七、退路ヲ考ヘルコトハ一見卑怯ニ似テ居レドモ、決シテ然ラズ。勇敢ニ突入スル勇者ニ  
コソ却ツテ退路ノ考察が必要ナリ。コレ深ク屋内ニ突入シ而モ火勢猛烈ニシテ状況不利ナル場合ニ指揮者ハ萬一ヲ慮リテ退路ヲ計劃シ置クコトハ戦闘員ノ不安ヲ去リ一層勇奮スルニ至ルモノナリ。

(注水姿勢)

三十八、注水姿勢ニ三種アリ、第一、立姿ノ構へ。第二、折敷ノ構へ。第三、伏姿ノ構へノ三様ナリ。普通立姿ノ構へヲ以テ注水スルモ、濃煙ニ苦シム等ノ場合ハ折敷、更ニ伏姿ノ構へニ出ヅルノガ苦痛ノ度ヲ減ジ且ツ持久力ヲ得ルモノナリ。

(注水方法)

三十九、注水方法ハ燃燒實體ニ對シテ行フベキモノナリ。猛烈ナル火勢ニ囚ハレテ稍モスレバ

火焰ニ注水スルガ如キハ何等ノ効果ナキモノナリ。上下ノ關係ニ於テハ下部ヨリ順次上部ニ及ブベキナリ。

又注水距離ハ放水射程ノ二分ノ一以内ニ於テスルガ適當ナリ。以上要スルニ少量ノ水ヲ以テ短時間ニ注水ヲ終結スルハ熟練セル消防手トス。

(不必要ナル注水ヲ戒ム)

四十、火災現場ニ到着セバ、指揮者ハ直ニ火點ニ急行シテ部署スベキ方向ヲ定ムルモ、尙其際注水ノ要否ヲモ確メ、其要ナキ時ハ直ニ防禦中止ヲ命ズベキモノナリ。此ノ觀測ハ指揮者ノ能否ニ繫ル大ナル問題ナリトス。

然ルニ往々出場シ防禦ニ從事セズシテ歸ルヲ潔シトセズ、水管ヲヌラスタメニ注水シテ火災ヨリ水災ニ惱マシタル實例尠カラズ。之レ消防ノ信用ニ關スルコトナレバ深ク戒ムベキコトナリ。

又延燒阻止ノ防禦モ見込立タバ火勢ノ狀況ニ應ジ速ニ應援隊ヨリ順次注水ヲ中止スベク、濫リニ注水ヲ繼續スルハ慎ムベキ事ナリ。

(飛火ニ備ヘヨ)



四十一、降雨少ク乾燥セル時節或ハ強風時或ハ大建築物ノ火災、其他擴大セル火勢ノ場合ハ數十間或ハ數町ノ遠距離ニ飛火スルコトアリ、斯クノ如キ場合ハ最初ヨリ之ニ對スル處置ヲ考慮シ置クヲ要ス。

(墜落倒壞物ニ注意)

四十二、防禦中墜落倒壞物ニ依リ不慮ノ傷害ヲ受ケ士氣ヲ沮喪セシムルガ如キコトアリ。指揮者ハ之等ニ留意シ注水位置ヲ隅角、窓枠等ニ選ビ墜落倒壞物等アルモ負傷スルガ如キコトナキニ注意セシムルヲ要ス。殊ニ工場、倉庫、其他大建築物ノ火災ニ於テ特ニ然リトス。

(木造洋館ニ注意)

四十三、木造洋館ノ壁ハ太鼓張ノ如キモノニシテ、表面火焰ヲ見ザルモ内部ニ火焰漲リ直ニ擴大上昇シテ天井裏ニ至ル等思ハザル失敗ヲ招クコトアリ、故ニ壁體ヲ破壞シ穴ヲ穿チテ注水シ油斷ナキヲ要ス。

(火ニ勝ツノ精神)

四十四、墜落倒壞物ニ注意スルト雖モ、徒ラニ戰々兢々、氣ヲ奪ハレテ火ニ勝ツテフ敢爲ノ精神ナクンバ、猛火ニ對抗シテ勝ヲ制スルコトハ不可能ナリ。勇往邁進倒レテ後已ムノ奮勃

タル消防精神コソ肝要ナレ。

(現代ハカノ併合ナリ)

四十五、現代ノ消防戰ハ各消防組相與ニ聯合攻撃ノ作戰ニ興味ヲ湧ス時代ナリ。自己消防組ノ名譽ヲ思フノ餘リ所謂拔キガケノ功名ヲ立テントシテ區々タル持場ヲ爭フガ如キ又ハ他ノ唧筒ニ對シ送水ヲ拒ムガ如キハ全ク愚ノ至リナリ。

殘火鎮滅及引揚

四十六、殘火ハ往々ニシテ風ノ爲メ再ビ盛り返スコトアルヲ以テ全ク延燒ノ憂ナキニ至ルマデ充分之ヲ鎮滅スルヲ要ス。而シテ之ガ作業ハ通常區域内ノ消防組之ヲ擔任スルモ、廣範圍ニ亘ルトキハ勿論各隊之ヲ分擔スベキモノトス。

四十七、殘火全ク鎮滅シ終リタレバ應援部隊ヨリ順次引揚グルモノトス。引揚ゲニ際シテハ必ず整列ヲナシ、人員點呼、器具點檢ヲ嚴密ニ行ヒ正々堂々隊伍ヲ整ヘテ引揚グルヲ要ス。往々ニシテ現場ニ器具及ビ附屬品等ヲ置忘レルモノアリ。之レ全ク責任感念ノ無キ者ニシテ嚴重ナル訓戒ヲ要ス。

四十八、消シ札ヲ立テ又ハ壁、板等ニ消口ヲ記スコトハ識者ノ採ラザル所タリ。嚴禁スベキモ



ノトス。

四十九、使用後ニ於ケル器具ノ手入及ビ瓦斯倫、油等ノ補給ハ使用後直ニ、而モ嚴密、完全ニ行フヲ肝要トス。之レ器具ノ保存上ハ勿論、次期不時ノ戦闘ニ何時タリトモ應ジ得ル如ク準備シ置クハ消防ノ最モ重大ナル責務トス。

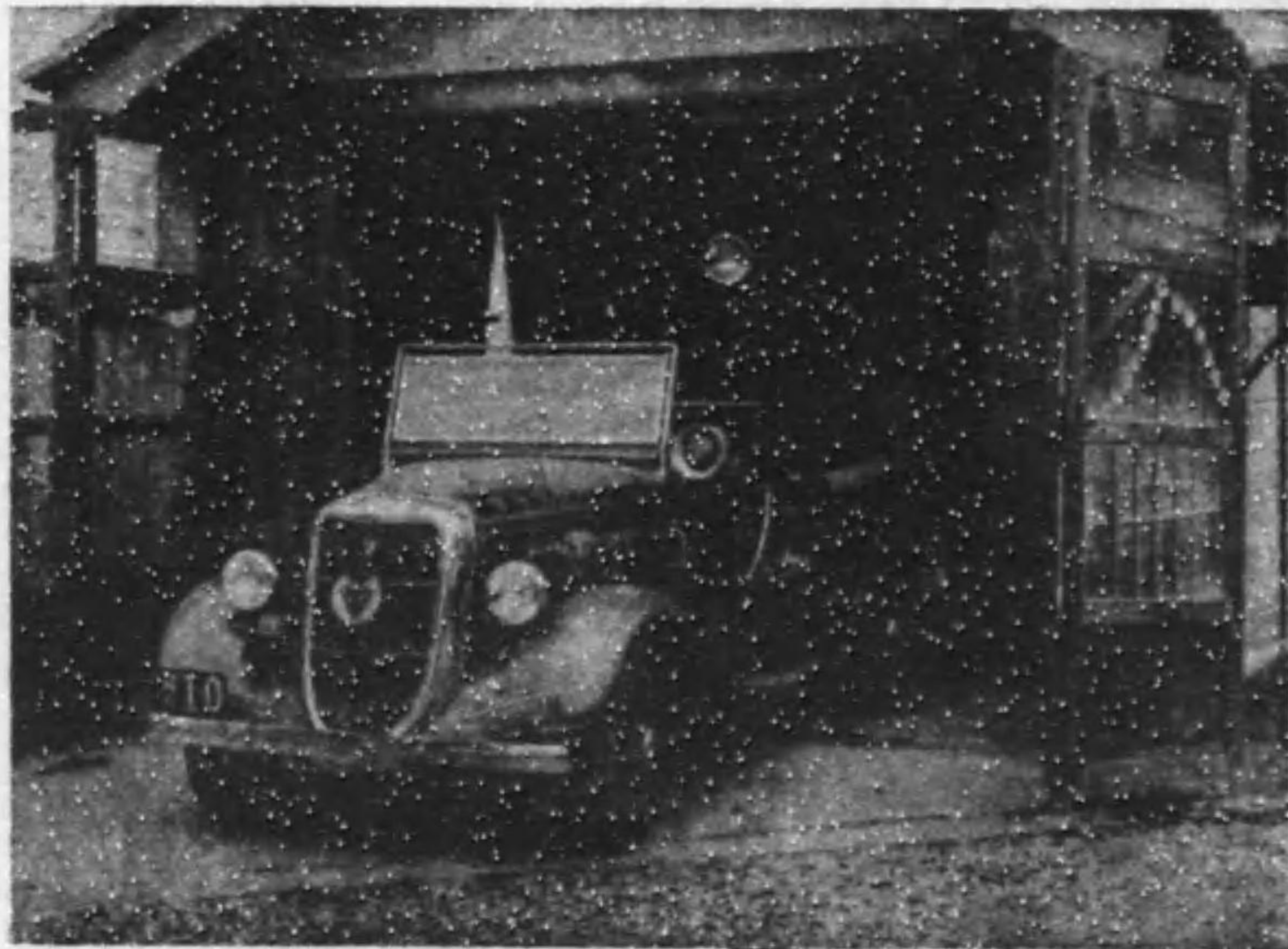
五十、幹部ハ出勤毎ニ其時ノ状況、參考トナリタル事項及所感等ヲ詳記シ將來ノ研究資料トナス。モト肝要ナリ。

### 第三章 警防團誌

#### 第一節 警防團の組織

昭和十四年四月一日、勅令に依り在來の消防組を解散し改めて全國一齊に警防團を組織す。之れ時局の然らしむる所にて、高度國防國家建設の第一歩たり。國民は宜しく軍防空のみに任することなく、民防空の實を擧げ、平素に於ける警火思想の普及徹底に全力を注がざるべからず。然して其の重大責任は警防團の双肩にあるは言を俟たず、こゝに愛國の熱血兒を選び四月七日結成式を行ひ、職域奉公の誠をいたす事を神前に誓ひたり。

#### 團長及副團長



警防團詰所と自動車唧筒



(團長)

第一代團長 山田清兵衛氏は消防組頭より引續き昭和十四年四月一日團長となり、同年七月二十日六日まで在職、町長に就任と同時に退職せり。

第二代團長 西野勝治郎氏は警防團創立と同時に副團長となり、昭和十四年七月二十七日團長に就任、現在尙就職中。熱誠を以て人を動かし、町財政の團服の新調を許さざるを見て、私財を投じ他村に卒先して全團員の制服を寄與せる行爲は町民の齊しく知る所にして其の總額莫大なり。

陰徳多き中にも昭和十五年末の夜陰、密かに赤貧の家庭を訪れて歳末慈善の惠與をなせしは町民の龜鑑として後世に傳ふべきものなり。因に氏は町會議員其他町要職を兼任し居れり。



第一代團長 山田清兵衛



第二代團長 西野勝治郎

(副團長)

第一代副團長 西野勝治郎氏は昭和十四年四月一日警防團創立と同時に就任し、同十四年七月二十七日團長に昇格せり。

第二代副團長 酒井孝氏は昭和十四年七月二十七日に就任し、同十五年五月十八日、町の助役に當選せるため職を辭したり。

第三代副團長 鈴木清氏は昭和十五年五月十九日に就任し、現在に及べり、因に同氏は昭和六年十二月、消防組小頭に就任、以來引續き現職にあり。

第二節 昭和十四年の活動大要

設備其他

- イ、四十馬力フォード自動車唧筒 一臺
- ロ、鈴木式三十馬力瓦斯倫唧筒 一臺
- ハ、蒸氣唧筒 一臺
- ニ、腕用唧筒 一臺



ホ、器	具	車	一	臺
ハ、水	管	車	二	臺
ト、五	石	入	一	箇
チ、貯	水	池	五	ヶ所

組織

昭和十四年十二月末現在に於ける組織左の如し。

警防團長 西野勝治郎  
副團長 酒井孝

第一分團長 藤井巖	部長 齋藤仁治
第二分團長 岩坂次三郎	夏川梅芳助
第三分團長 鈴木清	中山玉節明
第四分團長 加賀加三郎	岩堀金右衛門
幹部 異動	宇野藤太郎

昭和十四年四月一日、警防團令に依り従前の幹部を左の通り變更せり。

警防團長 山田清兵衛  
副團長 西野勝治郎

第一分團長 藤井巖	部長 山田傳之助
第二分團長 末本義美	岩坂次三郎
第三分團長 鈴木清	夏川梅芳文
第四分團長 矢部昔士	山田節太夫
加賀金右衛門	石橋謙太郎
岩堀金右衛門	加賀加三郎

五月十四日 山田傳之助氏死去  
七月三日 石橋謙太郎氏辭任  
七月十五日 川畑仁作氏部長就任  
七月十六日 末本義美氏分團長を辭任  
七月十九日 岩坂次三郎氏第二分團長就任  
七月二十一日 小玉明氏中川丞助氏部長就任



七月二十六日 山田清兵衛氏團長辭任  
 七月二十七日 西野勝治郎氏團長就任  
 " 酒井孝氏副團長就任  
 " 八月二十五日 山田德太郎氏部長辭任  
 " 八月三十一日 齋藤政治氏部長就任  
 " 九月十日 矢部昔士氏分團長辭任  
 " 加賀加三郎氏第四分團長就任  
 " 宇野藤太郎氏部長就任  
 家庭防空組合 三十六組合

(警備費)

昭和十一年度 八百二十六圓  
 昭和十二年度 一千三百九十一圓  
 昭和十三年度 九百一圓  
 昭和十四年度 一千七百七十一圓

昭和十四年の警防團活動記録

一月七日 消防出初式舉行セラル。  
 三月二十七日 福井市公會堂ニ於テ消防組頭會議開催セラレ、警防團ノ組織及消防組ノ解組等ニ付キ協議ス。山田組頭出席。  
 四月一日 警防團令ノ實施ニヨリ消防組及防護團ヲ改組統合シテ警防團ヲ設置セラレ、防空、水火消防、其ノ他ノ警防機能ヲ強化ス。  
 四月七日 警防團結團式ヲ花筐校ニ於テ舉行セラレ、分團長以下各團員ノ任命辭令ヲ交附ス。  
 結團式ノ辭左ノ通り。

本日、本縣ヨリハ警防課長殿ノ御臨席ヲ得茲ニ我が栗田部警防團ノ結團ノ式ヲ舉行スルニ至リマシタコトハ誠ニ御互ヒ團員ノ欣幸ニ絶エザルトコロデアリマス。  
 既ニ團員諸君モ御承知ノ如ク、本年一月二十四日警防團令ガ勅令ヲ以テ發布セラレ、從來ノ消防組ガ解體セラレテ愈々四月一日ヨリ之



ガ實施セラル、コト、相成リマシタ。今本國ノ生レマシタ沿革並ニ任務等ノ一端ヲ申シ上グレバ、消防組ハ古キ歴史ト傳統ヲ以テ其ノ抱藏スル任侠、犠牲ノ精神ニヨツテ水火災害ノ防遏ニ國民ヨリ絶大ナル感謝ヲ受ケテラツタノデアリマス。然ルニ今ニ至リマシテ何故カ、ル有力ナル團體ヲ解體シテ本國ヲ組織セネバナラヌカトシマスノニ、其處ニ大ナル時代ノ推移ト時局ノ要求ガアルノデアリマス。凡ソ民族ヲ指導シ之ヲ支配セントスルニハ其民族中最モ優秀ナルモノガ致サナケレバナラナイ事ハ古今ノ歴史ニ徴シテ明カデアリマス。亞細亞ヲ指導シ之ヲ支配セントスルニハ亞細亞民族中最モ優秀ナルモノガ致サナケレバナラナイノデ、亞細亞民族中最モ優秀ナルモノハ日本民族即チ大和民族實ニ我々デアリマス。私共ハ神武天皇建國以來約三千年八紘一字ノ大精神ニ依ツテ互ヒニ民族愛撫シ相擁護シテ東亞ノ復興ヲ計ラナケレバナラヌノデアリマス。コレ我々民族ノ一大使命デ、如何ナル國ニ對シテモ遠慮スル必要ハナイノデ

アリマス。コノ度ノ聖戰モ全クコノ目的ニ外ナラナイノデアリマス。然ルニ今次ノ支那事變ハ今ヤ維新政府等ノ樹立ニヨツテ新段階ニ入ツタトハ申スモノノ容共抗日ヲ標識スル國民政府ガ蠢動ヲ續ケテヲル限リハ飽迄モ之ヲ撲滅スベク聖戰ヲ持續セネバナリマセン。然モ列國ノ中ニハ我國ノ正義ヲ解セズ却而今尙國民政府ヲ支援シ國際情勢ハ何時如何ナル事態ガ勃發セヌトハ限リマセン。

我國ハ建國ノ昔ヨリ如何ナル國難ニ遭遇スルモ之ヲ克服スベキ不屈不撓ノ精神ガアリマスガ、之ニ對スル不斷ノ準備ハユルガセニシテハナリマセン。其レハ軍備ノ充實ト國內態勢ノ整備デアリマス。殊ニ近代戰爭ニ於テハ敵ノ航空機ノ襲撃ニ對スル國土ノ防衛デアリマス。例令敵機襲撃アリトモ我ガ忠勇ナル陸海空軍ニヨリマシテ之ヲ殲滅セラレマスガ、網ノ目ヲクグル魚ノ如ク一機タリトモ進入セントハ限リマセン。コ、ニ一般國民ノ防空施設ノ完備ヲ要スルノデ、曩ニ防空法ガ發布セラレ或ハ防護團ガ造ラレタノデアリマスガ、一



般國民ニマカセテモ甚ダ不充分ナノデ統制アル活動ニヨツテ完璧ヲ得ルタメニ在來ノ消防組ヲ之等ニ合致シテ本團ガ生レタノデアリマス。依ツテ本團ノ任務ハ、防空、水火消防ハ勿論警察力ノ補助トシテ警衛、警備ニ當ルモノデ、其仕事ハ甚ダ廣汎多岐デアリマス。其精神ハ在來消防組ノ傳統タル義勇奉公ノ精神即チ警防團ノ精神デ團員ハ犧牲奉公ヲ以テ紀律ヲ重ンシ郷土ノタメニ働クコトデアリマス。

何卒團員諸君ニハヨク本團ノ主旨ヲ善ク體得セラレマシテ、粟田部町或ハ當地方ノタメ働クコトガ我々兄弟タル皇軍將兵諸氏が戰場ニ於テ赫々タル武勳ヲ樹テ、或ハ敵彈ニアタリ 天皇陛下萬歳ヲトナヘ、莞爾トシテ斃レ護國ノ柱トナル忠義モ我々團員ガ職務ノタメ手柄ヲ樹テ或ハ職務ニ斃レルノモ内ニアルカ外ニアルカノ差ノミデ、等シク 陛下ニ對シ奉リ忠義ヲ盡スコトニナルデアリマスカラ、團員諸君ニハ益々警防精神ノ涵養ニツトメ奮勵セラレンコトヲ切ニ

御願シテ私ノ結團ノ辭ト致シマス。

昭和十四年四月一日

粟田部警防團長 山田清兵衛

四月二十五日

班長以上ノ幹部初顔合會ヲ開催、消防班並ニ防護班ノ詮衡ヲナス。

五月十六日

第三十六聯隊附教官ノ指揮ノ下ニ午前九時ヨリ花筐校庭ニ於テ本團ノ

初訓練ヲ開始シ、各次基本教練ノ教示ヲ受ケ午後六時終了。

五月十七日

午前零時ヨリ第二次防空訓練(警報傳達並ニ受領)實施サル。

五月十九日

午前十一時第二次防空訓練終了ス。

七月 六日

午後八時粟田部署管下各村警防團員(約一千二百名)ハ花筐校庭ニ集合シ指定ノ位置ニ整列。武田署長ヨリ第三次防空訓練ニ對スル訓示、中田警防主任ヨリ説明アリテ後本町及佐山通りノ模範燈火管制街ヲ見學シ、午後九時ヨリ岡太神社々前ニ於テ分團旗ノ入魂式ノ儀アリ。次デ之ガ授與式舉行、十一時半散會セリ。

七月 十日

第三次防空訓練開始セラレ午前一時五十三分警戒警報發令セラレ。午後六時警鐘合圖ニ全團員ヲ花筐校庭ニ召集、小學校、南越劇場、公會



堂ニ燒夷彈落下ノ想定ノモトニ防火演習アリ。演習終了後岡太神社境内ニ於テ矢部縣警防課員ノ講評アリ、八時半終了。

七月十一日

第三次防空訓練(第二日)

午前八時半ニ榮區、同十時ニ蓬萊區、午後一時ニ旭區ノ各家庭防空組合ニ對シ其レノ各區ニ燒夷彈落下ノ想定ノモトニ防火演習ヲナシ、團長以下之ガ指導ニ當ル。

七月十二日

第三次防空訓練(第三日)

午前五時富永區各家庭防空組合ノ防火演習ノ訓練アリ、團長以下之ヲ指導ス

午後二時一分警戒警報解除ノ發令アリ、第三次防空訓練ヲ終了ス。

七月二十八日

福井市藤島神社ニ於テ令旨奉戴傳達式及團旗ノ入魂式並ニ授與式舉行セラレ、後市公會堂ニテ團長會議開催セラル、ニ付キ西野團長出席セラル。

八月二十日

午後六時ヨリ花筐校ニ於テ各分團ノ各個教練アリ。

十月七日

午後七時半ヨリ令旨奉戴式及團旗授與式ヲ舉行。

團長以下各幹部ノ指揮能力ヲ向上シ現地指導ノ素地ヲ養フ目的ヲ以テ團上教育指導計畫ノ講習ヲ武生公會堂ニ於テ開催セラル、ニ付キ西野團長、酒井副團長、木津書記等出席。

(講師 縣警察部長 森警防課長 永谷中佐)

午後二時ヨリ武生町蓬萊區ノ各家庭防空組合ノ實地訓練ヲ見學ス。

十月十三日

岡太神社祭禮ニ交通整理並ニ防火ノ爲メ團員交替出勤ス。

十月十八日

午後六時ヨリ公會堂ニ於テ第四次防空訓練ニ關シ家庭防空組合トノ綜合打合會ヲ開催ス。

十月二十一日

午後二時敵機襲來爆彈盛ニ投下ノ想定ノ下ニ模範地區旭區ノ各家庭防空組合ト本團トノ聯合演習ヲ實演。

粟田部警察署管下各村警防團員ノ見學ニ供シタリ。

十月二十四日

午前二時十七分警戒警報發令セラレ、第四次防空訓練開始セラル。各分團係員並ニ各家庭防空組合員ハ各々其ノ部署ニツク。



自十月二十五日至十月二十九日 連日ニ亘リ空襲警報ノ發令並ニ解除ヲ日ニ數回繰返サレ、其ノ度ニ本團係員ト各家庭防空組合ノ緊密ナル連絡ノモトニ迅速ナル警報傳達ト各管制下ニ於ケル種々ノ狀況ニ付キ猛訓練ヲナシ幾多ノ尊キ體驗ヲ得タリ。其ノ間司令部及縣統監部ヨリ係官ノ來町アリ好評ヲ得タリ。

十月三十日 午前十時四十分訓練警戒警報解除セラレ、第四次防空訓練全ク終了セリ。

十一月十日 全團員ハ直チニ花筐校庭ニ集合、團長指揮ノモトニ壯烈ナル分列式ヲ舉行シ、二時半解散セリ。

十一月十日 福井市公開グラウンドニ於テ燒夷弾性能實驗並ニ防火動作ノ實演アリ西野團長以下各幹部並ニ家庭防空組合員多數見學セリ。

十二月二日 管下平坦部警防團聯合演習ニ出場、午後一時ヨリ鯖江陸軍病院ヨリ派遣ノ軍醫將校ノ防毒ニ關スル講演アリ。午後二時ヨリ富永區各家庭防空組合員參加ノモトニ各種模擬燒夷彈ノ性能實驗並ニ防火動作ノ實演

アリタリ。

十二月二十六日 午後六時公會堂ニ於テ西野團長寄附ニ係ル全團員(班長以下)ノ制服ノ授與式舉行セラル。

町警防團は國防資財を獻納したる所左の如き感謝狀を下附せらる。

感謝狀

國防資財ノ獻納ヲ辱ウシ感謝ニ堪ヘス茲ニ深厚ナル謝意ヲ表ス

昭和十四年十月十七日

陸軍大臣 畑 俊 六 印

栗田部警防團第二分團 代表 岩坂次三郎殿



## 第三節 昭和十五年の活動大要

## (幹部異動)

- 五月十八日 酒井孝氏副團長辭任  
 五月十八日 鈴木清氏副團長就任  
 五月二十五日 山田節夫氏第三分團長就任  
 五月二十七日 上田角治郎氏第三分團部長就任  
 七月二十一日 宇野治十七氏第三分團部長就任  
 十二月三十日 夏梅染吉氏第二分團部長辭任  
 " 深田尊氏第二分團部長就任

## (警備費)

- 昭和十五年度 二千八十四圓  
 家庭防空組合 三十六組ヲ十三組合ヲ改組ス

## 昭和十五年の團員活動記錄

- 一月 六日 午後一時ヨリ警防始メ式舉行セラル。  
 一月二十五日 午後六時ヨリ小學校舎並ニ公會堂ノ雪卸ノ爲メ警防團員並ニ一般町民出動。  
 一月二十七日 午後六時ヲ期シ小學校南北兩校舎ノ雪卸シニ警防團員ノ再度出動。  
 三月二十三日 防毒講習會福井縣農會ニ於テ開催セラレ、中川、川畑兩部長、橋本文一班長、木津書記等出張受講。  
 四月十六日 栗田部警察署ニ於テ團長會議開催サレ、十五年度防空計畫ニ關スル協議アリタリ。同日午後七時ヨリ本部ニ於テ幹部會開催セラレ、春季演習ノ件ニ付協議ス。  
 四月十九日 警防團春季演習舉行セラレ、終ツテ同冬季校舎雪卸ノ爲メ出動二回ニ及ビタル團員ニ對シ表彰式ヲ舉行セラル。團長ヨリ表彰セラレタル者班長文室淳外十二名、團員山下嘉一外二十八名。  
 六月二十一日 午後六時ヨリ本部ニ於テ幹部會開催セラレ、第一次防空訓練實施ニ關スル件ニ付協議セラル。



自六月二十六日至六月三十日 軍防空ニ則應シ當町ニ於テモ警報受領傳達ノ確實ヲ期スル目的ヲ以テ防空訓練開始セラレ、午前十一時十七分警報發令セラレ。

六月三十日 第五日午後五時三十五分訓練解除セラレ。

七月 四日 午後三時ヨリ福井市公會堂ニ於テ紀元二六〇〇年記念警防精神昂揚講演會開催セラレ、團長以下各分團長出席ス。

七月十五日 午後一時ヨリ警察署ニ於テ第二次防空訓練ニ關スル打合會開催セラレ團長出席

七月十六日 午後六時ヨリ本部ニ於テ幹部會開催セラレ、本町第二次防空訓練ニ付キ協議セリ。

七月二十二日 第二次防空訓練(第一期)實施セラレ、燈火管制及警報傳達ノ各基本的訓練ヲナシ一般町民ノ防空思想ノ涵養ト防空設備資材完備ヲ圖ル。

訓練第一日(二十二日)準備訓練トシ各區ニ模範燈火管制街ヲ設ケ一般家庭ノ指導ニ資シ夫々適正ナル管制方法ヲ工夫研究セシム。

模範燈火管制街	蓬萊區	本日町家庭防空組合
	榮區	二日市家庭防空組合
	旭區	舟橋家庭防空組合
	富永區	新橋家庭防空組合

七月二十三日 訓練第二日、午前七時ヲ期シ各家庭防空組合ハ詰所ヲ設ケ組合員二名乃至三名交替出動、警報ノ受領傳達ノ爲メ待機ス。警防團員ハ交通管制ノ爲メ出動ス。

七月二十四日 訓練第三日、午後十時警戒警報解除訓練終了ス。

八月 八日 午後六時ヨリ本部ニ於テ幹部會開催セラレ、第二次防空訓練第二期ノ件ニ關シ協議セラレ。

八月十七日 第二次防空訓練第二期實施セラレ。

本訓練ハ消防防毒避難ノ各種防空動作ヲ基本的ニ訓練シ、防空機關及一般家庭人ノ防護能力ヲ向上シ、合テ防空全般ノ設備、資財ヲ充實強化セシム。

訓練第一日(十七日)午前八時ヨリ榮區及蓬萊區ノ各家庭防空組合ノ單獨



八月十八日

訓練ヲ實施シ午後警防團トノ綜合訓練ヲナス。  
訓練第二日、午前八時ヨリ旭區富永區ノ家庭防空組合ノ單獨訓練ヲ實施シ、午後警防團トノ綜合訓練ヲナス。

警防課長、植木警部補巡視セラレ、清音寺前ニ於テ講評ヲナス。

九月二十四日

午後六時ヨリ本部ニ於テ幹部會開催、第三次防空訓練ニ關シ協議ス。

九月二十六日

午後七時公會堂ニ於テ家庭防空組合長會ヲ開催、第三次防空訓練ニ關シ打合會ヲナス。

十月一日

第三次防空訓練實施同時ニ警戒警報發令セラル。

本訓練ハ第一第二ノ訓練ノ成果ニ鑑ミ綜合訓練ヲ實施シ防空指導者ノ能力向上及認識ノ徹底ヲ期ス。

訓練第一日(十月一日)燈管用具及一般防空用具ノ整備ヲナサシム。

十月二日

訓練第二日、本訓練トシ防空業務全般ヲ訓練ス。

午前八時魚市場附近ニ於テ築區ノ各家庭組合ト警防團トノ綜合訓練ヲナス。

十月三日

午前八時ヨリ善光寺附近ニ於テ蓬萊區ノ各家庭組合ト警防團トノ綜合訓練ヲナス。

十月四日

午前八時上岡本町附近ニ於テ富永區ノ各家庭組合ト警防團トノ綜合訓練ヲナス。

午後三時旭區舟橋、佐山、上町、佐山下町ニ於テ各組合ト警防團トノ綜合訓練ヲナス。

合訓練ヲナス。

十月五日

正午訓練終了ノ命令下ル。

十二月一日

防火デー實施ニ付午前六時ヨリ警防團員ノ非常召集セラレ、岡太神社前ニ集合。

令旨奉讀式及防火祈願祭執行。

東署長ノ防火ニ對スル訓示、優良團員ノ表彰アリタリ。式後各分團ハ管下ノ示威行進ヲナシ、終ツテ各分團班長以上ノ幹部ハ各戸ニ付キ炬燵、湯殿、煙突、其ノ他一切ノ火氣使用場所ヲ檢查シ、指導督勵シタリ。



團員名列

(昭和十五年十二月末現在)

團長	西野勝治郎	副團長	鈴木清
(第一分團)			
分團長	藤井巖	同	田中甚藏
部長	川畑仁作	同	角外吉
同	齋藤政治	同	山下嘉市
班長	文室淳治	同	永田孝一
同	佐々木留吉	同	林重孝
同	廣瀬博	同	飯田孝治
同	上田義一	同	平井福治
同	同	同	津田清八
警防員	大久保床義	同	小松道久
同	宮田群治	同	宇野良雄
同	同	同	角野與吉
同	岸下彌四郎	同	同

同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
福岡清治郎	山口敏雄	玉村重一	大藏榮松	秋澤忠治	内山市治郎	田代茂治	山下豐吉	淺澤誠一	杉谷正作	萩原鶴松	飯田武士	森田金吉	池田清一

(第二分團)

同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
辻喜代治	森松政治	宇野義男	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
岩坂次三郎	中川丞助	深田尊	廣瀬與太郎	福井正一	宇野久吉	橋本文一	角藤一郎	警防員	玉村淺吉	同	同	同	同



同 上 田 軍 治

缺員二名

(第三分團)

同	同	警	同	同	同	班	同	部	分	同	同
		防				長		長	團		
		員							長		
成	見	廷	橋	玉	齋	宇	宇	上	山		
田	延	々	爪	村	藤	野	野	田	田		
米	菊		德	佐	與	九	十	角	節		
士	治	綠	治	治	四	兵	七	郎	夫		

同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
植	伊	棟	水	角	福	田	竹	柳	宇	木	宇	加	赤
林	藤	田	林		田	中	森	本	重	津	野	賀	川
捨	武	要	利	留	茂	玉	繁	高			重	善	正
雄	一	作	三	治	薰	吉	治	榮	近	博	二	治	繁

同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
鈴	大	山	笹	宮	谷	角	清	宮	飯	田	津	長	白	
木	藏	本	村	川	川		水	本	田	中	田	谷	崎	
諭	太	喜	義	一	治	由	政	龍	達	範		正	嘉	
	四	代	生	男	作	雄	治	二	雄	雄	榮	一	明	
	郎	治												

同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
內	歟	玉	飯	清	玉	池	市	山	玉	橋	山	福	長	
山	田	村	田	水	村	田	橋	岡	村	本	崎	島	谷	
元	喜	平	喜	忠	忠	淺	澤	與			三	久	川	
一	太郎	一	久	雄	七	吉	市	三	繁	董	郎	八	太	
			治					治					喜	



同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
重	浦	玉	山	廣	井	井	梅	春	清	榊	福	宇
野	島	村	田	瀨	筒	筒	村	田	水	谷	田	野
久	外	外	清	義	與		由	一		松	茂	
二	二	男	作	秋	郎	清	郎	二	豐	司	一	清

同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
小	笠	竹	玉	伊	石	永	覺	齋	杉	栗	齋	黑
瀨	谷	內	村	藤	間	田	明	藤	谷	林	藤	澤
又	善	和	仁	正		義	丸	伊	義	爲	喜	新
一	作	吉	作	郎	清	雄	吉	助	春	藏	規	二

同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
缺	上	佐	佐	森	谷	白	千	吉	橫	梅	玉	木
員	島	々	藤	下	島	崎	代	田	山	田	村	會
一	松	木	佐	次	忠	義	谷	清		健	敏	源
名	吉	政	市	郎	治	榮	竹	三	治	茂	二	雄
	郎	平	郎	郎	治	榮	三	治	茂	二	雄	藏

同	同	同	同	同	警	同	同	同	班	同	部	分
					防				長		長	團
					員						長	長
梅	佐	長	福	宇	宇	梅	福	宇	山	岩	宇	加
村	々	谷	田	野	野	村	田	野	岡	堀	野	賀
仲	木	川	廣	仁	富	新		覺	和	金	藤	加
吉	菊	良	作	太	藏	七	等	造	作	右	太	三
	治	君		郎						衛	郎	郎

(第四分團)



#### 第四節 警防團令及同施行細則拔萃

##### 警防團令 (昭和十四年一月二十四日勅令第二〇號)

- 第一條 警防團ハ防空、水火消防其ノ他ノ警防ニ從事ス
- 第二條 地方長官(東京府ニ在リテハ警視總監以下之ニ同ジ)ハ職權又ハ市町村長ノ申請ニ依リ警防團ヲ設置スルモノトス
- 第三條 前條ノ警防團ニ非ザレバ警防團ノ名稱ヲ用フルコトヲ得ズ
- 第四條 警防團ノ區域ハ市町村ノ區域ニ依ル但シ土地ノ狀況ニ依リ市町村内ニ於テ適宜區域ヲ定ムルコトヲ得
- 第五條 警防團ハ團長、副團長、分團長、部長、班長及警防員ヲ以テ之ヲ組織ス但シ分團長、部長又ハ班長ハ之ヲ置カザルコトヲ得
- 第六條 團長及副團長ハ地方長官、其ノ他ノ團員ハ警察署長之ヲ命免ス
- 第七條 團長ハ團員ヲ統率シ團務ヲ掌理ス
- 副團長ハ團長ヲ輔佐シ團長事故アルトキハ之ヲ代理ス
- 分團長、部長及班長ハ上長ノ命ヲ承ケ團員ヲ指揮シテ業務ニ從事ス

第八條 警防團ハ地方長官之ヲ監督ス、警察署長ハ地方長官ノ命ヲ承ケ警防團ヲ指揮監督ス

第九條 警防團ハ警察部長(警視廳ニ在リテハ警務部長但シ水火消防ニ關シテハ消防部長以下之ニ同ジ)又ハ警察署長ノ指揮ニ從ヒ行動スベシ但シ緊急已ムヲ得ザル場合ニ於テハ市町村長又ハ團長ノ指揮ニ從ヒ行動スルヲ妨ゲズ

市町村長ハ其ノ擔當スル防空業務ニ付警察署長ニ協議シ警防團ニ指示スルコトヲ得

第十條 警防團ハ警察部長又ハ警察署長ノ命ニ依リ其ノ區域外ノ警防ニ應援スベシ

第十一條 地方長官及警察署長ハ警防團ノ訓練ヲ行フベシ

第十二條 警視廳官制及特設消防署規程ニ依リ設置スル消防署ノ管轄區域ニ於テハ本令中水火消防ニ關スル警察署長ノ職務ハ消防署長之ヲ行フ

第十三條 警防團員ノ服務紀律及懲戒ニ關スル規程ハ地方長官之ヲ定ム

第十四條 警防團員ノ定員及給與並ニ警防團ニ必要ナル設備資材ハ市町村會ニ諮問シ地方長官之ヲ定ム前項ノ設備資材ハ市町村ニ於テ之ヲ備フベシ

第十五條 警防團ニ關スル費用ハ市町村ノ負擔トス

第十六條 市町村長ハ地方長官又ハ警察署長ノ諮問ニ應ジ警防團ニ關シ意見ヲ答申スベシ

第十七條 町村組合ニシテ町村ノ事務ノ全部又ハ役場事務ヲ共同處理スルモノハ本令ノ適用ニ付テハ之ヲ一町



村、其ノ組合管理者ハ之ヲ町村長ト看做ス  
町村制ヲ施行セザル地ニ於テハ本令中町村ニ關スル規定ハ町村ニ準ズベキモノニ、町村長ニ關スル規定ハ町村長ニ準ズベキ者ニ之ヲ適用ス

**第十八條** 内務大臣ノ指定スル市ニ於テハ警防團ノ外地方長官ノ認可ヲ受ケ市長ハ其ノ擔當スル防空業務ニシテ地方長官ノ指定スルモノニ従事セシムル團體ヲ設置スルコトヲ得

**第十九條** 第四條乃至第十一條及第十五條ノ規定ハ前條ノ團體ニ之ヲ準用ス但シ地方長官又ハ警察部長トアルハ市長、警察署長トアルハ市長ノ定ムル者トス

**第二十條** 地方長官警防業務ノ統制上必要アリト認ムルトキハ第十八條ノ團體ヲ指揮スルコトヲ得警察署長職務執行上必要アリト認ムルトキハ第十八條ノ團體ニ對シ指示スルコトヲ得

**第二十一條** 第十八條ノ團體ノ名稱及組織並ニ團員ノ定員、服務方法、服務紀律、懲戒、服務及給與ニ關スル事項ハ地方長官ノ認可ヲ受ケ市長之ヲ定ム

附 則

本令ハ昭和十四年四月一日ヨリ之ヲ施行ス但シ警防團及第十八條ノ團體ノ設置ニ必要ナル手續ニ關スル規定ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス  
消防組規則ハ之ヲ廢止ス

警防團令施行細則抜萃

第一章 組 織

第六條 班ハ必要ニ應ジ左ノ種別ニ依リ之ヲ組織スベシ

- 一 警 報 班
- 二 消 防 班
- 三 燈 火 管 制 班
- 四 交 通 整 理 班
- 五 防 毒 班
- 六 救 護 班
- 七 警 護 班
- 八 配 給 班
- 九 工 作 班
- 十 避 難 班
- 十一 庶 務 班



第七條 警防團ハ男子ヲ以テ之ヲ組織シ其ノ人員左ノ如シ團ニ分團ヲ設クルトキ分團長以下亦同ジ

- 一 團長 一名
- 二 副團長 一名又ハ二名
- 三 分團長 各一名
- 四 部長 各一名
- 五 班長 各一名
- 六 警防員 四十名以上

土地ノ狀況ニ依リ特別ノ事情アルトキハ警防員ニ限り女子ヲ採用スルコトヲ得

第十六條 團員ヲ辭セントスルトキハ其ノ事由ヲ具シ團長、副團長ハ警察署長ヲ經テ知事ニ、其ノ他ノ團員ハ、警察署長ニ願出ツベシ但シ疾病傷痕ニ因ルトキハ醫師ノ診斷書ヲ添附スベシ

第十七條 團員ニシテ左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ其ノ職ヲ免ズ

- 一 第十四條第一號乃至第五號ニ該當スルニ至リタルトキ
  - 二 六月以上所在不明ナルトキ
  - 三 其ノ他團員トシテ支障アリト認ムルニ至リタルトキ
- 第十八條 團長ハ前條各號ノ一ニ該當スル者アルトキハ速ニ警察署長ニ報告スベシ

### 第二章 服務規律

第十九條 團員ハ犧牲奉公ノ精神ヲ念トシ紀律ヲ重ンジ常ニ鄉閭ノ模範タルベシ

第二十條 團員ハ左ノ事項ヲ遵守スベシ

- 一 上下同僚ノ間相敬シ禮節ヲ重ンジ信義ヲ敦クシ常ニ言行ヲ慎ムコト
  - 二 警防技術ノ修得訓練ニ努ムルコト
  - 三 常ニ應急出動ノ準備ヲ怠ラザルコト
  - 四 濫ニ制服ヲ着用シ又ハ機械器具、資材ヲ業務外ニ使用セザルコト
  - 五 職務ニ關シ私ニ金品ノ寄贈又ハ應接招待ヲ受ケ若ハ之ヲ請求スル等ノ所爲アルベカラザルコト
  - 六 警防團若ハ團員ノ名義ヲ以テ政治運動ニ關與シ又ハ他人ノ訴訟若ハ紛議ニ關與セザルコト
  - 七 警防團若ハ團員ノ名義ヲ以テ濫ニ寄附ヲ募集シ又ハ營利行爲ヲ爲シ若ハ義務ノ負擔トナルガ如キ所爲アルベカラザルコト
  - 八 十日以上區域ヲ離ルル場合ハ上長ニ届出ヅルコト
- 第二十一條 防空實施開始ノ命令アリタル場合ハ團員ハ直ニ出動シ警察署長ノ指揮ヲ承クベシ
- 第二十二條 平時ニ於ケル災害警防ニ従事スル爲出動スベキ團員ハ警察署長豫メ之ヲ指揮ス
- 前項ノ團員ハ左ノ要領ニ從ヒ出動スベシ



- 一 区域内ニ水火災アルトキハ火災信號ヲ待タズ直ニ出動スルコト
- 二 報知信號アリタルトキハ出動ノ用意ヲ爲スコト
- 三 應援信號アリタルトキハ直ニ出動シ應援スルコト

但シ班長以上ノ者之ヲ引卒スベシ

四 區域外ノ災害ニシテ接續シ人家連擔スル場所又ハ區域境界ヨリ災害地點概ネ五町以内ノトキハ前號ノ規定ニ拘ラズ直ニ出動シ應援スルコト

第二十三條 團員出動スルトキハ制服ヲ着用シ必要ナル機械器具、資材ヲ携行スベシ

第二十四條 團員ハ出動中警察署長ノ命令ナクシテ他人ノ家屋、物件ヲ破壊使用又ハ移轉スルコトヲ得ズ

第二十五條 出動シタル團員ハ警察署長又ハ其ノ代理者ノ點檢ヲ受ケタル後退散スベシ但シ警察署長又ハ其ノ

代理者在ラザルトキハ團長ニ於テ點檢ヲ爲シ退散セシムルコトヲ得

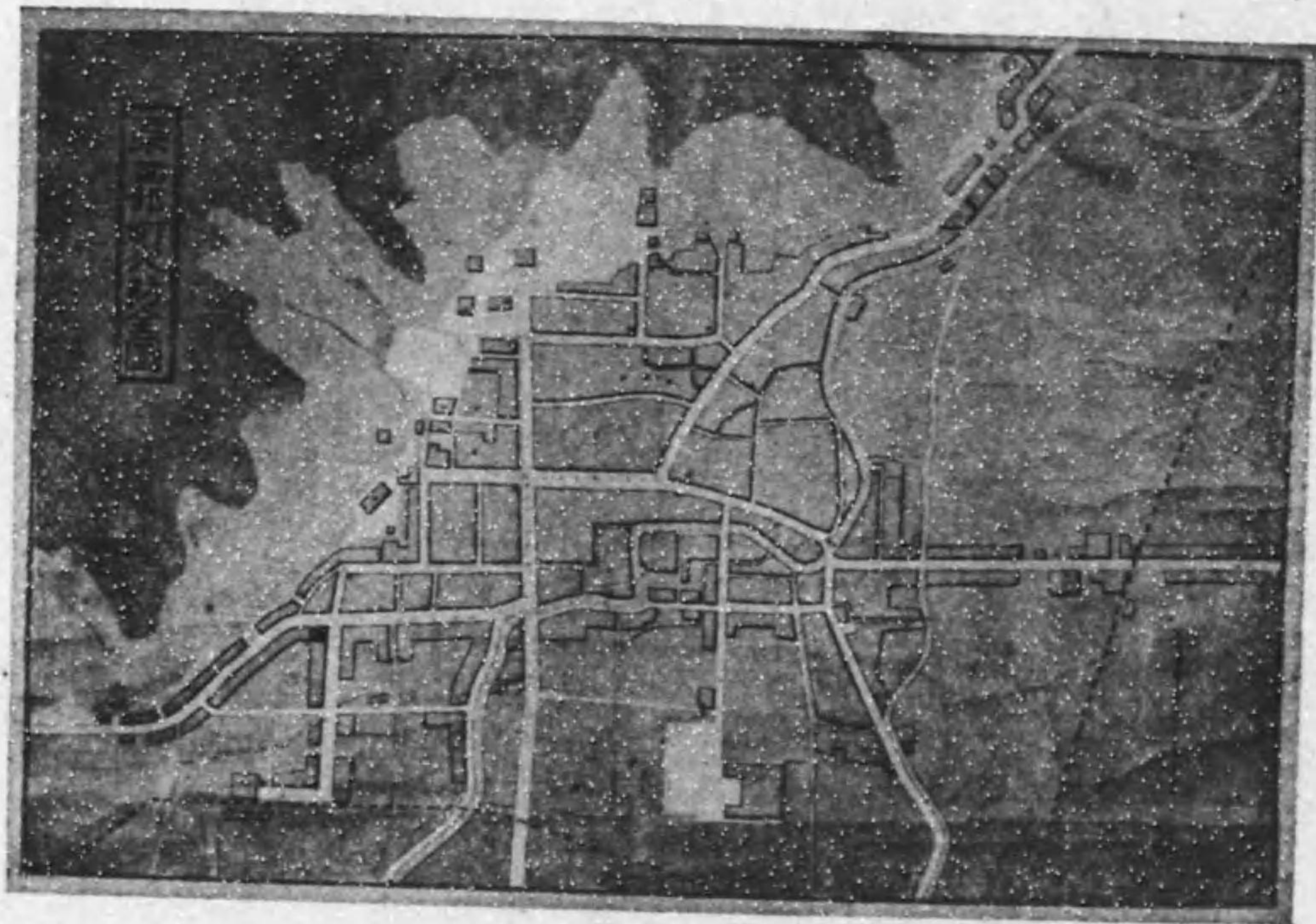
前項但書ノ規定ニ依リ團員ヲ退散セシメタル者ハ其ノ狀況ヲ遲滯ナク警察署長ニ報告スベシ

第二十六條 警防團ノ訓練ハ定期、臨時ノ二種トス

定期訓練ハ毎年一回以上之ヲ行ヒ時期及訓練種目ハ其ノ都度警察署長之ヲ定ム

臨時訓練ハ防空法第十條第一項ノ規定ニ依リ内務大臣ノ訓練命令アリタルトキ又ハ知事若ハ警察署長必要アリト認メタルトキ之ヲ行フ

第二十七條 團員ハ警防團令又ハ本令ニ依ル場合、外濫ニ集合又ハ團體的行動ヲ爲スコトヲ得ズ



粟田部町水利貯水池地圖



### 第四章 火の警戒に關する諸事項

#### 第一節 自衛團

##### 特殊の自衛結社

栗田部村にては明治六年四月四日の大火後、災害の甚大なるに自覺して、一朝有事に際して互に助け救ひ合ふ規約のもとに左記特殊の自衛結社六社を組織せり。此の中にて現今尙實行し年一回總會を開きて同志の親睦を計りつゝあるものもあり。左に各社の大要を記す。

##### (友 眞 社)

明治十七年十月、本町酒井篤治、上谷町重野謙太郎、西山町岩堀金兵衛の三氏の發起にて盡力の後遂に創立す。社員の主なる者は津田覺兵衛、道正治郎兵衛、木津佐治右衛門、宇野傳四郎、林小六、柄清、玉屋、紅屋等計十二名なり。左に創立趣意書を掲ぐ。

##### 友眞社創立趣意書

夫れ祝融の發怒に逢ふや周章狼狽微力の能く財産を全ふし得べきに非ず、看々財産をして空

しく烏有に歸せしむるの例少しとせず、嘆すべきの甚だしきものと云ふべし。何ぞ常に之が準備を爲さざるべけんや、今聊か茲に見る所あり、同志結合萬一非常の變あるに際し協心戮力以て能く財産を安全ならしむる豫備を爲さんと欲す。名けて友眞社と稱す。

##### (丹 誠 社)

丹誠社の創立は明治十五年頃とか古老の言なるも慥ならず、社員之死亡又は離散等ありて大正四年に再び新社員の結社をなす。新舊各々の名列左の如し。

##### 新丹誠組員名列

- |         |        |          |        |
|---------|--------|----------|--------|
| 齋藤久兵衛   | 稻毛平太郎  | 盛田金吉     | 玉村鐵治   |
| 春田平三郎   | 長谷惣治郎  | 松村仁左衛門   | 木津春吉   |
| 法幸治郎三郎  | 上田幸助   | 齋藤作平     | 横山善右衛門 |
| 福田彌三右衛門 | 福田三郎兵衛 | 小玉權左衛門   | 角藤四郎   |
| 小玉富治郎   | 重野五郎兵衛 | 長谷川與三左衛門 | 岩堀金右衛門 |
| 谷川喜六    | 福田覺藏   | 宇野紋九郎    | 重野久松   |

大正四年四月



舊丹誠組名列 (明治十六年頃)

上田留治郎 齋藤久右衛門 大西長吉 齋藤久造  
 山崎與平 山下長五郎 稻毛平太郎 斯波藤七  
 上田六三郎 春田平三郎 玉村鐵治 八百谷惣市  
 飯田吉兵衛 松村與三吉 木津春吉 法幸治郎三郎  
 福田三郎兵衛 大藏太左衛門 重野久松 齋藤作兵衛  
 横山善右衛門 小玉權左衛門 角藤四郎 小玉四十一  
 重野松之助 古川喜三郎 宇野安太郎 長谷川清左衛門  
 長谷川四郎 山本六左衛門 長谷川與三左衛門 岩堀金右衛門  
 福田覺藏 谷川喜六 宇野紋九郎

(明 眞 社)

明治十八年の創立にて、此の社は粟田部人のみにては有時の間に合はずとて隣村五箇の人々をも加へて結社す。義正社と同じく平素疎なる隣村人との交りを深める有意義なる結社なり。半被の背に違輪に明の字を染め抜き、個人の弓張提灯に丸酸漿（丸酸漿）型の高張を一本と擔籠一個を

設備す。此の會は現今尙存在して年一回總會を開き居れり。名列左の如し。

木津利平 玉村忠右衛門 廣瀬喜太郎 津田彌三左衛門  
 杉谷長助 千秋彌治郎 林四郎兵衛 小玉 明  
 宇野與平 佐々木玉吉 西野平太夫 西野嘉右衛門  
 黒田彌右衛門 福松新平 藤井泰城 福田幸太郎

此の會には百七八十圓即ち一人平均十圓位の積立金ありて此の金を大切に保管する所に強味あり、又此の會の長く繼續する所以ともなれり。

(天誠組と義正社)

天誠組は明治十五六年頃の創立にて、此の組は他の五つの組の中にも丹誠組と共に最も古きものなり。その後明治の末期か大正の初めに解散し、新に義正社なるものを組織せり。義正社最初の名列左の如し。

森田米太郎 山田龜太郎 吉田美喜藏 宇野紋太郎  
 鈴木清兵衛 伊藤庄兵衛 宮川源太郎 野瀬佐兵衛  
 高比良 九三治 宇野嘉五郎 飯田松月 斯波助右衛門



村田 忠治 宇野 由松 宇野 善兵衛 牧野 源太郎  
 飯田 石松 飯田 吉四郎 福田 藤五郎

然して年一回の總會に親睦をはかる意味にて酒食を事とせしが、組員の異動常ならず、昭和三年十一月三十日、細則を變更して隣村五箇の人をも加入せしめ、新に名列を書きかへたり。其の名列左の如し。

森田 末太郎 宇野 善兵衛 山田 龜太郎 吉田 伍市  
 牧野 源太郎 村田 忠治 岩堀 彌兵衛 福田 慶作  
 吉田 佐右衛門 宇野 由松 鈴木 清 細井 利平  
 宮川 源太郎 西野 平右衛門 伊藤 庄兵衛 吉田 利助  
 野瀬 佐兵衛 辻岡 莊五郎 西野 遠三郎 吉田 利藏  
 飯田 與平 井上 乙治郎 宇野 嘉五郎 津川 林藏  
 梅村 忠七 井上 忠治郎

此の會も酒食に浸りたるを以て、西野遠三郎組長となりてより、昭和八年五月三日新入組員中村福治を加へし時の總會を最後にして、現今まで總會を開かず繼續せり。

(明治組)

この組は宇野甚次郎を組長として、創立は明治二十年前後なるも、いつとはなしに總會も開かず解散せり。全盛時代は玄關に井型に明治組の標札をかかげ、弓張、半被を揃へ名列表は常に店に張られたり。名列左の如し。



明治組の装束と標札

宇野 六左衛門 清水 長松 宇野 甚次郎 橋本 吉五郎  
 白崎 鶴吉 宇野 喜太郎 木内 清二 梅田 甚助  
 石川 玉吉 延々三良右衛門 宇野 文四郎 横位 與平  
 八田 彦右衛門 津田 定吉 飯田 嘉助 清水 幸助  
 宇野 末三郎 漆原 菊松 竹内 久吉 重野 鐵五郎 以上

花籠校自衛團

昭和十四年六月三十日の創立にて、その組織左の如し。



本校自衛團ニ於テハ時局下之ガ訓練及充實ハ益々重要ナルモノト認め、適時左記組織ニ依リ動作ノ敏速サト同時ニ精神訓練ニ重點ヲ置キ、之ガ演習ヲ行ヒ大イニ銃後青少年ノ鍊成ニ力ヲ致シテ居ル次第ナリ。組織ハ次ノ如シ。

班別	主要任務	業務ノ大要	擔當人員	設備資材
團長	防空業務統治	一、團員ノ召集、解除 一、防空防護ノ開始、終止、命令 一、團員ノ指揮、監督 一、避難命令ノ發令	校長	メガホン二 サイレン マイク
副團長	團長補佐 事故アルトキ代理	一、設備資材整備保管 一、警報受領方法 (1) 警報受領方法 (2) サイレン、ラジオ	主 席 調 導	メガホン二
警報	警報受領	(1) 防空警報 (イ) 警報受領 校内揭示(二ヶ所)口頭傳達 メガホン、マイク、ニコリ連呼 (ロ) 解除ノ場合 メガホン、マイク、ニコリ連呼 (ハ) 解除ノ場合 マイク、ニコリ連呼 (イ) 瓦斯警報 振鈴連振 マイク(ガス種類ト場所) (ロ) 火災警報 振鈴連振 マイク(〇〇火事駆走連呼) (ハ) 要スレバ風向避難場所ヲ示ス	教員一 教員一 兒四	揭示板 二 電話 ラジオ マイク メガホン二
傳達班			使 丁	
			傳令兒 二	

燈火管制班	防火班	防毒班	救護及警護班
燈火管制 實 施	火 災 防 及 防 火	毒ガ 警ノ 防消 業ノ 作 業 施	傷病者ノ 救護治療 避難者ノ 警護及 秩序維持 校内警備
一、燈下管制ノ設備ヲナス 一、宿直室、事務室、應接室、陰蔽装置ヲナシ 一、警報受領方法ト同時ニ不要燈ヲ消シ必要燈ハ速カニ管制方法ヲ講ズ 一、外部ヲ見廻リ漏光ナキヤ警報スルコト 一、下校又ハ就寝前ハ空襲管制ノ用意ヲナシ置クコト 一、水源運水ノ方法ヲ考究シ置クコト 一、防火用具ノ監査ト配置 一、焼夷彈落下時ニ於ケル處置(延焼防止) 一、田火ニ際スル防火、特ニ廊下、天井ノ延焼ニ際シテ處置法研究スルコト 一、警察及警防團ヘ即報スルコト	一、除毒藥ノ敏速ニ携行シ得ル様整備 一、防毒具ノ點檢ト用法ノ習熟ヲ期ス 一、ガス情報ノ蒐集ト附近ニ對スル警戒 一、ガスニヨリ汚染サレタル個所物件 一、飲料水等ノ消毒ガスノ搜索 一、警防團本部及救護警護班ト連絡スベキコト	一、救護所ノ設置、避難個所ノ決定 一、救護藥品ノ整備、携帶ニ便ナラシム 一、傷病者ノ搜索、救急傷病者ノ收容 一、死傷者ノ遺體ト傷病者ノ治療 一、火災内巡視ト盜難豫防ニ努ム 一、避難生徒ノ重要物件ノ搬出 一、避難影・勸誘ノ誘導ト秩序維持 一、避難落伍者ナキヤ搜索スルコト 一、町救護班ト連絡 一、他重要資材ノ補充配給ニ關スルコト	
設置主 任教員 當直者	教員一	教員一	避難班 救護班 警備班
教員一	教員一	教員一	教員二 教員二 教員三
兒三〇	兒三	兒三	兒三 生徒一五
隱蔽幕 電燈カバー 點滅 スイッチ	防火用バケツ、砂、シヤベル、ポンプ、メ ガホン、消 火彈	メガホン二 組名標示旗 組名標示旗 及提灯 救護藥品一 捕 カンカ 毛布	



附 受附教員ノ任務

- 一、發令ト共ニ要避難者ヲ統制シテ待機スルコト
- 二、警報ノ種別ニヨリ風向、其ノ他周圍ノ情況ヲ速斷シ避難經路及方法ヲ考究シ發令ト共ニ安全、確實敏速ニ所定場所ニ避難セシメ、人員其ノ他異狀ノ有無ヲ團長ニ報告シ直ニ任務ニツクコト
- 三、救護及警護班ト連絡遺憾ナカシラムルコト

日出特設自衛團

日出特設自衛團の訓練實施計畫左の如し。

第一章 總 則

- 第一條 本計畫ハ縣下防空訓練永年計畫ニ則リ栗田部警察署管内防空計畫ニ準據シ工場ノ防護ニ任ズルタメ特別自衛團ヲ設置ス
- 第二條 當工場自衛團ヲ日出特設自衛團ト稱ス
- 第三條 職員及ビ從業員ハ凡テ特設自衛團員タルベキモノトス
- 第四條 本團ハ常ニ關係官衙地區警防團ト緊密ナル連絡ヲ保ツモノトス

第二章 組 織

- 第五條 本團ニ左記役員ヲ置ク  
團長 副團長 班長 副班長 係長
- 第六條 團ノ編成ハ別表特別自衛團表ニ依ル
- 第七條 本團長ハ工場長之ニ當ル
- 第八條 團長事故アルトキハ副團長之ニ代リ班長事故アルトキハ各次順者之ニ代ル
- 第九條 特別自衛團員缺員ハ其ノ都度速ニ之ヲ行フ
- 第十條 本團員ハ團長ノ承認ヲ得ルニアラザレバ地區防護團ニ入ルコトヲ得ズ

第三章 防 護

- 第十一條 事變ニ際シ工場防護ノ必要アル場合ハ團長ノ命ニヨリ直ニ服務ス
- 第十二條 自衛詳細ニ關シテハ自衛提要ノ定ムル所ニ依ル
- 第十三條 缺勤中ト雖モ事變發生ノ場合ハ團員ハ直ニ出動スベシ

第四章 準備並ニ訓練

- 第十四條 本團ハ事變ニ處スル爲メ豫メ適切ヲ定メ諸般ノ活動ニ遺憾ナカラシムルモノトス



第十五條 本團ハ隨時左ノ事項ヲ行フモノトス

一、役員會ノ開催

一、打合會（班長會、班長及班員會）

一、講演會及訓話

一、諸設備ノ點檢改修及特設

一、各種想定下ニ於ケル訓練演習

一、其他必要ト認ムル事項

第五章 燈 火 管 制

第十六條 本規定ニ於テ燈火管制ト稱スルノハ來襲ノ航空機ニ對シ燈火、火焰、其他ノ光ヲ祕匿スルヲ謂フ

第十七條 本管制ハ警報規定ニ基キ警戒及空襲警報ニ應ジテ實施スルモノトス

第十八條 本管制ハ非常管制及警戒管制ニ區分ス

非常管制ハ空襲警報發令ヨリ同解除ニ至ル間之ヲ實施ス警戒管制ハ警戒警報發令又ハ空襲警報解除ニ至ル間之ヲ實施スルモノトス

第十九條 本管制ハ消燈隱蔽減光及遮光等ノ方法ニヨリ實施ス

第六章 防 護 警 報

第二十條 防護警報ハ火災及瓦斯警報ニ區分ス

第二十一條 瓦斯警報ハ瓦斯攻撃ヲ受ケタル事ヲ知ラシムル警報ニシテ危險ナキニ至ラバ直ニ解除スルモノトス

第二十二條 火災起リタル場合直ニ警報ヲ發シテ安全地區ニ避難セシメ交通ヲ遮斷ス、安全ニ至リタル場合ハ之ヲ解除ス

（日出特設自衛團ノ任務）

團 長 團長ハ團員ノ召集及解除ヲ命ズ

副團長 團長ヲ補佐シテ事故アルトキハ之ヲ代理ス

警報班長 警報ヲ受入之ヲ傳達ス

庶務班長 記録及ビ重要書類ノ搬出ノ任ニ當ル

配給班長 炊事ノ準備食料及防空用資料ノ配給ヲナス

防火班長 消火班ヲ指導シ班員ヲ區分シ消火ニ當ラシム、班員ノ防火要具ヲ點檢シ工作班ト



協力破壊消防ニカム

避難指導班長 危険アル場合ハ班員ヲ督勵シ安全地帯ニ誘導避難セシム

工作係長 班員ニ命シ破壊工作器具ヲ準備セシメ破壊シ又ハ被害後ノ調査復舊工作ニ努ム

警護班長 警備員ヲ配置シ警備區域ヲ巡視シ警備ヲ萬遺憾ナカラシム

監視班長 班員ヲシテ上空警備ヲ嚴ニシ空襲ノ場合ハ直ニ報告ヲナシ間斷ナク見張ヲナスモ

ノトス

救護班長 救護消毒治療ヲ整備シ専ラ救護ノ任ニ當ル

防毒班長 防毒具ヲ着用シテ防毒消毒ニ努ム

燈火管制班長 警戒警報發令ト共ニ不要燈ノ消燈必要燈ハ直ニ管制法ヲ以テ漏光ナキ様警戒

ヲナス

交通整理係長 危険アル場合ハ道路ノ交通ヲ遮斷シ以テ整理ニ努ム

(日出自衛團組織要項)

名稱 日出自衛團

設置者 日出織物株式會社

區域 工場内及隣接一丁以内

團員 延人員 一六〇名

團長 一名

副團長 二名

班長 一〇名

副班長 六名

係長 四名

班員 一三七名

施設ノ概要 ガソリンポンプ 腕力ポンプ 手提ポンプ 消火彈 防毒マスク

工作用具 救護用具

種別	班長及係長	副班長	係長	班員	合計
警報班	一名	一名	二名	四名	五名
防火班	一名	一名	二名	四名	五名



總計	庶務班	傳令班	監視班	工作係	配給班	交通整理係	警護班	避難班	救護班	防毒班	燈火管制班
一 二 名	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
六 名			同		同		同		同	同	
二 名											
一 三 七 名	二 名	六 名	三 名	四 名	一 名	四 名	八 名	三 名	七 名	五 名	九 名
一 五 七 名	三 名	六 名	五 名	五 名	一 三 名	五 名	九 名	三 三 名	八 名	七 名	一 一 名

外ニ夜間防火班ヲ設置シテ寄宿男子職員職工二十三名ヲ以テ組織ス

國防少年團夜警部

昭和十五年五月二十三日新道町内に居住せる小學兒童を以て組織せる國防少年團をして團内に夜警部を組織せり。團員十名は午後七時より新道町、下大門町、本町、中佐山町の四通りの夜警を約二十分間なさしめしが、これに同意せし兒童が次々に參加し、これが爲め巡回區域の擴張の必要を生じて、旭班、蓬萊班、富永班、榮班の四班を編成し、各班々長指揮の下に午後七時半より各區（全町）を「火の用心」と連呼しつゝ夜警巡回せしむ。

第二節 日野山に因む事項

日（火）の神と嶽講

日野山講、又は略して嶽講と稱し、今なほ各町内に講員を組織して火の神を崇め祀りつゝあり。此の嶽講の起原は、往時八月二十三日の夜御神酒とおみおく様とを持ちて日野山の頂上に登り、神様に捧げておさがりを持ち歸り、二十四日の朝、町内の講員に「只今歸り候お神酒を頂きに來られよ。」と布令て共々に朝食前に打寄りて頂きたるが始りにて、今日にては酒食の弊風に墮し町内の親睦會の形にいつとはなしになれり。



嶽講の日には其の宿に當れる家の床の間に、日野山大明神、又は日野大神、日野神社、日野山大権現、等と書したる掛軸を飾り、神酒及び御膳様の山盛一饌を供へ、來講者は此の大神に禮拜し、次に宿主や先着に挨拶するを常識とし、必ず袴を着せる禮装にて參列する習ひなり。殊に正月嶽講として一年の最初の初嶽講には、岡太神社へ講員一同參拜して、鎮火の祈願祭をなし、宿にて酒興するの良風美俗今に現存す。此の起原年代いつの頃よりなるかを知るを得ずと雖も、餘程の古き時代より傳はり來れる年中行事の一つにて、其の回数も各町まちくなく、なれど、最初は朝飯の時に神酒と飯とを頂きたるにて、明治十年後は各町とも晝又は晩とはなりたり。現今晝食の時に行ふ町あるも、漸時夕食に變化しつゝあり。

尙嶽講の盛んなりし明和年間（皇紀二四二四—二四三二年）には、日野山講と書したる石燈籠を日野ノ御嶽を拜し得る川端（川の水は鎮火の元となる故なり）へ立てたる行事流行せしにや、今なほ新橋町や觀音町の川端と岩本の利助前の川端には明和三年の銘ある石燈籠現存す。惟ふに日野山の火の神は火彦靈ノ神にて、人民の火を守り、祝融の災を免れしめ給ふ神なればなり。當町の相殿にも此の神を祀り、氏子等は毎年鎮火祈願をなせり。

我が町は往古より數度の火難に遭遇し、神の御加護によつて災害を免れしめ給ふ様にと祈願

するの崇高なる敬神思想は、警火思想の上に最も好き美風にて、これが人力の警火と火の神信仰の良俗と相俟つて、今日當町の火の用心を一層高潮せしめたるなり。

山の寺横なる木津群平所有の秋葉宮は、元祿十六年七月の建立にて、火の神火産靈ノ命を祀り、社前の一對の石燈籠には「文化七年の造立常夜燈」の銘あり、本殿は天保五年七月十一日の馬場大火の際に焼失し、其後建立せしものなり。

#### 火祭と御嶽講祭典祝詞

##### 火 祭（左義長）

火祭の行事は久しき以前より正月十四日に行はれしが現今は二月十四日に行ふを例とせり。火祭は拜殿に左義長を立て、書初め、火打、さばの、等を左義長に立てかけて飾り、翌十五日の神官火祭式典後に火を付けて燃やし、太鼓を叩きて囃し祝ふ行事なり。以前は左義長を本町げんで前にたてたりとも傳へらる。

##### （御嶽講祭典祝詞）

今より百二十年前の文化十四年、當時の神官宮島善則の奏上せし祝詞現存す。其の祝詞を左に掲ぐ。現今に於ける祝詞の形式も之れと大同小異なり。因に善則は福井市足羽神社神官馬來



田家より入りて、宮島家の養嗣子となり明治十二年八十三歳にて永眠せり。

志那邪加流越乃道乃青雲乃上爾曾々利立天傳布日野乃御嶽乃高嶺爾宮柱太知立鎮里坐須掛  
卷母綾爾長伎日野乃大神等乃大前爾恐美恐美母白佐久  
大神等乃高伎尊伎大徳波何時力且加 國內諸人舉里且仰伎敬比奉良奴 者波有良彌杆 此郷爾波  
古與利 信徒等御嶽講刀奈母 稱布留 集團乎設介作里篤久深伎恩頼乎喜備辱美廣久尊伎御惠乎  
蒙里奉良武刀 乞祈每年爾御祭忘良受 緩麻受 治米奉仕里來奴留乎 今母齋垣爾並立木々乃雫乃  
清伎真心與利 起禮留 源乎尊美慕比落多藝知麓乎廻留 左夜氣伎日野乃河水流乎汲美且 絶由留  
事無久講員等伊寄集比且 大神等乎招伎座世奉里 廣前爾御食御酒種々乃多米津物乎捧氣御祭  
仕奉里拜美奉留狀乎平介久 安介久 神慮母穩爾聞食諾比給比且 講中乃人々乃家爾波 火乃災波  
更那里 諸乃禍事有良世受 身健爾心煩志伎 事無久堅磐常磐爾壽命長久 産業乃道爾敏心振興志  
恪美 勵武賀 隨爾思慮誤津 事無久程々爾利潤乎得且富足良比 家門廣久高久興志且 子孫乃八十  
連屬彌榮爾榮延志米 給比過犯須事乃有良武爾波見直志 聞直志 坐且夜乃守日乃守爾守里惠美  
幸閉給閉刀 殿鉾仲取持且恐美恐美母白須

### 日野山權現の石燈籠

粟田部町に現存する嶽講々中が造立せし石燈籠の中で、最も古き年號のものは觀音町の觀音堂前の川端にあるものなり。石燈籠の表には「奉捧日野三所大權現」とあり、その左に「元祿十六甲申稔七月二十五日」と刻みあり、元祿の「元」の字缺けて不明なり。故に之を文祿や永祿と判定せば益々古きものとなるも、其の形狀の風雅なるより推定せば恐らく元祿のものならん。



觀音町の石燈籠

岡太神社境内の庭々石近傍に現存する高さ四尺位の小型の石燈籠は、表に「日野山大權現」右に「船橋町講中」左に「安永二巳秋七月」と刻みてあり。以前は舟橋町にありしを此處に移したるならん。

立町の廣瀬市松宅横の石燈籠は表の文字も、横脇の年號も不詳なり。然し百五十年は出でざるものゝ如し。



上谷町、清水長八宅の邊にもありたれど今は無し。

薬師堂前に現在せる石燈籠は、表に「日野山大権現」左横に「上谷町」とありて年號なし。但し文久の頃ならん。

下舟橋町、佐々木醫院の前の川端に立てるは、表に「日野山」とあり、向つて右に「下船橋講」とあり、年號なし。火袋は木製にて修繕す。

岡本川の内田材木店横なる新橋町のもは、表に「日野山大権現」右に「元治二年乙丑三月吉日」左に「新町講中」とあり。

天神町の山の寺と天神祠の別れ道にある石燈籠は、表に「日野山講」とあるのみにて、年號なし。

谷川町石橋安太郎前にあるものは、表に「日野山神社」右に「谷川町」とあり、年號なし。之は火袋と立棒とは新しく修繕せるものなり。

公園の出雲社の横なる日野神社の小祀に一對の石燈籠あり。左の方のは表に「日野神社」右に「明治三十一年十月」裏面に「中大門町」とあり。右の方のは表に「日野神社」右に「明治二十二年五月」、裏面に「大門町」と刻みてあり。

昔は各嶽講々中が各町に一基は立てたるものなるが、今は其の他に現存するものなし。

### 第三節 往古よりの習慣・傳説其他

#### 夜 警

夜警の風習として昔より傳はり居るものに太鼓番と町番の二つあり、太鼓番なるものは村法にして、現在の公設警防團の夜警の如きものなりしが明治維新後廢止となれり。町番なるものは各町法にて俗にいふかすかひ鑑番にて、現在も繼承し居れり。殊に非常時局の昨今、町内會、隣組の復活時代に至つて嚴重なる勵行を促進しつゝあり。

太鼓番は、かち村は獨立にて一本を立て、邑は一圓を以て一本立てとせり。創始の年限は舊記なく知るに由なきも、太鼓と太閤と同音なる所より太閤様時代より始まると言ひ傳へり。方方は平常は輪番に近隣四戸より一戸一人必ず男子の元服のすみたるものが當番になり、四人を一組とし、組内一戸づつの輪番にてその家を太鼓番勤務者の宿所に充つ。非常の場合、例へば大風、洪水、早魃打續きて危険なる時等は八戸八人を一組となす。そして四人は宿所に宿衛し二人づつ交代にて一人は闌々太鼓を打ち、一人は隣々金棒を曳き、四ツ時（今の夜八時）より



始めて、明け七ツ時までには村内隈なく四回（二人して二回づつ一回交代）巡回して非常を警戒せり。年中にてたゞ深雪中の一二月のみを除くのみなり。

鏝番、即ち町番は、町内のみ輪番にて、二戸二人づつ一人が拍子木を二點づつ十歩毎に打ち鳴し、一人は金棒を曳きて廻る。一人が二回巡回するものにて、順番に右隣より順次に廻るものとせば、右隣の人と自分が一回巡り、次に右隣の人自己の左隣の人を起して戸外に出た時に挨拶して別れ、自分は左隣の人と今一回巡る。斯くすること前述の如く、故に鏝の如き連りの形あるを以て、昔よりかすがひ番といへり。然して、明方の頃まで廻り、小戸敷の町内にては一夜に二回又は連日當番あたることあり。冬季は休むを例とし、雪解の陽春より始めるを常とせり。

#### 龍吐水及應龍水の購入講

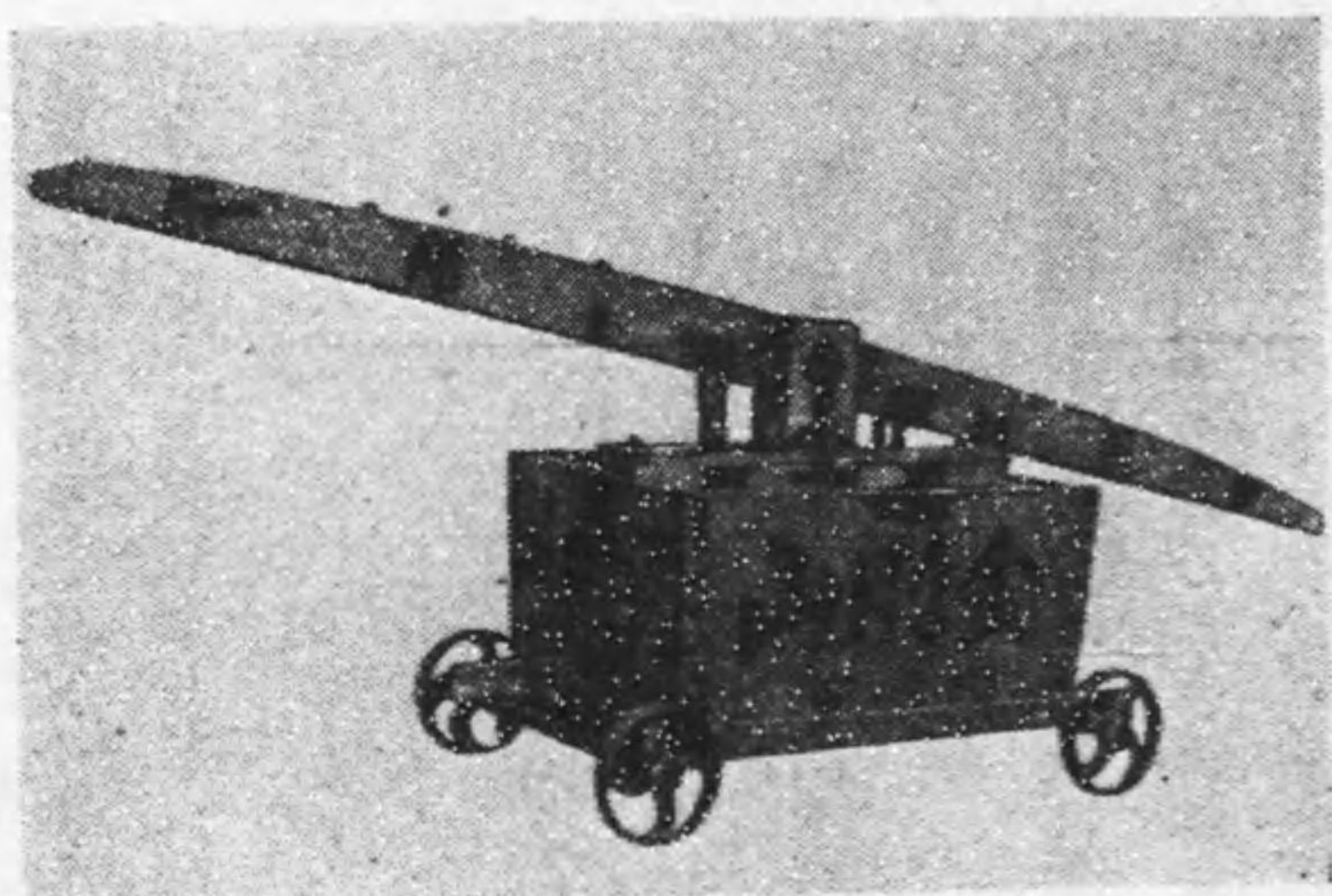
龍吐水と應龍水の區別は、龍吐水は水を上げる時に斷續してちゆうくと音を立て、上がり手の上げ下げの度毎に上るものにて、中央に氣筒の設備なく、空氣の彈力の應用の設備なるものをいひ、應龍水は中央に氣筒ありて、水は絶えず間斷なく上がり、後年の鐵製腕力唧筒より優りても劣らぬものなり。

此の二種の唧筒を物持ちの大家や町にて購入する場合、一時に現金を拂ふは至難のため龍吐水講を結び、年に何回か集金して購入せしものなり。そして購入せる龍吐水は、金のある町又は富豪の家、寺等に備へたり。現在粟生寺に残るものは天

保五年の宇野善兵衛作にて、應龍水にて使用し得る立派なものなり。又、本町の郵便局東側に放置されて腐朽に傾きつゝあるものは龍吐水にて、嘉永七年の作なり。その他、木津家、富田家、福田家にも保存しあり。

#### （喜内作の龍吐水）

かち村の舊善兵衛家に昔喜内といふ大工あり、天保十三年九月八日、七十五歳にて歿せしが、大少種々の用具や珍器を造れる名匠と呼ばれたり。作品中に龍吐水あり、これは消火用の器具として自家の發明技巧にかゝる特種のものにて、世の評判最も好く現に町内にも残り居るものあり。



喜内作の龍吐水

#### 火の用心制札



火の用心に關しては、江戸幕府の始めより細心の注意を拂ひ、殊に放火等の罪は重罪犯人と  
して取扱ひ、嚴重に人民を取締り、一旦出火して火災となりし際も大火とならざるやう常に注  
意を怠らず、下民に令して火事場の心得を示せり。左に正徳年間の火の用心に關する領主の制  
札を示す。

定

(大制札今現に獎勵館に保管す)

- 一、火を付る者を知らば早々申出べし、若しかくし置くにおいては其罪重かるべし、たとひ同  
類たりといふとも申出るにおいては其罪をゆるされ、急度御褒美下さるべき事
- 一、火を付る者を見付けば、これを捕へ、早々に申出べし、見のがしにすべからざる事  
附 あやしき者あらばせんさくをとげて、早々奉行所へ召連れ來るべき事
- 一、火事出來の時みだりに馳集るべからず  
但、役人指圖の者は各別たるべき事
- 一、火事場へ下々相越理不盡に通るにおいては御法度の旨申きかせ通すべからず、承引なき者  
は搦捕ふべし。

萬一異議に及ばず討捨たるべき事

- 一、火事場其外いづれの所にも金銀諸色拾ひとらば奉行所迄持參すべし。若隠し置他所より  
あらはるゝにおいては其罪重かるべし。たとひ同類たりといふ共申出る輩は其罪をゆるさ  
れ御褒美下さるべき事
- 一、火事節地車、大八車にて荷物をつみのくべからず、鎗、長刀、刀、脇差等ぬき身にすべか  
らざる事
- 一、車、長持は停止す、たとひあつらへ候者有るとも造るべからず、一切商賣すべからざる事  
右條々可相守之若於相背者可被行罪科者也

(右「東新令」の寫し)

正徳元年五月 日

奉行

右之趣被仰出可なるに於て嚴敷お布令付き領内の者は堅く相守可申者也

下 總



(右「古文書」の寫し)

此の表札は鯖江藩の初期のものにて、南坂下より發見せしものなり。正徳年間の「東新令」に依れば全國一般の布令にて、福井松平領藩なる當町もこれと同一の高札を往來に掲げられたるなり。

#### 失火せし時の習慣

栗田部町にては、昔より不文法にて萬一失火せし時は如何様になすべきかの嚴重なる町則傳はり來れり。一つの良俗習慣として見るべきものなり。

- 一、輕き程度のポヤの際は、鎮火と同時に火出しの戸主が庄屋及び町代近隣を詫びてあるく例なり。
- 一、一戸全焼の際は、一町内中に庄屋宅へ繩帶跣足にて家の入口の所に土下座して詫び巡るを例とせり。
- 一、失火して類焼のありたる時、又は大火となりて町民の大多數に迷惑をかけたる時は、全町

(全村)悉く繩帶跣足にて各戸毎に土下座して詫びに巡り、庄屋宅にては長百姓衆と相談の上、失火せし者の罪の輕重を定め、重き者(横着より失火したる者)は村はぶき、又は村八分何里追放として其の土地に住することを禁じたり。

昨今此の制度次第に弛み、昭和十三年の本町火事の時などは代理者が歩きしのみなり。

現在の聖代に於て私刑たるリンチは絶対に許さざる所なるも、刑法に於てすら失火罪の輕きに過ぐとの意見起り遂に刑法の改正となりたるなり。舊法と比較せば、新法は舊法の十倍の重き罪科を以て國民に臨むに至れり。此の事を以てするも、思ひ半ばに過ぐるものと言ふべし。

#### 消防手及警防團員の英靈

橋本榮治郎は本村消防組玄番小桶兼運轉係の模範組員たりしが、明治三十七年日露戦役に出征、三十八年に名譽の戦死をし、遂に護國の英靈となりたり。

宇野邦雄は消防組の模範人物たりしが、日支事變起るや應召して中支に出征し、昭和十三年



一五六  
八月八日、英靈となりて凱旋をなしたり。組員全部は西山街道に整列して奉迎し、自宅まで附添ひ送り、八月十日の町葬には組員全部會葬せり。

### 無火災の表彰状

#### 表彰状

栗田部町

昭和十一年中貴町ハ無火災タリ之レ全ク町民各位ノ警火觀念旺盛ノ賜ナリ本會ハ茲ニ敬意ヲ表シ之ヲ表彰ス

昭和十二年十一月八日

今立郡東部消防組共濟會

會長 清水清志 印

### 観音町の観世音菩薩と下佐山町の十王堂

以前より観音様を祀るを以て町名も観音町と名づけられたり。此の観音様は随分古きもので、現に観音様前の川端に、「元祿十六年」と刻みある石燈籠あり。

此の佛様は火事よけの御利益厚く、未だ観音町の焼けたる事なく、昭和二年の大火に類焼を免れし四ヶ町が境内へ記念石柱を建てたり。

其の銘左の如し。

正面 類焼逃禮祭記念

向つて右側 昭和二年四月二十一日栗田部町大火

同 左側 昭和二年六月十八日建設

後面 上、中、下二日市、観音町、四ヶ町中

いとあらたかなる観音様にて、平常に於ても願かけや謝禮に參詣する人絶ゆることなし。又、下佐山町の十王堂菩薩も観音様と同様に火事よけの利益佛として名高く、昔よりの大火にも下佐山町の古川文五郎宅にて風を轉じ、いつも此の宅より下は焼けたることなきは此の佛の利益なりと傳ふ。



### 佐山天神堂と雷よけの傳説

栗田部町花筐公園の東方約半町、檜の木に囲まれし間口二間に奥行二間の粗末な赤塗りの御堂あり。この御堂には須久那姫尊と菅原道真公の尊い二體が合祀されしものといはれ、町の人人は俗に天神様と稱し居れり。

境内には檜の木多く、その中にて特に目立ちたる五本の檜はいづれも中程から裂かれあり。

これは天保七年の秋、この町が未だ村落なりし頃に大暴風雨中に落雷あり、十數戸が火災の難を蒙りし時にこの檜の木にも落雷せしものなりといふ。



佐山天神堂と雷落に裂かれし木の檜

往時よりの傳説にて天神様は雷の神にて天神様の境内には落雷なしといふに、この境内に被害を及ぼせしは不都合なりと天神様はお怒りになり、落雷ありてより七日目の夜、當時の庄屋津木茂衛門の枕元に立たれ「われは天神なり、われに祈願せよ、さ

すれば天に上りて今後雷がこの村に落ちることなきやういたさん。」との御告げをなされたり。翌日、村人總出にてこの御堂の前に夜を徹して祈願せしところ、不思議にもそれ以來およそ百年に至る現在までこの村には一度の落雷なく、人々もその時以來は如何に烈しき雷鳴にも驚くことなく天神様の功德を讃へるといふ話なり。



### 攔筆にあたりて

栗田部の火災に於ける被害を考察するに、寛政八年（紀元二四五六年）の本町大火より昭和十五年に至る約百五十年間、大火のみにも寛政十二年の下二日市の火災、天保五年の馬場の大火、明治二年の上二日市の大火、明治六年の癸酉の大火、昭和二年の丁卯の大火等六回の大火にて合計一千百五十八棟を烏有に歸せしなり。然して此の焼失戸數を一年に平均すると、毎年八戸づつ焼失したる算用となる。

又、丁卯の大火のみについていふに、其の當時の損害價格は動産不動産合せて安く見て百萬圓と稱されてゐる。この百萬圓が烏有に歸せず町に現金として残りゐるとせば、年二分五厘の安利として實に二萬五千圓の利子にて、其の利子だけで立派な自動車唧筒を年々二臺づつ購入し得る譯で、實に恐ろしきは火災なり。

思ひをこゝによせる時、一般町民の警火思想の向上を希望してやまぬ次第なり。尙一つの希望は、昔自衛團に使用せし友眞、丹誠、明眞、明治、天誠の五社の組員が使用せし弓張、門札、半被、鳶口、火事笠、腹がけ、高張、古帳簿等は、湮滅せぬ此の際、自發的に寶物館へ寄



贈せられん事を切に希望す。

精魂を培して秃筆を進めし以所又こゝにあり。愛町の念燃ゆる熱血より夜を徹して筆を執りし事幾度ぞ、編者公正、無私、必要と感ぜるものは擧げて採録し、意に副はざる事項は之を省く、敢て他よりの干渉を俟たず。唯、淺學寡聞にて幾多の貴き資料の漏落あるを憂ふるのみ。他日補訂して再録せんとす。冀くは識者各位の御教示の勞を願ふのみ。擱筆にあたり希望を述べ。

編者

粟田部警防史

昭和十六年九月五日 印刷  
昭和十六年九月十日 發行

(非賣品)

福井縣今立郡粟田部町四二ノ二

著者 飯田 榮助

福井縣今立郡粟田部町二七ノ五

發行者 西野 勝治郎

東京市牛込區矢來町九二

印刷者 早田 忠雄

富士印刷株式會社印刷



